第四章 長島事件と自治



自助会事務所となった桃源寮 (1936年建設、愛生自治会蔵)

外島保養院・邑久光明園の自治会活動に関する資料を収録 亰 事件に関する資料、 長島愛生園で処遇の改善を掲げて入所者が園と対立した長島 焦点をあてる。 処遇するかは、 の資料では、 の自治会活動についての資料、 長 島事件と自治 入所者による自治を切り口に、こうした問 具体的には、 療養所運営の根幹に関わる問題である。 および事件を契機として開始された愛生 病状や経歴も異なる入所者をどのように 一九三六年 早くから自治を行っていた (昭和一一) 八月に 題に 本章

ている。

後も、 b 多く採録するという観点からも、 者名簿など一 た愛生園資料はこうした立場から作成・ に当時長島愛生園は 資料が多くを占めることとなった。 今回 であるため、 0) したがって、これまで知られていない資料をできるだけ がほとんどを占め、 その動向について絶えず注視していた。 長島事件という激しい 0) 調 査 の結果、 部のものを除けば 自治に対する批判的な言説を多く含んでいる。 入所者による自治を認めようとしなかっ 両園 また光明園が保管する資料は入院患 の自治会が所蔵する資料は 闘争のはてに自助会が成立した 戦 結果として長島愛生園 前のものは存在しなか もっとも、 収集 保管されたも 後述するよう 本章が収録 戦後 所蔵 0 0

> 0) を付記しておきたい。 園については多くの資料を採録することはできなかったもの しようとするものであることは言うまでもない。 声を越えて、 ことにあるのではなく、 しかし、 機関誌『楓』など、 本書の意図はもとより自治の意義を過小に 入所者の自治が模索されていたことを明らかに 参照すべき資料が存在していること むしろこうした厳しい監視や 方、 評 価 光明 する 問 0

九五 は、 が組織されている。 連携している。 を届けるための活動などを継続している。 たハンセン病問題に関する施策と社会に対して、 9 進みつつあるなかで、 入所者自治の意義 全国組織である全国ハンセン病療養所入所者協議会 年全国 国 立 癩療養所患者協議会として結成) ハンセン病に対する社会の理解 療養所では今日も入所者による自治会 療養所の将来構想や社会啓発とい 各療養所 当事者 を通じて の自治会 が少しず 0) 声 9

限られたことではなく、 つ複雑さを示している。 まな要求を掲げて交渉を行うこと自体、 癒を目指した患者が自らを組織し そもそも療養所とは治療を目的とした病院施設であ もっとも、 九四八年 療養所や国に対してさまざ 患者運 昭 和二三 動は ンセン 病問 には ンセン病 H ŋ, 題 本国 0) 治 持

ける入所者の自治会活動であったとされている。の最も先駆的な運動は戦前期におけるハンセン病療養所にお者自らの要求を実現するために組織されている。ただし、そ立私立療養所患者同盟(翌年には日本患者同盟と改称)が患

年)、 は、 それぞれの園における自治の展開過程についての資料を掲載 れらは、 うに自治会幹部としての体験を克明に記したものもある。 八 出 概要については、 し考察するが、 も貴重な証 田 か 九年) 版、 中文雄 長島愛生園入園者五十年史—』 岡 さらに検討を重ねていくことが必要である 邑久光明園入園者八十年の歩み』(日本文教出版、 山 同 一九九八年)、 県下の二つの などがある。 入所者自らの手によってまとめられたという意味で 曙 『失われた歳月』 言である。 0) 潮風 入所者自治の 既に長島愛生園入園者自治会 療養所におけるそれぞれの自治会活 -長島愛生園入園者自治会史』 ここではそうした成果に基づきながら、 また、入所者自身の回顧録のなかには、 邑久光明園入園者自治会『風と海 (皓星社、 実態とその (日本文教出版 二〇〇五年)などのよ 歴史的 意義に |隔絶 (日本文教 一九八二 つい 0 里程 0) 動 九 7 な 0)

保養院は関西を中心とする二府十県によって一九〇九年(明**外島保養院・光明園の自治**第一章で触れたとおり、外島

にも、 料としては掲載していないが、 によって被災するまで大阪市西淀 治がどのようなかたちで始まったのかについて理 最も早期に導入した療養所として知られるため、 治四二) 経過についてやや詳しく触れておきたい に開設され、 一九三四 外島保養院は入所者 年 川区に存在した。 留 和 九 九月に室戸台風 解 入所 本章に するため 0) 自治を 0) 自

った。 ラン そこでは舎長選挙規程が制定され、 申し出る総代に民族自決の世界的 治制度を導入しようとしたと言える。 た岡山県邑久郡本庄村 した方法を療養所に持ち込んだのは、 は常に院と交渉を持っていたことなどが記されてい しての役割も担ったこと、舎長会が二名の総代を互選し総代 院長の認可を経て実施されたり、 以降の年次報告書に、 れていたと言われるが、 外島保養院では大正初期に入所者による自治組 チストとして活躍した経歴をもち、 自 治制 大阪府警の警視であった今田は入所者取 度の定着に尽力したとも言えよう。 自治的制度についての記述が見られる。 (現瀬戸 療養所としては一九 内 舎長会が院長の 潮流を示して翻意させるな 市 舎長会の決議した事項 しか 初代院長として在職 出身の今田 九二五年に着任 八年 また、 自 締 虎次郎 治 諮 織 のために る。 問 (大正七) が 0) 機関 ?形成さ 返 エ こう ス であ 上 を 自

を、 営されるなど、 た村田正太のように、まさたか は高く評価されるべきであろう。 された自治会の規約にあらわれる「相愛互助」 仰に支えられつつ、 ち込もうとした。 から無収入者に対する互助金制度が入所者によって創設 象徴される。 ていた。外島自治会の理念は、 立を求める青年層であり、 影響を受けつつ、 入所者自らが解決しようとする取り組みがなされたこと この理念に基づき、 療養所が解決することのできなかった諸 これに呼応したの 療養所運営に入所者の主体性を積 青年団 外島保養院 彼等の多くは阿部礼治のように信 や自治会の中核的な担い手となっ 病む者としての犠牲 九二七年 の歴代院長は時 が、 療養所力 昭 という言語 和二 内 代 0) 秩 極 0) に改定 的に持 的 序 潮 葉に 問 精 0) 流 運 題 確 神 12

件 と厳しく対立していたため、 をもった「赤化」 を迎えるかに見えた。 る社会的 誕生した。 レ 0) 際 タリア癩者解放同盟という全国組織を結成 昭 排除を初 自治会は彼等の追放を求め、 これらの 和初期にはマルクス主義を掲げる勢力が院 職員 め 勢力は、 て問題化するなど患者運動は新たな展開 の摘発が契機となったいわ しかし、 これらの 九三三年八月に社会主 九三二年 院長了解のもとで集団 勢力は既存 (昭和-七 ゆる外島事 に 日 の自 病に対す 一義思想 内にも 治会 本プ

に赤の媚薬」などとする扇情的な報道が行われると、村田は「脱走」を余儀なくされた。そのことが発覚し「レプラ患者

監督責任を問

われて保養院を去るのであった。

が、 生 後任として院長となった原田久作は光明園の再建に尽力した
ひさとも 期 ととなり、 る。 めぐる暗闘の存在を強く示唆してい 結局外島保養院は大阪に再建されることはなかった。 近況を報告しあった。 (昭和一一)に創刊され、 園より神宮良一が迎えられた。 その の復興を願うこととなった。 移転復興がなった直後に解 当時の入所者は全国六ヶ所の療養所に分散委託されるこ 翌. 自治会執行部は群馬県の栗生楽泉園に置 九三四年九月に室戸台風で外島保 再建の経過については第一章に譲るが 離ればなれになった仲間 任されたことは、 機 関誌 る。 原 楓 田 の跡 b 養院 には長島愛 一九三六年 再 は は 建 か れて早 方針 村 互 潰 滅 田 0 0 す

なかった。 か が掲げられ、 の追放処分が行わ 九四〇 Ĺ 再建後の 一九三九年八月には園内結婚に伴う断 年九月には作業規定の改定をめぐって反対者十二名 療養所では、 外島自治会の継承が訴えられるのであ れるなど、 「光明スピリット」 その過程は平坦なものとは言え など様 種が 決議され、 々 な標語

た。

0 自 遠 自治を認めることは職員の怠慢であるとして厳しく叱責 治を認めようとはせず、 5 ハンセン病 長 れてい 島愛生園の自治 の院長から長島愛生園長に転じた光田 た。 政策に大きな影響を与えた光田 第一 区全生病院 これに対して長島愛生園は、 一九三二年の所長会議では入所者 (現東京都東村山 は、 健輔によって 入所者による 市多磨全生 近代日 率 本

ある。 で保管されてい 部職員の更迭などを求めて立ち上がった。これが長島事件 入所者の不満は頂点に達し、 つめるべく、 増え続ける入所者の生活費を捻出するために、 たび標榜された。 八月十二日の作業事務所の作業放棄に端を発した騒動は、 や内務省との交渉を行った。 一大家族として結束すべきであるという「家族主義」がたび った。そうした苦境を克服するために園長を家長に見立て、 極的な収容を続け、 愛生園 患者は木元巌を総代としてたびたび声明書を発し、 ...は開設以来十坪住宅の寄付運動などに支えられて積 作業現場の総点検が抜き打ち的に行われると、 た資料は、 だが、 そのことは入所者の待遇の低下につなが 一九三六年 事件の様子を生々しく伝えている。 第一 入所者が待遇の改善と自治 節で示したように、 (昭和一一) 八月十日 作業賃を切り 事 務局 幹 袁 で

> む者、 秩序は極めて混沌としていた。 部作業を除いた全面ストライキ、 ったものと思われる。 ることは園の保護に真っ向から背くものとして捉え、 舎長会顧問のような人々は、 イキへと深刻化した。 ストライキという戦術も強硬な手段として受け入れがたか 職員への内通者など様々な潮流が存在し、 園内には自治を要求する者、 事件の主導者達が自治を要求す なかでも光田健輔を敬愛する 十八日にはハンガー 療 養所内 それを拒 ストラ ンガ 0

等を確認して終結した。それ以後、 に自治の機運が高まっていたことを示す一 程で青年団が弁論大会を開催し、 処遇をめぐって当事者間の交渉が断続的に行われた。 0 が お 治とは何かをめぐっても議論されていたことは、 もあり、 たと言われている 11 事件当時、 事件は、 たことも、 八月二十八日に患者代表と園長がストライキ 岡 自治を実践していた外島保養院からの委託患者 出場警の堀部特高課長が仲介に乗り出したこと 愛生園患者に自治を要求させるきっかけとな その 療養所のあるべき入所 中で 例と言えよう。 療養所における 入所者 その の解 0 者 過 な 間 自

島愛生園における事件の発生は各方面に衝撃を与え、事件中一方、ハンセン病患者にとっての理想郷とされたはずの長

に愛生園 患者の不法行為を罰する刑務所の必要性が強調されていた。 ぼ 0 すべてが入所者の要求を過大なものとしてしりぞけてお や電報 件の渦中にあって光田自身が準備していた辞表にも、 に寄せられた関係者、 類はおびただしい数にのぼる。 社会事業家、 しかし、 岡 Ш 県関係者等 そのほ

とは、 なり、 ととなった。 患者の再入所、 考にしつつ規約が作成され、 7 る 健派と強硬派の対立は解けていなかった。こうした困難な要 島事件の中心的メンバーが自助会幹部として加わっているこ 十二月に発足した。 た第四区大島療養所 織に対する認識の欠如によるものであって、 のもとで、 園との度重なる交渉の結果、 11 「会員の福祉増進」とはほど遠いものであった」と評価 しかし、 る。 園として看過できない 自助会発足後の か 隔隔 その運営には多くの困難が待ち受けてい 予算の不成立や、 Ļ および役員の不正行動に対する追及などが重 絶の里程』 その後篤志家の寄付によって自助会事 その初代常務委員長には木元巌が就任 (香川県) 年間に四 は、 自治的組織である「自助会」 ものであり、 問題行動を起こしたとされ すでに自治制度を導入して そのことを「園 外島保養院などの制度を参 度の役員交代が行われるこ 入所者の中でも穏 その目的とす の非協力と、 た。 長 が 務 る

> 所・ ていった。 松寿寮が建設されるなど、 自助会の基盤は着実に 整備

れ

獲得された療養所の自治も、 のである。 のための聖戦」 と手放されていくこととなる。 戦前期の自治の終焉 に従事すべきであることが声高に主張され だが、こうした苦難を経てようやく 戦争の影が忍び寄ることで次 入所者に対しても 「国土浄

事の一環として、 を整理することは困難である。 ただし、そこでは家族主義か自治かという二者択一から問 を迫られていたことを示すものとして注目すべきであろう。 意見が提起されたが、 た。このような中、 者作業による神社 ることとなった。 仁慈」 また、 九三九年九月一 の同調に拍車を掛けた一因と言えよう。 が強調されてきたことも、 職員・ 入所者をとわず、 光明神社の起工式が行われた。この 日が興亜奉公日とされ、 建設が始まり、 職員の側からも入所者との関係を見直 九四〇年九月には紀元二六〇〇年記 このことは自治の理念が何等 翌年一 隔 戦時体制下での国 離 政策におけ 月に鎮座式が行 以後毎月実施され 邑久光明 る皇 かの変容 /園では、 [体観念 室の す 患 n

方、 戦時体制のもと、 生活に必要な物資も満足に得られ

給量 となる。 を言い渡されたのであった。 生した。その結果、 なくなっていった。 の、こうした厳しい処分も自助会運営に暗い影を落とすこと 田 ないことを誓約させられて再入所することができたもの 中文雄が、 一の削 :減を打ち出す園とそれを拒否する入所者の対立 九四〇年一月に不穏分子として突如退園処分 当時常務委員長として園と交渉してい 長島愛生園の場合、 田中は三ヶ月後に自助会に関与 一九四〇年に木炭配 が た 発

几 者組織として維持されたものの、 明園では、 などと呼びかけて、 皮解消をなし、 運営の現実面に於て時局にソグハザルもの尠からず、 十一日に自助会常務委員 る 応の体制を堅立し、 の機構にして時代思潮に乖離するものあるに於ては此 このような状況下における愛生園では、 園政 年六月にあわせて自治が返上された。 管理主体が連合府県から厚生省に移管された一 宜しく挙国一 明朗愛生の具現を庶幾すべきと存じます」 ついに自助会を解散するにいたった。 評議員が入所者に対して「自助会 致、 光明 園長先生指示に依る時代即 園もまた園 それ以後常会が患 一九四一 長が主導す 年三月三 且つそ れが脱 九

以上のように、

自治の返上は戦時体制下における自

由

の抑

へと復帰していった。 開し 0)

の問題とも関連づけて考察される必要があろう。

圧

者運動を後押ししたと言えよう。 な薬物治療法の発見から、 て生存するための権利に基づくものであることを確定して患 い。また、 再建されていく過程で重要な経験として想起され を掲げて組織的な運動を展開したことは、 成立は、 しかし、 ていくことになるのである。 療養が恩恵的 戦後も隔離政策は継続されたものの、 たとえ僅かな期間であっても入所者が自 な救済によるものではなく、 運動は多岐にわたるものとして展 さらには 戦後に患者運動 ハンセン病の有効 たに違 H ら 本国憲法 人とし 0) 要求 な が

第一節 長島事件

1 事件の経過

二八九 長島事件の経過〔抄〕

(長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程』昭和57年刊)

事件の基因

な事態が進行していた。昭和十一年夏の長島事件を勃発させた背景として次のよう

て患者関係費は実質三割の低下となっていた。員は一、一六三名で、二七三名の定員超過であった。従っ一、昭和十年の収容定員八九○名に対し、同年七月末の実人

一、当時政府は患者作業の予算計上を認めておらず、 窮乏をたどるようになった。 予算のない作業賃捻出により、 ない作業賃は食糧費、 作業賃六銭六厘である。 八七人、その作業賃一八、九七〇円九七銭、 昭 和十年の作業実績をみると、 被服費、 定員超過による実質減に加えて 営繕費などから捻出 入園者の生活は年々著しい 作業従事者は月平均七 .一人一日平均 して 財 源 0

ルは園に対する不満、不信となっていった。密状態は必然的に患者同士のトラブルを生み、このトラブに二組同居という非人道的状態が定着していった。この過名乃至五名の一二畳半でも八名から一○名、夫婦舎も六畳、定貴超過による患者生活の窮乏は居室にも及び、定員四、

年である昭和十年の「愛生」十一月号に、次のように書いてこの事態を察知し苦慮していたのは光田園長であった。前

いる。

る。 る事である。この儘にて推移するに於ては物価騰貴と相侯 十人の超過収容をした。 た。これによって八百九十人の定員を収容した上に二百四 から十坪住宅の献金を受け入れた。 掛けてくる患者を収容するには非常手段として民間の有志 の臨時費支出は漸く拾万円に過ぎない。 0) って拡張を断行し、 って破綻が生ずるに至るであろう。 「四百人から八百九十人の定員を収容するにしても、 癩国策を建設せられ 被働的退嬰的の現状から追撃的 ん事を懇願してやまない 計算の上から到底考え得べからざ 其の額が五万円に達し この際、 後から後から 政 府 b が思 0) で 国 働 あ 的 き 庫

大家族主義を標榜し、楽土建設をめざした光田園長の「同

ていた。

入園 多数にとっては強圧的と受けとらざるを得ない 病 代表など絶えず重要ポストを占めていて「感謝党」と呼 動力となったのは、 たのである。 相愛」、「相互扶助」もこうした情勢の下では、 者であった。 この光田精神を入園者の中で強力に推進する 彼らは入園者総代、 全生病院からの 舎長、 開拓患者と一 作業主任、 · 事 入園者 態になって 部 0) ば 团 初 0) 大 体 期 n

の批判、反発は内攻していたのである。患者としてのあり方、生き方について徐々に懸隔が生じ、そこれに対し、その後急激に増加した新入園者層との間に、

事件の発端

その なった。 が 開 たのであっ あった他、 園の 愛生園における 都度大事 翌年、 たが、 に至らせず 散発的なサボや反抗がいくつかあった。 昭和七年の三月には食糧事 「騒擾」 昭和十一年夏はその予断を超えるものと 、収拾してきた経験を園 は長島事件がはじめてではない。 ・情が発端の作業放棄 幹部は持 しか って

少限に切りつめる必要に迫られて昭和十一年八月十日、夏期者の生活関係費からの捻出が困難となった。園は、支出を最超過収容によって作業賃の支出が三倍以上の増となり、患

の部員 業現場の 早朝作業の始まる午前五時半、 勤しない が 時間外に働いてい 者を出勤者として捺印したもの、 総点検を実施し、 洗濯場、 ないのを時間外 分館職員の総動員によって作 農芸部 道路部では二三名 出勤にしているな 水部 などで出

どの不正事実を摘発した。

に陥り、 務態度に不満を唱え、 務を処理している入園者の作業事 な取り扱いに反発した作業従事者たちは八月十一日、 この当局の不意うちともいえる厳重監査と、 八月十二日以降作業事務の拒否を決定した。 作業事務所は園と作業従事者の 務所 (作業センター) 職 員 0) 板挟 作 高 の業 :業事 圧 Z 的

だしい、 が でないと患者代表のわれわれに連絡がない は規則上やむをえないが、 館に呼ばれてこの報告を受けた。 るという事件が起こった。 人の患者が患者の密告によって検束され、 ?ある、 たまたま八月十二日の午前三時半ごろ、 と日ごろのうっ憤をぶちまけたのであった。 また頻繁に逃走者があるのは 近頃は舎長会顧 総代木元巌、 木元、 生活 副 堀内の両名は、 環境 監禁室に収容され 逃走を計 のは本末 問らと協 総代堀内文雄は 0) 悪化 転 議した後 画 した四 倒 も甚 原 因 分

園者を礼拝堂に集め、作業中止などの事態を招くような行動園内の不穏な空気を警戒した光田園長は午前十一時、全入

な

かった。

病棟、 を慎むように 応じなかった。 を待たせるのが当時 り返した。 浪費に堪えかねて、 る間に配 不自 しかし、 食 由 訓 舎付添や炊事当番 0) 時間になった。 示した。 0 礼 炊事場職員に配食を迫り、 慣例であったので、 拝堂で行事 その後 配 0) の入園者との応答が長引 四〇名余りが炎天下 0 食場では配食を待って ある際は終了時まで配 職員はこれを楯に 押し問答をく 0 時 11 13 食 間 た 7

う一波乱があって、更に配食時間がおくれた。 「いないでででである。 に努めたが、礼拝堂の雲ゆきを知って興奮してきた群衆の騒ぎは容易に静まる情勢ではなかった。礼拝堂ではようやく園でいたが、新たに土工部から作業をとの交渉が終わろうとしていたが、新たに土工部から作業をしてがある。

問、 者は木元、 諒 対 員に相当する予算の支出など、 解 策を協議した。ここで園の作業事務所再開 後二時、 梶 したが、 道 堀内の 小 松の 園から 舎長会顧問以外の全員は新患者の収容停 作 正 副 業事務所 四谷事務官、 総代、 栗下、 正副主任 根本的解決を要求して譲ら 宮川 坂本、 5 書記、 が事態収 杉山、 要求を顧 藤 らの舎長会顧 田 公拾につ 嘱 託 Ë 問 らは 入園 現 7

> 然となったが、 群衆は更に増加して光ヶ丘から監禁室、 まで戦へ」「革命の機到来す、 11 方面へとデモ行進を行い気勢をあげた。 入園者総代を無視した園の態度は、 ぎに驚い らぬ間に光ヶ丘に集まり、 汗と油の賃金を奪はんとする奴を葬れ」 午後七十 た。「園長の首を切れ」「同志よ来れ、 この騒ぎのなかで、 団は分館、 た園 時ごろになって約一 本館方面へ喚声をあげながら行進し、 は、 その日は午後十一時ごろになって解散した。 舎長会顧問 園内各所に檄文のビラが貼り出され 恵の鐘を乱打しはじめた。 ○○名の入園者は .の栗下、 同志よ集 入園者の興奮に油を注ぎ、 杉山らに説得させたが 収容所、 勢いに乗っ われらの 「長島地獄 正義の 正 医 ためにあく 副 て過激 霐 癩療養所 傘下に この 内は 代 H 0) 7 騒 出 知

といったものであった。

事件の経過(一)

定した。 しての浪花道路の工事を中止する旨の釈明書を園長に提出 八月十三日から看護部 方、 また、 作業場の 外島保養院の委託患者六四 正 副 主 動物飼育部以外の全作業の拒否を決 在 · 約 四 \bigcirc 名 は新 良 「名は、 田 海岸に集合 記念事業と

て作業を拒否した。

際、職員家族の島外待避に備えるとともに、本館付近には火園はこの不穏な情勢に対応して全職員を待機させ、万一の

災に備えて放水器を用意した。

席上、 13 者関係の作業、 員会」を結成、 確立が絶対だ」と提案した。 り自主管理と運営が必要である。 どり、 確保され 入した。 を主張してこれに同意した。 ていた木元総代は、 では全面 板野近太、 八月十三日、 木元総代は、 妥協点は見出せなかった。 たが、 郵便配達、 .拒否を主張する強硬派と穏健派の主張は平行線をた 副委員長に佐々木守ら一〇名を選出した。 事業、 これより先、 看護部、 正 副 配総代、 「入園者のこの窮乏を打開するには入園 治療手伝いなどは職員によって最少 午後一時、 給与、 動物飼育部以外の全作業がストに 顧 人事、 討議の結果 舎長会も年二回の予算公開 問を除く中から互選して委員 再度開かれた野外の作業主任 礼拝堂に舎長会を招集した。 そのためには先ず自治制 主任会の成りゆきを見守っ 教育、 「自治制 宗教など全般に可 施行準備委 限に など 長 0 会 突

顧問らが討議に入った午後八時ごろ、 会議の模様を盗聴し を見守った。 礼拝堂には三〇〇名位の 方、 てい 礼拝堂の たの 入園者が傍聴にかけつけ成 である。 天井裏には二名の 天井裏に職員が潜んで 準備委員、 職 正 員が潜み、 副 りゆき 総代、

> 三名を会場内に拘束した。 ていた二名の る始末となった。 く攻撃、 しを要求したが、 館から礼拝堂につながれているのを発見、 11 るのを発見した。 これを知った光田園長は、 手当たり 職員を捕え、 しだいに物を投げつけ、 入園者の怒りは収まらず、 盗聴を知って激昂した入園者は、 この騒ぎの中で電話線が秘かに本 礼拝堂前を通行中の 直ちに礼拝堂に来て職員の引渡 これをも押収した。 罵詈雑言を浴び 袁 職 0) 員と 態 度を激 盗聴し 併 せて せ

機中の四谷事務官に指示した。それでも園内の騒ぎは に流れ、 気配がなく、 士の不穏もエスカレートしていった。 換条件に、 園長はようやく入園者の要求を容れ、 過激派 逃走未遂で監禁中の四名の釈放を認め、 事務本館、 の者が穏健派にリンチを加えるなど、 分館の襲撃、 放火などのデマが盛 盗聴職品 員 の釈放と交 本館に待 患者 静 まる 同 6

消火用 群 これを本館襲撃と錯覚した職員は狼狽 煮やした一 りしている間に、 この混乱で警官導入のデマが飛び、 衆は喚声をあげて本館めがけて投石し、 ホ 1 群は、 スで放水したからたまらない。 監禁室の四 本 館 東の道を通 一人の釈放が手間どったのに業を ŋ Ĺ リンチ収 監禁室へ 棍棒をふるって医 この集団に向けて ぞくぞく加わ 拾に当 押しよせた。 たった

要求する。

に四四 局 0) ガラスを破壊 人を奪取した。 Ĺ しかし、 他 0) これら 群は監禁室の扉を破壊して Ó 行動は偶発的で、 正 強 引 副

総代の指揮によるものではなかった。

た。 た。 礼 ・拝堂における自治制を要求する折衝は結論には至らなか 内務省 岡 園長が帰 Щ 県当局 0 たの 0) 出 張を求め は翌十 ·四日午前 て是非 0) 判 一時であっ 断 を乞

(中略)

事件の経過(二)

この園内険悪化に備えて、四谷事務官は牛窓警察署に出勤

を要請してい

警戒に当たるとともに入園者との折衝に努めたが進展はなか八月十四日早朝、牛窓署から井上署長以下二七名が到着、

入園者はこの園の措置に対応して入園者大会を開き、

った。

一、患者の自治制確立を要求する。

二、その原案作成を正副総代、顧問三名、会長会から二〇

名を選び、二五名でこれに当たる。

三、光田園長、四谷事務官、宮川書記、藤田嘱託の辞任を

四、内務省へ直接嘆願するか、郵送して要望する。

五、内務省係官の派遣を要請する。

以上五五

項目を決議

した。

嘆 願 書

期ス能 度 糠 調 ク ヲ キテハ二枚ノモノハー 衣食住ノ安否ヲスラ惹起スルニ至ル、 近時ノ経済的窮迫 寒心ノ外無ク、 稍トモスレバ其ノ言動ノ放縦ニ流レントスルニ至レル ハ全生活ニ暴露セリ、 指導ニ依リ、 大家族」 ノ誤謬ヲ如実ニ物語 愛生園 ラ混ジ ニシテ、 知ラザルガ如ク、 過スコト ノ制限ニ ハザル処ナリ、 タル ノ美名ハアリト雖モ、 開園以来茲ニ六ケ年、 由 コ ヲ得ズ、 吾人ノ順当ナル福祉ノ増進ト生活 ガ如キ半搗麦ニシテ、 之レ偏ニ現制 例ニ過ギザルモ馬鈴薯ノ外皮ハ剥カズ水臭 ハ、 神文化ノ低落ハ人情ヲ薄クシ秩序ヲ欠 私物品 ル 食糧ニツキテモ半麦飯ハ良シト 枚二削減サ 試ニ我等ノ内的生活ヲ一 事実ハ最大ノ雄弁ニシテ流ニ逆フ愚態 ノミ、 作業問題ノ干渉トナリ圧迫ト 無キ者 進ンデ入園者ノ定員超過ニ依 度ノ欠陥ト園当局者ノ指導方針 全クソノ実ヲ伴 園当局者 く ハ 到底支給品ノミヲ以テ善 其ノ副食物タルヤ真ニ単 其 即チ衣類品ノ支給 ノ交換期 ノ大スロ 瞥センカ、 ラ向 ハ ザ] 何時 ナリ竟ニ 上 ル ガ ・スルモ、 保 偏 ン 唯々 覚的 ナル 全 キ ッ ル 極

シト キ汁 ヨリ善キ料理ヲ食膳ニ載セ得ルヲ確信ス、 ・スル ノ連続的 モ、 若シ当局者ニシテ誠意アラバ、 配給ニ与ルガ如キ有様、 粗食 住居ニ就テハ言フ ハモトヨリ忍ブベ 同ジ材料ヲ 以 テ

敷 モ愚ナレド、 枚 ノ小集会所スラ之ヲ充テ居ル現状ナリ、 過度ノ収容ハ住居 ノ不足ヲ告ゲ、 斯ノ如ク全般 今ヤ板間ニ上

的 不都合ト不備ヲ来スニ至レリ、 原因 *)* \ 園長, ノ売名的外交ト

吾 々ノ人格無視ニアリト断定ナスニ躊躇セズ、 茲ニ於テカ作

業運用 止トナリ正ニ園内騒然。 ジ中 ・枢タルセンター 斯クシテ恵ノ鐘ハ甦生ノ暁鐘トナリ ノ休業トナリ、 続イテ全作業ノ停

革新ノ声トナル、 ノ天井裏ニ隠姿盗聴ナシタルノミナラズ、 偶 々月例舎長会ヲ三名ノ職員ガ密ニ議事堂 不法ニモ通 行 中

患者ニホースヲ以テ放水セルガ如キ、 ホース外数種 ノ戦 闘 的

器具ノ押収品ニ依リテ知ルヲ得ベク、 令ナルコト判 明、 ココニ至リ園当局者ノ卑劣ナル手段ヲ糺弾 コレ皆四谷事務官 ノ指

スル 声ト不満ハ 愈々尖鋭化シタリ、 加之園長及事務官ノ不誠

早事 意ナル詢ニ言語道断、 態 ノ収拾不可 能ニ陥ラシメタリ、 其ノ責任ノ処置 吾等モトヨ ヲ明ニセザル態度ノ最 IJ 应 + -年ヲ

救 癩 事業ニ尽サレシ光田園長ノ功績ト園長ノ社会的体面 ラ無

世 視 ス 嗤ハレ ルニ非ラネド、 「隣ムベキ片居」ト蔑マレルヲ吾等ハ覚悟シ、 既ニ遅シ事態ノ急迫ハ其ノ余地ヲ与ヘズ、

> 敢テ恩師ニ弓ヲ引ク) 痛恨事 ヲ左記ノ通リ入園者大会ノ結

論トシテ決議 セ

自治制 度確立 一ノ件

責任者辞任勧告

光田園 長

四谷事務官

宮川書記

藤 \mathbf{H} 嘱

何卒閣 下 ノ御理 解 ノ下ニ右条項認可ノ儀ヒタスラ嘆願致ス

モ ノナリ

昭 和十 一年八月十 Ŧ. H

Ì

長島愛生園 入園者代表

木 元 厳

内務大臣

潮 恵之輔 閣 下

添えて内務省に郵送した。 この嘆 願書には入園者 これに併行して外島委託患者も署 一六〇名の血 判を交えた署名を

名つき嘆願書を送った。

中略

八月十六日、 内務省奧村理事官、 岡 山県警察部長、 堀部 特

答の要旨は 的 査が行われた。 高課長、 折 その結論 衝が午前十 警務課長らが は十三 ・時から午後六時二十分まで続行された。 翌十七日、 日の園長回答と大差はなかった。 来園、 奥村理事宮と入園者代表との 入園者の嘆願書に基づく実態調 その 本格 口 か

入園者の自治制 は認められない

入退園、 処罰等を含む人事権関与は園長権限に属する

ことで認められない

三、入園者役員の自主的選出の推選は認めるが決定権は従

来通り園長にある。

匹、 待遇改善については本年十一月から定員三一○名増を

認める。

五、 光田園長以下職員の辞職を要求することは国の行政に

対する干渉だから回答できない

 \mathcal{O} の姿勢を変えず、 増 激 「加数も現在員一、二一二名にも達せず、 (V 折衝を重ねたが、 三一〇名の定員増を約束したに止まり、 奥村理事官は園長の代弁者として 結果的にみて、 そ

入園 者の要求の全面 的 否定も同然であった。

件の経過 \equiv

会談終了後、 さっそく患者大会を開き、 十八日朝食から全

> 署などから四一 員 め た。この頃、 ハンスト決行を決議し、 名、 長島には牛窓署をはじめ、 裳掛消防団員二五四名が応援に来園 あくまでも要求貫徹 西大寺署、 0) 体 :制 岡 して を固 山 東

の鐘を乱打して気勢をあげ、 本館を中心に厳戒態勢に入っていた。 方、 入園者は歩ける者のほとんどが光 ケ丘 に集合し、

両者の対峙は正に一

触即発

0

危

恵

機を孕んでいた。

者ほど意志は強硬でこれに応ぜず、 長は患者の、 行されたのであった。 0) 炊事場などを絶えず巡回してスト ンストに入り、 健康を憂慮して、 十八日朝、 なかでも病棟入室者や不自由舎棟の弱い 恵の鐘を合図に少年少女を除く全員が一斉に 行動要員たちは棍棒を手に病棟、 再三ハンスト中止を勧告したが、 破りに備えた。 翌十九日もハンストは 田 不自由 尻医務課 ・者たち 病弱

渉の末、 立実行委員二五名と行動要員らは礼拝堂を対策本部として泊 条件としてハンスト中止の勧告があり、 0) 園者の仲介に入った。 県警の 追及はしない、 堀部特高課長はこの膠着状態を打開すべく、 十九日午後八時、 円満解決をみるまで仲介の労をとることを 特高課長より、 ハンストを中止したが、 本事件に関 時間半にわたる交 わる責 自治 園と入 制 確

まりこみ、作業拒否の闘争態勢のまま、引きつづき特高課長

との交渉をつづけた。

責任追及と処罰を要求し、これが容れられなければ総辞職すその頃、園の全職員は対策会議を開き、本事件主謀患者の

〔中略〕

る旨の強硬決議をして対抗した。

事件の収拾

申書を、 う結果にたって、 否は少年少女を除く全員投票によることを決めて散会した。 月十五日付の内務大臣宛嘆願書中の第二項、 |職員の辞任勧告の撤回を討議したが結論に至らず、 投票の結果、 八月二十三日、 堀部特高課長には要請書を提出した。 賛成九八四票、 自治制確立要求のみに絞り、 堀部特高課長の要請で患者大会を開き、 反対四二票、 即ち光田 棄権二四票とい 内 務大臣に上 その 一園長ら 八 可

中略

行 席、 た十日 岡村県警警務課長、 わ 堀 部特高課長の仲介により八月十九日以来連日折衝を続け 入園 目の二十八日午後四時、 |者は木元代表以下約六〇〇名が 園長示達事項としてようやく入園者の自治制が 堀部特高課長、 礼拝堂で内務省奥村理事官、 光田園長以下の職員が出 出 席して最終会談 自

助会」として認められたのである。

昭和十一年八月二十八日、事件解決ニ際シ園長ヨリ患者

ニ対シ示達セル事項

項中自助会ニ委譲シ得ル部分ハ、自助会ヲシテ自治的ニ、入園者全員ヲ以テスル自助会ノ組織ヲ認メ、嘆願書事

経営セシムルコト。

ト。 シテ、事件解決後少数代表者ト園当局ト協議決定スル.コニ、前項委譲事項ハ奥村内務理事官ノ提示セル案ヲ骨子ト

ルコト。 ノ他ノ事情ヲ考査シ実現可能ノモノハ可成速カニ実施ス三、嘆願書記事項中希望事項ト認メラルル部分ハ、経費其

の全面ストを解除し、事件の終結をみたのである。に対し、声明文を手交して、幾多の問題を残しながらも作業この会談終了後、木元代表から堀部特高課長と新聞記者団

声明書

モ多々アッタ事ト存ジマス、幸ニ県特高課長殿ノ心カラナ回ノ事件ニ就キ些カ世評ニ訴へ、或ハ其ノ間不穏当ナ言行私達ハ「正ヲ求メ正ニ生キル」其ノ意味ニ於キマシテ、今

0)

内部事

情に加えて、

園当局も職員会議の決議に見られ

ろう自助会の前途は多難なものをふくんでいた。

当局 ニ平和 7 礻 真剣ナ努力トシテ、 方面ニ御迷惑ヲ相カケマシタ罪ハ、 ル ス、 ヲ築ク事ニ由リマシテ、 御 入園者間ニ浮動スル芥モ愛ト理解ノ波ニ一掃サレ、 斡 . 旋 ト 右一言ヲ以テ声明ト致シマス 的解決ヲ見ルニ至リマシタ、 寛大ナル内 今後私達ガ名実トモニ世界一 務御当局 宜シク御寛恕ヲ願ヒ度イト 御処置ニ依リマシテ、 小サイ者ノ生ニ対スル 過般来世上ヲ騒ガシ各 ノ大愛生 **-**存ジ 茲 溒

昭和十一年八月二十八日

愛生園入園者代表

木 元 厳

新聞記者団御中 各通堀部特高課長殿

集団 部 を維持しながら、 表面化したものであった。 0) 長 為事 者による暴力沙汰も加えて内部統制された経緯があり、 心理による乱打で恵の鐘を破壊するなど、発足するであ 学件は、 当時 徐々に改善していこうとする穏健派 の抑圧された階層 とはいえ、 園の標榜する家族主義 の素朴な抵抗 の欝積 が、 が

しくない影響を与えていたようである。その後の医療をはじめとする生活処遇面に、人道的にも好まばかりのブラックリストを作成し、警戒を怠らなかったため、あった。そのため園は思想的、暴力的主謀者として一○○名

の決議がある。この所長会議における長島愛生園の提出議題ら二日間、東京神田のキリスト教青年会館における所長会議更にこの長島事件の後遺症として、昭和十一年十月一日か

長島愛生園提出

は、

一、癩療養所ノ拡充ニ関スル件

イ、速ニ療養所ノ拡張計画ヲ実施セラレタキコト

ロ、療養所の拡張及十坪住宅ノ寄付受納ニ当リテハ、必要

ナル初度調弁費ヲ計上又ハ支給セラレタキコト

癩療養所患者費ニ対スル補充費使途指定ニ関スル

件

三、癩患者ニ対スル懲戒施設ニ関スル件

国立

イ、特殊監禁場ヲ設置セラレタキコト

ロ、行刑政策ノ徹底ヲ期セラレタキコ・

……以下職員ニ関スル項、略……

刑法に触れる犯罪行為者のための癩刑務所設置、不良患者

生を恐れる他園の園長の発言が積極的であった。しかし、この要望に関する主張、態度では、事件の連鎖的発教訓としたもので、事件の再発防止に重点がおかれている。を収容する特殊療養所の設置要求など、すべてに長島事件を

二九〇 消毒場中島秀雄勤務日誌

(愛生園蔵「患者騒擾事件勤務日誌」昭和11年)

消毒場

中島秀雄

一心寮当直の為其の方には手伝は出来なかったが、一心寮の八月十一日夜半、分館職員は逃走患者逮捕の為活動するも、

婦全員出働、 に洗濯場に午前八時から活動開始す、 しつゝあるを知る、 剤作業に来て九時半終了し帰舎す、 八月十二日午前五時、 番をなす か ガ H キにつきて何の話もなく黙って帰った、 げにて集会をなし、 1 から患者洗濯場にて洗濯に当る様言はれ、 ゼを延 午后一 当日は 時より本館・分館・全ど全職員出動して 八月十三日、 К • У 折柄の夕立の為に外にて出来ず中止、 午 前 九時より患者委員は日 H • 雑役二名、 S の 当日此の ガーゼのより分に看護 夜佐藤看護士より明 四名の患者は石 佐藤看護士と共 事件の益 四名はスト 岜 本 々 悪化 ・ライ 則 油 Ш 乳

> り、 午后一 と聞いた」と言ふ人も出て、其では帰って貰ふ、 言ふ人、又は「和合の為にガーゼ等を洗って呉れて気の毒だ 会に突出して「ぬすみ聞した職員だと言ふ」、決してそうぢ も舎長会は礼拝堂を止て洗濯場に移る気配あり、 は殊に痛く堪難い苦痛を感じつゝ 拝堂内に腰掛させられて気がつくと体の処々がいたい、 は職員の舎長会にあらず、患者の舎長会であると言ふ者もあ 名一度におし寄せて手足を取り上て礼拝堂内に押込み、 ると、汽罐場南側坂にて一患者に捕まり、 く、午后八時卅五分迄働き、かねて内命の時間迄働きたるに 舎長会開かん為に当場借りに来たる際は断る様其の命も受 の命を受けて午后六時より洗濯場に一人で働き、 れて次に山下さんも下る、 ゃあない、洗濯した事を語りしに、 る事を言ふも聞入れず彼は大声を上て同志を呼び、二、 つき、スヱッチを切り礼拝堂北側を通り消毒場に帰らんとす 一度帰る様になった時、 時礼拝堂にて舎長会開かる、 何と弁解しても聞入ず閉口す、 其の内天上裏より園 モーターの音を聞いたと 私は夕方まで洗濯に働く 洗濯場より帰りた 此の舎長会 もし患者が 青 田 君 Щ 引下さ 看 護長

二、三の車座となり何やら静かに協議して居った、外は暴力此の二名の為に又礼拝堂内に居る事になった、其の間患者は

り、

本館

にて警備に当る

頂く、 を中民の記者之を止て礼拝堂に引上る、「中国民報」 なっ 見ると二、 团 と思ふ時、 り家族全部を虫 内務省へ行くとて席をけって外にとび出した、 なすもまとまらず、 H 0) 為に高声 五. 膝は当 時 十四四 頃牛窓署長等礼拝堂に来る、 三の 夜八時半又々立のきとなり、 Á 日午后頃入園者代表を先頭に本館 が聞えてくる、 H 打撲 明に避難させて本 の勤 より 傷 務 曲 遂に十四 あり、 は本館を言渡さるも薬局等の る様になりに大なる苦痛を感ずる 青 日も七 かくして夜は更け 山 白午 看護長 時 前 半、 七 昨 時半まで種 九時迄に浅橋にて送 九時に帰らし一 桑野婦 七百 日午后二時半 朝 名 位 0 押 食時、 長等に見て e V)仕事 か 0) Þ け 患 明 0) 安心 る所 様に よく 者が 頃よ をも 問答 方十

時(る) 十六日、 名と共に患者洗濯場にて活動す、 を まぶし 風呂流、 患 様 者がたい らしい、午后二時又出て行
な
。 0) ない る 光 官舎へ一 0 晚 り 中 種淋 午后二 くつそふに警戒半分に集っ 新 K 11 寸帰ると、 時又出 時間 H 11 物があっ を迎た、 位づい て行 た、 た、 今日も未だに静 か ったそふな、 うつら 洗濯 たく閉ざされた表戸 今 家族は午 場の H 7 居る、 前には 日 する時を過して、 医局 前 方つ まる様子 九 全部 礼 時発にて 二四 拝 か 党には 何 雑 n 十名 は た体 役二 な

> L ず 架に掛られたと思ってやって呉れ」 来 たが先に 園されて消毒場へ っと引きつゞ 聞 き何、 11 た、 来て堅く握手して、 か協議会があるらし 話に聞い た、 と力づけて帰らる、 イ 工 こちらから言は ス様と同じだ、 敬 園 0) 林 うと 先生

本館方面の警備

り応援 り、 十七日、 退島 船舶 った、 と叱る様に言って居るのが聞 時 様との内容であった、 0) 出 虫明の消防 歎願の必要ないと席をけってとび かである、今晩は暴行を起こさせぬから半分づ、交代に寝る 来な 番及消 の森丸にて登庁、 全く悪化し、 11 して頂き、 昨 時迄警備 防隊上陸 様にも返答したらしく、 内務省より来園の 夜十二 組頭に電話し 警備に当る、 前 時頃であっ に当るも 人員点呼 警備に当る、 々より来園中 本日点呼の 招集せんとしたが、 何 をなす、 奥村 た、 の異 た、 消防隊 井上署長は 理事官の 状 本 出 の奥村理事官に向 患者の会議は午后六 為小西君休なるも虫 館より 私 西 なく牛 したと 大寺 七回 は 船 言葉により 電 0) 上 舶 √ ** 陸 事、 事 組頭は今速には 話 あり 長 岡 務所にて電 L や今速にだ 百 0 Ш 余名であ 東署: 窓署 訓 、時に終 们明発三 今わ 事 辞 最 あ 長 務 早 所

十八日、昨夜三時夜に入って緊張した気持にもつかれと共に

晩より職員半分づ、九時廿分退庁を許さる

う、 備に当る、 医局も何処も全部休み、 むちだ、 眠 ŋ 今晩は患者おとなしく職員家族は全部長島へ帰った、 患者はハンストに入り益々悪化して居る、今一 あの悪 天罪と言はふか昨夜は急に寒く患者にいよく一天 e V 体が又種々の余病も出て一層苦しむだろ 私は船が 舶事務所附近 船 越) にて警 日 今 は

居る、 宅ゆっくり床に入る 何とみじめな患者かな、 て生のま、食べて居たそふな、今日は治療も平素通りやって 疲れるものか、 九日、 して居る、 夕方近くなってから、 今朝 出勤して見ると驚く、大いてい 然し話によると、 歩けない、 時間まで巡査の接待、 昨日一日食べずに居た為にかくも ハンストは愈々打切る事にす、 キウリ・トマト・ の患者はフラ 十日ぶりに帰 西瓜総

た、 種 った、 二十日、 院よりも手伝員の来園を得、 々 のデマや又職員 恩賜寮の奉仕作業も出来ず、 今晩も役割なく九時に帰宅を許さる、 今日は廿日の紀念式も挙られぬので淋しい (の有利なる様書いてあった) 感謝 実に戦々恟々もしたるであ 今日 本日 0) 廿日だっ 新 全生 聞 病 13

けて居る、大島・全生等から手伝員が見え職員が急に増しめ二十一日、園内はまだ解決策を見出せず、其の侭精々戦を続

察側との協議になり、早く解決策を見出せる様職員も相当疲なって居るといふ事をもらしていた、夜に入り内務省側・警警備の任に当る、藤田先生の話によるといとく解決も近くっきり忙しく、二人では相当の仕事である、今晩は徹夜にて

れて居るので神経がいやにとがって居る

関し患者中心人物を検束する様願出す、 二十二日、 放火等を見る様計 ある発信の中に平穏に帰したる後に園長を倒し、 官に其の事を伝達す、 局食堂に全員集合、 島内の者として九時近く迄、 仕事 は益々多忙、 画す云々と文を職員に公にして聞かさる、 園長の話あり、 いよく、解決も近からんや、 用心の為本館に居った、 島外職員は 職員側 園長は更に奥 八時退庁を許さる、 は此 の度 家屋 然し本日 0) 八村理事 事件に 夕方医 倒壊・

こうなるのが当然だ、今迄四十年間も我子の如く可愛がり今 更にくまる、事もあるまいし、 は船越にて警備に当る、 一通の書類消毒に出た、 一十三日、 患者の集会があった、 少し風あり寒い位である 中 . つ 恐らく癩者の父であろふ、 つ は 牛窓署長出 園長を首にする事撤 夕方散 回

又一層緊張す

が、中々其の運びにならない、夕方医局食堂にて決議会あり、二十四日、今日は検挙か、明日は検挙かと職員も待って居る

大宮御 祈る、 があるの 止 まり、 然しもし 所からの か、 園長と共に泣寝入りして早く元の愛の島になる様 園長によくとかれたので先ず園長に

一活する事 検挙せ 有難 11 御心に我々は患者中心人物の検挙を思 ねば職員総辞職と言が園 長 の言葉に愛

二十五日、忙しい消毒場の仕事を終えて、夜は警備に当る、

船越なるも全く静で異常なし

に決す

昨日今日と続く今日も四時半と五時半退庁を許さる少しく不足らしく、言われて居るが致方なし、静かなるが、場の仕事が忙しいので、中々手がとゞかない、近日は材料も二十六日、事件以来患者洗濯場の方へも時々行ったが、消毒

二十七日、 も大半帰署し、 本日も出来ず、 の方々が引上ただけでも余程静けさを見せて来た、 然し今晩は何の事もあるま よく 又々明日に日のべをして不安の夜がやって来 半分が園内警備に当って居る、 事 の解決を見せて居る、 岡 最後的会見は 山 東署 牛窓署員 西署

二十八日、 より患者と警察側 次の者と交代し直 たらしい、 昨 今夕八時近く敬愛園長外四名の職員が自分の地 夜の警備は後夜を受持二時からで、 に消 ・本園との会見あり、 毒場にて仕事に かわる、 何やら穏なしく片付 本日午后 三時 应 十分 五. 時

に帰園さる、島外の者は八時近く退島、島内者は今夕少しく

早目に帰宅して居る

は一 二十九日、 時に我々職員も心からなる喜びにあふる、次第である 手伝の人が見え、 け、こゝに再び元の愛生園に返らせ、治療室にも、 0) 四名は 決し、 五時頃から作業に掛って居る、 作業は本朝より開始すると言ってH 午前七時、 園長もどれ丈喜んだか分るまい、 消毒場に出 勤すると昨 持久戦十七 H 0) s · 話 病室にも、 其れと同 H にて大会 間 Y を続 Η

二九一 外島患者受入れへの思い

(愛生園蔵「患者記録票 (一人一題 "最近の愛生園")」昭和9年)

再び外島療所が健設されるのを祈る者である。 療友を暖い手で労ってあげねばならない。そして一日も早く療友を暖い手で労ってあげねばならない。そして一日も早く の療友を迎える事の出来たことを喜ぶと同時に、私達は其

あると。 愛生園の心であると思ふ。即ち御聖旨に報い奉る万分の一で 愛生園の心であると思ふ。即ち御聖旨に報い奉る万分の一で 多事多難の今日、少しでも助けあい忍びあふと云ことは我が 此際多少の不自由の点も有らうが、其処はお互ひに忍びあひ、

然し悲しい哉、私は凡人である。或る時は不平も云ふことが

である。「咽喉本すぐれば暑さを忘れる」とかた。不平なとを云へる身分ではないが、恩に馴れすぎるからある。けれとも過去を顧るときそれは余りに黒いものであつ

二九二 外島委託患者釈明書

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」昭和11年)

釈明書

今回、 ざるものであり、 委託者としての立場の行ふべき途である事を確信したるが故 て拝聴してより、 ものであります。 以て当園の為に、 れて居ると言ふ観念に依つて、此際最も妥当なる途を求めて、 もなく私は当園固有患者でないのであります。 動揺致しゐる事を甚だ遺憾に存ずるものであります。 ます。然し乍ら園長殿始め各職員方に御心配を患せ、 如何なるもので有るかを弁ぜざる私は、 れる趣きの紀念工事を、 本日より問題解決の日迄遠慮致す事を関係者に申渡たる 愛生園に於て寮友諸子の採られたる主意に付いては 且つ識る必要もなきやに考へるもので有 慎重なる考慮せし結果、 其の為に、 且今回の問 園内治安の為休み静思する事こそ、 昨日園長殿御訓辞を礼拝堂に於 題の最も狭少に終らん事を望む 事の邪正は勿論 寮友諸子に誤解さ 故に、 委託さ 申まで 袁 内 識 0 5

を以て釈明する次第であります。とれば、此の紀念工事を休みたる所以は、次第であります。されば、此の紀念工事を休みたる所以は、次第であります。されば、此の紀念工事を休みたる所以は、次第であります。されば、此の紀念工事を休みたる所以は、

外島委託者代表

折月幸

八月十三日

愛生園長

光田健輔殿

二九三 佐々木守書状にみる事件

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」昭和11年)

大野様

それでこれを書きます。
げたい気持で居りましたが、その機会がありませんでした。八月の事件について、御心配下さった事と思って、お話申上お達者ですか、案じて居ります、私達も割合元気で居ります、

で、事件中は、さぞ恐しい程いろ~~の事がニュースとして今も尚色々の所でニュースがつくられて居る様に聞きますの

その

時、

事ム官殿は作業事ム所の人達が休むのなら

いくらで

伝 へられた事と思ひます。

事があります け た事件、 れども、 私の考へた事を少し書いて見ます。 それが皆正しく本当の事であったとは思はれな 私はそう思って居ります。 それで今私 0) 見 e V

時、 たのにと時に思はれます。 様な大事になったのだと思ひます。 まりで、 事の起りは、 なってしまったのです。 て居れば、 ありましたが、 ですが、 険悪な空気だから何とか舎長もやめたいとお話した事 十三日の舎長会に出席したためにとう~~逃げられなく 遠い原因は色々の不平があったのが積って、 十二日作業事ム所が休業したのが導火線となっ 今度の事件など、一人身を持して静かに見て居れ 八月の十日頃土工部で一寸ごたく あの頃無理でも、 けれどもしかたがありませんでし 何んでも押して舎長をやめ 61 つかサンル したの 1 4 今度 0) た 話 が が 0 0 始 0

所が休業して、 それで事件の筋になりますが、 て居ります。 業事 퀿 る所の 長殿・ 事務官殿が入園者総代・ 主 在 퀿 内は相当動揺して居りました。 副 主任を集めて、 十二日午前八時より作業事 副総代・ 相談せられた様に聞 舎長会顧 その H 問 午前 ح À 11

> す。 状勢は刻々に重大化しつつある時ですから、 でやるなら三人で出来るのだ!と言はれたと聞 も休め、 ム所を平常通り開 職員の方が三人で事実出来るとしましても、 君達は十何人で仕事をしてゐるが、 1 て仕事をする様に方法を取ら これ 何とかし 既に を職 (V て居り れ て作業 たなら 퀿 員 内 0) Í 0 方

ば、

事態はもっとおだやかに推移した事と思ひます

事

す。 が、 になってゐました。 様子も常と異って来たのが りますと、 を聞きましたから、 した。そうして、 の真相はわからず、 午后になって、 中に作業主任会は、 れました。 (この時は、 お話の内容が少し抽象的で、 晩になって騒ぎは大きくなり、 然も園内の動揺は益々はげしくなって来ますが 御存じの様に園長殿の御訓辞があったのです 看護部と動 其の夜 全作業の休業 主任会で何とか、 私達もどうなる事かと心配するば (十二日) わかる様になりました。そうした 物飼 育部は当分の条件でやる (ゼネスト)を決定したの 時に合はなかった様に思は 作業主任会が開かれる事 かたづく事と思って居 家の前を通る人 かり 0 で 事

たが、 それで、この状態でありましたので、 例舎長会でありましたので、 事態の重大化の為に午后一 午后六時からの予定であ 時開会される事になったの 翌十三日 の舎長会は月 りまし

ですが。

す。 長 業主任会のやってゐる事などを調べたり聞いたりして、 た。それで舎長会では、そうした意見と前日からの騒ぎ、 う少しよくなると思はれる事があるから、改めてもらひたい。 すれば無ければ無いであきらめもつくから るか不安に思ふ。 月から予算が無いと言はれては、 様に収容せられては室が狭くて困る、 は各舎長から、 して休業したのか、 の報告及注意事項を総代から聞い かりで何も出 かくこの 大体この三つぐらひに大別せられる意見が大部分でありまし が 全作業の休業を決定した事だけで、 一つ、今やってゐる色々の事を少し替った方法で、やればも 無い』の一点張りでは困る、 中から互選で十名選んで、 その結果は、 「六十人近い舎長が皆んなかかってもごろ~~するば 私もこの舎長会に出席したのです。そうして、 騒ぎを何とかしなければならない、 来ない 各舎の一般状勢=皆んなの意向を聞いたので それで、 定員外収容が多すぎる、 から、 はっきりしなかったのです。それで今度 予算を一度見せて戴きたい、 総代 年度の替ったばかりの四月五 十七名の委員会を作ったので 年度末になったら、どうな 副総代に顧問 たのですが、 何の目的に― 次に年から年中 現在 ---、それとも**う** と言ふ事になり 作業主任会が 0) (五名) 如く毎 何を要求 『予算 と舎 そう とに H 作 0

す。(其の中へ僕も入れられたのです。)

諸

般

にしておいたのでした。ところが、 聞くなら降りて来て聞い こそその人は気の毒な事になりますので、 然し舎長会ではそのまま中島さんを止置いても仕方がない 聞きしてゐた』との理由で礼拝堂内に連れて来られたのです。 る様に、一応の方法を健てなければならないと一 その頃から礼拝堂の周囲は段々人が集って来て、 なりますし、 けれども聞かれて困る様な話はして居りませんし、 で、その説得につとめてゐるうち天井裏にも人がゐる事を皆 で、一先づ帰へってもらう事にしたのですが、外に集って来 であったと記憶して居りますが、 夕食も取らず協議をつづけて来たのです。 て来ました。それで舎長会では何とかしてこの騒ぎがおさま て職員であったら、 人のゐる事は舎長会では、 んな知って、 た多勢は、 の外で立止まった所を外に集て居た連中につかまって、 コーフンしてゐて中々帰へす事に賛成しない 騒ぎは益々大きくなって来たのです。 もしも職員でなくて患者が上ってゐたら、 この騒ぎの中で益々空気を悪くする事に たらよいとどなったのみでそのまま 昼のうちから知ってゐたのです。 消毒士の中島さんが礼 皆んなで知って大勢が騒 所が午后七時過ぎ 尋ねずに下から、 同緊張して、 騒しくなっ 天井裏に もし尋ね 立 0 0

たのです。

この大会で最后に問題になっ

たの

が、

前

夜即ち十

す。 会の 職員にホースで水をかけらたと言って誰か礼拝堂に来たので「ホイ欠」 書きました舎長会の小委員会とも言べき十数人のものが色 て、 さあ行けと言ふので何人か知りませんが多勢本館に押しかけ 談して居りますうちに、 の拾々は舎長会では不可能になって来たのです。それで、〔収拾〕 れ 来られたのです。 お話もわ なって来ました。 て分館の人を見付けたものですから、 ぎだしたのです。 て __ そうでなくても激昂してゐる一 半数位のもので、 ホースやロ 同 かりません、 ح 共に暴言 1 プ・ そうして騒ぎたってゐるところへ そうして気の早い けれども激昂してゐる一 電線など持って来たのです。 もう聞く気で聞 をはい 舎長の中にも多数の 病室の近くで (収容所の方へ行くところ) て居る人が 同ですからたまりません、 連 中 11 同 が尋ねに上 てゐるもの 同には、 愈々おさまらなく ある位で、 いきほひにあふ 퀿 は、 亰 つ 長殿が 7 長 事 舎長]々相 殿 行 前 件 5 0 \mathcal{O}

べ

どうする事も そうして礼拝堂へ たと思ひます。 って一同少し静まったのですが、 結局それでは県庁へ電話をして警官の方に来てもらう事に いろ 話して居りましたが、 舎長は午后一 事 手 0) 務官殿に来てもらって、 付け様がなくなってしまったのです。 時から集ってゐたので夕飯も食 後から一同でガンく その時は二時少し過ぎてゐ 総代・ 副 やって、 総代 が

色

議長で皆んなの意見をまとめるのに、 事にしたのです。 う舎長会の必要はない、 ので、 ったのです す。この大会では、 したので、 至って、舎長会の委員も何とも解決への方法はありませんで 長会も解散して一 まして礼拝堂の周 れるから連れて帰へると言って騒ぎたてるので、已むなく舎 は残って、 て、十四日朝六時頃礼拝堂を引揚げたのです。 同納得せず、 まして署長さんが来られたのですが、 の好意で夕食の残りを集めてニギッテ持って来て戴きました る力もなくなってゐました。 ませんし、 々の意見が 漸く腹を充たしたのでした。 何か善後策を協議し様としたのですが 最后の手段として入園者全員を集めて意見を聞 主務省から来てもらってお話しするとい 議長は総代の木元さん、 お湯もありませんから、 出 まし 十四日の午后入園者大会は開かれましたが 先づ帰へって朝食を戴きました。 囲を取りまいてゐるのです。 僕は副議長に選ばれて、 て四 ぐづくしてゐると舎長がまるめ 時 間位 皆んなは静かにしてゐると申 か かっ その中に夜明け近くなり 井上 出来るだけの努力をし 堀内さんと僕が二人副 9 たとおぼ か 署長の れて僕など 意見はのべなか その時舎長会 そのうち へて居りま お話にも 事ここに きま 何 同 がも

実

三日 から十人を加へて、二十七人の委員に依って(で全部で二十九人) 亰 にゐた人は分館の人でしたから、 それにはホー ですが、事実は前に書きました舎長会で、何とかしてこの事件 す。そうして之を主務省から出張せられる人に提出する事に は別にしたいと思ったのですが、大勢はどうする事も出来ず、 殿がはっきり僕がやらしたと言はれましたし、礼拝堂の天井 大会の意見をそのま、まとめて提出する事になりました。 の解決点を見付け様として作った十七人の委員と、新しく大会 て出来たのが今度の事件中あたかも主謀者の如く言はれた委員 なって、結果其の為に委員を作る事になったのです。 長殿も加へて四人の人に辞職勧告をすると決定されたので の夜の、 事の責任者に辞職を勧告すると言ふ事でした。 スで水をかける様な用意をさした事は、 辞職勧告の件では、 そうし 園長殿 事 ら 官

の会見の用意をして、之によって解決のみちを見付け様と待 お話はあまりにもブッキラボーな、けんもほろろな 事実入園者の大部分は内務省の人が来園された 今までの経過と入園者の考へてゐる事 決する様に思って居た様です。 翌十六日の内務省の人と 御意見を承ったの ところ も帰 と言はれる事になったのです。 には当りませんでしたが、三尺くらひ前まで飛んだのです。 たら千人の入園者が大きな失敗をしないですむか、見通しはみとう 想々以上で、内部を見ないとわからない危険な状態で、どうし(像) 際は十三日夜からの激昂は少しも緩和されて居らなかったの 見に期待してゐたので、 りで、また行き詰ってしまったのです。 御挨拶で、よく取りつく島もない―と申しますが、そのとほ したのです。 結果になってはと言ふので解散したのです。そうして、 舎長の座ってゐる中へ三つも四つも落ちてきたのです。一人、 後から下駄が五つも六つもなげられたのです。幸ひに園長殿 でしたが、十三日夜礼拝堂で園長・事ム官殿がおられた時も ふので、すぐ礼拝堂を解散したのです。これは前書きません 有りませんでしたが、礼拝堂にそのままゐてはいけないと言 で、内務省の人との会見がだめとわかった時の険悪な空気は で社会に出たがってゐた人や、 のセンター前に集めたのです。そうして委員が交代でお話 一人は当った様でした。もし内務省の人の前でも、そうした へされなかった人が相当あったのです。これらの人がこ これが後に少数の委員が一般入園者を煽動 表面や、静まってはおりましたが、 これまでに 特に園内には、 入園者全体はこの 時帰省を願 愛生園 が Н した

ですが、

を申上げたのみで終り、

十七日の会見で、

(V

P

出

なら、すぐにも話は解

ったのです。

が十六日の会見では、

そうして十五日は一日中かゝって、

の事 誰でも少しでも静に考へればわかる事ですが、多勢の怪った。 果は言語に絶する惨状を呈する事になります。 するのです。 が出来るか或は警官隊につかまって、 を越えて、コンボウを持って押しかけて行ったとしましたら、 しかけて行こうと言ふ気勢なのですから った事も事実です。それは昂奮した一同は、 れですっかり二十九名の委員は煽動者になったかたちです。 すから、 なかったところ、 から社会へ 件を利用して社会に出様と考へてゐたのですが そのセンター 委員が煽動して、 出してほしいと言った人があった様でした。 いづれにしましても、 センター前で委員が交代で話をしたもので 前 での話のうちに多少煽動的な言葉があ こんな事件を起したので、 押しかけて行ったなら結 多数の罪人が出来るか 今にも本館に押 もしも防毒線 恐ろし \Box 実が 我ガ そ

て、 然に元気のい 事が水泡になりますし、どうしても、この押しかけて行って そんな事にしては、 おとなしく話してゐたのでは聞く人はありません。 委員共努力したのです。けれども一同は激昂して居ります。 やっつけ様としてゐる気勢を転換しなくてはならないと、 本館へ押しかけ様とする気勢を反対の方へ導いたのでし 煽 動的な言葉で昂奮してゐる 十二日以来何とか解決へと努力して来た 同を引張 そこで自 , つ

> ところがこの方法は割合成功して、 一同を漸く漸く一 同 . の 統

た。

て園内を一週しようと言ふ事になったのです。 制は委員会の方へ移って来ましたが、 言葉で一同を引張って本館の方へ押しかけ様とする気勢を他 長会を中心にやらして見て、と――こんな風に考へてやって 制を取って行く事が出来る様になったのです。 くのか見当が付きません。 のまま解散するには幾分の心配がありましたので、 の方へ導く事が出来たのでした。ところがそのまま一 で、委員会はここで一同の意見を聞く事をせず、元気の たなら、前書きました様な結果になるおそれがありましたの たのです。そんな事でそれで、そのままの状態で進めて行っ て他でやったのでは都合が悪いところもあるから、 舎長は小使だから何にもならないのだ、こん度の委員も舎長 んでした。日は暮れかかって来ますが、 した。けれども委員会は鐘の事などにかかはって居ら 丘に上って行ったのですが、先へ上った人が鐘を撞き出 ゐるのですから、舎長会も委員会も事実上の統制力はなか 会のものが多いのだから実際は役に立たない、 同は各人各様の事を言って騒 激昂してゐる一 どうしてこれから行 そうして光 が、 其の頃まで、 列を作 押しのけ 先づ統 同をそ 先づ舎 しま 0

で居ります。委員会を開いて相談する時もないのです。とにで居ります。委員会を開いて相談する時もないのです。然し其の状態でお話を問て事も申し上げる事も出来ませんので、お帰へり下さる様に申しましたが、村田先生はとにかく話を聞いて呉れと言はいましたが、今お話を聞きましても無駄な事ですからお帰へり下さいと言ってゐるうちに、皆んな集って来て押し返してしまったのでした。

事でした。十三日以来礼拝堂では、 下りないことにしたのでした。(これは余談ですが、 籠城だけではだめだ、 まるまでと言ふ気持がありましたから、 光ヶ丘に籠城する事になったのです。 ない今解散すれば、 そこで委員は鐘をやめるためにも、 ハンストをやるのなら夕食を食べて来るんだったと苦笑した も委員のものは夕食を食べてゐなかったので、 してハンスト決行となったのです。ハンスト中委員は鐘楼を であったのです。 ために鐘楼へ上ったのです。その結果、 ところが、 やはり暴動化のおそれがあるので、 ハンストだ!となって、 これを一同にはかったところ、 毎日各舎の食事がすんで 一つには相談をまとめる その時は 単なる籠城のつもり 事件の解決の見込の 委員も意を決 夜中になって 唯昂奮の静 其 遂に 0 H

の日は食後すぐ会見で委員のものは食べる時間がなかったの残ったのをニギッテ持って来てもらって居りましたので、そ

です。

すが、 うして騒いだ多くの人が平常にかへりつつある今頃も毎日 運ばなくてはと思って― 折 は のを起きて行ったのでした。そうして今日まで僕としまして たから、とにかく舎長会には行って、 ます。然し、十三日にはもう朝から各作業を休んで居りまし 程苦労しなくてもよかったのにと、今でも時々こぼして居り ても、十三日の舎長会へ出席しなければ、 愛生園に係はりのある総べての人が、 部課長と前後七回か八回会見しまして、 堀部課長の調停で十九日晩ハンストを中止しましてから、 そうして十九日午后堀部特高課長と会見するまで、 なくては、 大きな損をした事と思ひます。小さい一入園者の僕にしまし 委員三名を除いた二十六名は鐘楼の上にゐたわけです。 力の及ぶ限りは最善をつくして来たつもりで居ります。が 々 の言動については悪かった事があるかも知りません。 今度の事件は愛生園の皆んな、 舎の人にも申訳ないと思って、 又この大きな問題のある時 物質の上に精神の上に それよりももっと広く 出来るだけ平和に事を 一先づ解決した事 部屋で休んでゐた 事件の真中であ 不自 由 堀 れ で 舎

仕 結果準備委員として、 かなくてはならない運命なのだろうと思って居ります。 行きがかりと思って居ります。 始末をして居ります。 方がありません。 事件中ずっと室にばかりゐた人も投票の これも入園者の一 後始末をして居られるますから、 どれもこれも自分が負って行 般投票で決め たの 何 \$ で

あ

す。 色々書いて見たい事もありますが、 やがて時が解決して呉れる事と思っております。 自分の事はやめておきま

O

から、 でもあり、 b 唯事件に付いての感想は、これまでに色々の小さい 十三日になってからでも、 結果に導く事が出来たと思ひます。十二日は別にしましても、 直 の言を聞いては職員 施行せられては如何と言ふ事 が は、 あ 業事ム所が休んだ時、 接考へて見ましても、 るから、 やがて晩年の園長殿をきづつける様な時に立至るおそれ 大きな遠因をなしてゐると思ひます。この度の事件を 職員の人も誰からか聞かれた筈でありますのに、 険悪な空気の緩和に力をつくされたら、もっと良い 又このことは直接誰に言ったと言ふ人があります 職員の方々は の威信に関するが如く省みられなか これを何とかして仕事を続けさす様 朝から皆んな各作業とも休んで居 番始に少し書きましたが、 は、 色々の事 心ある者が常に言った言葉 の方針を考へなほして 事 十二日 \dot{O} 患者 った 時 13

を、 性もよくわかってゐたのですから、 努力された方は一人も無かった様に思ひます。 午后六時の予定を繰上げて、午后一 少くも十三日の午后四時頃或は五時頃までは はりに、 決する事が出来て、 について、話し合って下さったら、 館へ届けてラジオで召集されて礼拝堂で開いてゐる舎長会 舎長会を何か陰謀団の如く取扱はれた事も不愉快です せられた事だけで、 方へロープを張り廻したり、ホースを引いて身を守る用意を は舎長会へスパイを入れて天井裏から聴かれた事と、 べずに解決の方法を考へてゐたのですが、 りましたから、 は暴れるものときめて、 よかったと思って居ります。 のです。それよりも舎長会を開いてゐる事も、 地域へ来て話をするとか話を聞くとか、 ったと思ひます。 陰謀でも協議する如く思はれたとするなら、 一人くらいは入園者の中へ来て説得せられたら もっと積極的に事件の解決に努力さるべきで 今回の如く最悪のコースをとらなくても 他はわかりません。 舎長会でも事のなりゆきを重大視して、 自分の防備 本館の方々にしましても、 舎長会も其の方針を早く 時から開いて、夕食も食 誰か来られ にのみ力を入れられるか 園長殿が任命され 事件の拡大防 職員の方で入園者 唯なされた事 又事態の重 おそくなか て事態 おかしなも 本館 が、 0) 収 止 分 大 た

た様に思って遺憾に思って居ります。

ことに気の毒であったが、 の工作がなされなかった、為に今日の決果にまでなってしま 気持は、 日もありますが、事件を通じて自分が演じた役割と、立場と れたり、 **愛生園の為によかれと思ってやって居ります。こうした騒ぎ** 今では何と言って見ても帰へっては来ません。 今度の事件については、 いと思ふ事を言ひ、又行って来たと思って居ります。 の中ですから、すべての話に花が咲いて、見当違の所で憎ま がなかった―、 ったと言ふより外ありません。入園者の中でも園長殿にはま って居られ乍らも、 弁明しようとは思ひません。 腹を立てられたりシャクにさわったり、 と言ってゐる人があります。 遂に終りまでどうした事か平和的解決 始めから皆んな事の重大性をよく知 事のなりゆきはこうなるより仕方 其の時其の時に僕はよ 事件のあとは 今は唯明日 面白く無い 自分の

事も多くさんある事と思ひます。が唯御許し下さい。今日は事件について、御心配をかけて申訳ありません。御腹立ちの

が、これで終ります。

は従ふべきものと思って居ります。

かなり長々と書きました

りますが、多勢と共に居るものは大多数で決定されたものに

ふ事が入れなくて、反対の意見が行はれた事もあってもあ

んが、御体を気をつけて下さいます様に申しました。□子からも案じて居りますばかり、お話する機会もありませ急に涼しくなりましたが、どうぞ御体を気を付けて下さい。

九月十六日

佐々木守

二九四 入所者の記す事件

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年

昭和拾壱年長島愛生園患者事件

原文

高□久□

郎

開き、 ら、 業事務所が早速其の夜新良田に行くグランドに於て作業主任 先生が礼拝堂に於いて作業事務所と土工部との経緯の有った 情を持ち経緯にもなり、 込み、作業事務所に於いては事務分館の挨拶の面白くな 明朝ひよどり舎の お話がありました所が、 てしまひ、分館との経緯を取る内に、十二日の午後 八月八日土工部作業事務所との意見の違いから事務分館に持 会を開き、 主任連の九分迄が此の時こそと改革する意見が出た、又 其の時の相談は作業全部休んで改革しやうとの相談で 作業事務所の文士連は蔭に於いて焚附けてあるか 向ふ 0) 作業事務所は土工部との経緯を忘れ Щ 作業事務所では分館が悪い の広場の所にて第二回 <u>つ</u> んだ、 主任会を より園 長 感

言

談

あり、

舎長の意見は自治制度にして呉れとの意見、

理

事

たが に空気窓があ 任が賛成した時に夕立雨にて一同解散、 革しなければする時が無い、 本さん外あまり見た事 分館に暴れ出 来た為、 舎長会が夜に入っても解決がつかず、 解散して外に出て見れば、 出す者を、 て主任会を開いたが、 意見を出したら、 が休んで困ろうが、 其の時作業事 食料品製造部、 る ありました、 職 百人程 員を捕 それから約 外 取り さあ天井裏が怪しいと暴力団 の職員と本館 暴力を持って叩く意気包囲にて主任会が出 重病 へて来て舎長会の近くに置き、 務所の ŋ, 囲 所が売店 治療手伝部、 み、 事 各作業主任が大層元気良く、 其の窓から鉛筆一 時 、が困るから休む訳けには行かぬとの意見、 治 間程経って十時半頃、 文士連の話では、 務分館では宮川先生が礼 其の内に天井裏の真中の大きい Ó の方に行かれたのでせう、 療が困ろうが後 0) 無い 桐 般患者が棍棒を持って正しい意見を 礼拝堂の中で十三日午後一 畑さんは売店を休んでは果物が 三ケ所同じ様な意見であっ 売店の品 職員と二人であった様に思ひ 本 舎長 舎長会の周 此の度び作業休んで改 が天井裏に上り、 々の為ではない 物が腐ろうが、 十三日夜又男浴場に それ 園長先生 0) 机 拝堂に一 あと全部 から一 0) 囲を棍 分館 上に落ちて 電 寸見え 時 かとの には 層事 食料部 気 田 たが、 来ず、 二人 から の所 尻先 棒 0) ま 塚 務 組 主 腐

n

ら、 事官二人程の書記と思ひます、 待って入る所へ電話線を切りに入ったのですから水を 職員が患者のこない様に消火栓よりホースを敷き、 を持ってきたり、 ら目つぶしに砂を職員が投げたと言ふてガーゼに包んだ砂 のです、桐畑さんを叩いて礼拝堂に帰る途中にて、 た、 ました、 来てありました、 ました、 連がとめたらしいです、 て私と栗下さん・神□等を叩くつもりでありましたが、 わして救ひ出すやら、 詰めました、 りをしたり棍 はそれ た連中もあるし、 其の内に暴力団が監禁してある一人の患者を監禁室をこ 宮川 0 其の たが職員さんの方ではホースも其の場へ捨 園 十四日午後四時頃と思ひました、 先 長が礼拝堂に来たと言ふて、 生外数名の職員さんが礼拝堂に見えました、 朩 園長先生は只舎長連の話を聞くのみで有り 棒を持ったま、礼拝 1 そうして夜明けて朝食を騒い スを後日 又本館前の電話線を切りに行った連 何を言 桐畑さんを呼び出して叩き、 桐畑さん丈で外の所へはこなか 1ふにも 0) 証 礼拝堂に見えまして舎長と相 拠品と言ふ ,堂の 暴力団は多勢であります 中は入りきれ 土足で手拭で頬 内務省から て礼拝堂に で朝 食に帰 山 て、 来たらと 其 な 掛けら の上 持 つの足に 中は 文士 ź った 暴力 村 程 か か 袋 か 押

团

生

事に 前 それは口で云へない様でありました、 木守・ 談 と委員連中は云ひます、 説がありまして、 さん私等と枕を並べて死んで呉れと言ひまして、 なかった事を非常に憤慨した様に話し、 六日舎長会の相談が自治会の許可がない為でしょう、 内文雄また七、 すれば許す訳には行かんと、 0) をして山 って一舎 昼食后作業事務所前に一人残らず集れと、 本岩吉が大将になり、 丘 ぱり言はれたそうです、 の広場に全員集って舎長が奥村理事官に自治制 が 方では政府としては自治制 一が自 あったか知らないそうです、 へと上りまして、 秋 助会なら許すとの報告が有りました、 山信義・ から居りる事 く廻るのです、 そうい 八人居りますが、 梶山: ふ事 同揃って先頭に立つ者は莚旗を立て 又共産文士では明石病院から来た佐 が出来ませ 佐太郎・ は任す訳には行 又暴力団は炊事場とか所々に見 ンストだから飯はたべら 舎から出なけれは棍棒で叩きます、 十六日一 十四四 度にすれば患者に一 伊原国策・ 舎長は暴力団と一致して木 ん 私は名前を忘れました、 H 日 后 午後 匹 か 中舎長会を開き何 又文士連も此 ·九日午后六時 [時から十五日 *i* 暴力団が棍棒を持 から、 小□・望□章 一時頃作業事務所 ハンスト二日 二時 つれない 切をまか 度の 自 治 十七日 許され 度は皆 一夜にき 頃 蕳 制 張 度に 퀿 んだ 程 0) 光 + 堀 長 番 演 相 す 々

た時、 間 こうした事があった時には許さないと言ひ、 した、 との決心があった様にも思はれます、 堂は警官ばかりでありました、 名の警官が来たそうです、患者の方も日出 骨折った様な話です、 だ其の外 た、 ら下りて、 ました、 我 拝堂に見へて、 生 立をする話しでありました、 れから後日 ら炊事場 しないからおなかをこわしたらい て患者さんの 々 0 間、 田 の悪い事を書いたら叩き殺すと云ひ、 其の夜朝日新聞記者か毎日新聞社記者・ 皆が山から下りて飯が食べられると喜んで、 話をしない 尻先生外二名の職員と西大寺警察署長外三、 又岡山県の 前 0) 押しかけてやかましい 八時三十分頃園長先生が炊事場へ、 新 何回も礼拝堂に於て患者大会を開き、 の外島村田院長殿が仲介に入らんと光ヶ丘 悪い事は書きませんと申して写真を取って行き 聞記者がきて写真をとるときでも、 署長さんの話では此 内に暴力団に袋叩きと成り山 堀部特高課長がきて患者側となって大分 西大寺警察署 其の月の二十 患者も愛生園を火の海にする けない 事を言ふて居りまし 度 十九日午後六時 岡山 0) 事 から粥食を出され 記者の方では決 は許すが 住宅から分館 の警察署 Ŧi. 時事 園長先生も割に 患者は二日 日 から 自 新 頃 四 13 一助会の 七 から四 聞記者ま 下 立に上っ [名と礼 亰 時 頃 力 りまし 長 頃 礼 团 山 そ 先 膳 か ま 食 か 拝 百 は

と思ひます、目覚める時がくるでせう 会の元気がない様です、いつ迄もやって、は一 園長先生に返納せずやって居りますが、 に成りまして、 大きい騒ぎであった、 日より二十九日迄作業休んで二十九日から作業開始するやう と言ふて退散しました、警察官も全部引上げまして八月十三 桃源寮を自助会事務所にして、 今後はようしたこうゆう事 友人の話しでは自助 未だ自助会を 般患者の不幸 Ò 無 £ V 様に

頃はよくなった事と思ひます叩いて割りました、最近園長先生が社会に出して直して此の書きおとしましたが、ハンスト中石工部のハンマーで釣鐘を

まだ文士の悪いのが青木勝、四国病院からきた藤田で、之は

病死しました

二九五 委託職員の負傷

(愛生園蔵「外島保養院往復書類」昭和12年)

謹啓春の候、愈々御勇健之段奉賀候(ママ)

陳者、 に簡単にして、 中 候 間 0) 処、 過般来山 御繁忙中毎々御手数を相掛 曩に御送付相煩候宮川書記殿 書類審議上別紙諸点を知悉致し度希望も有之 本茂公病の件に付、 其の後管理府に於て審理 誠に恐縮に存候得共、 の現認証明書にては 何 寔

不憫に被存候間、甚だ乍勝手事情御賢察の上、御証明方御配第に悪化し、加へて日給者なる故に全く救済の途無之、洵に卒事情御賢察の上宜敷御願申上度、何分本人も其の後病勢次

慮相煩度、此段御依頼申上候

敬具

昭和十二年四月廿八日

今沢米二

長島愛生園事務官 四谷義行殿

一、山本茂の職責

一、山本茂は何故宮川氏の背後に居りしや、その当時の状況

及二人位の少人数を以て鎮撫に当りし理由

一、対峙せる患者暴力団は相当多数なりし模様なるに、他に一、警戒線を突破して光田園長の許に至らんとせし理由

暴力を加へられたる者の有無及患者の山本を撲りし理由

一、危険を見て避難せざりし理由

昭和十二年四月三十日起案

昭和 〃 年〃月 〃 日施行 長収第二

一五五号

園長印 庶務課長印 主任印

案

事務官

外島保養院主事 今沢米二

山 本茂ノ公病ニ関 スル 件

四月二十 八日附ヲ以テ御照会相成候標記ノ件、 左記ノ通及回

報 候也

記

山 本茂 (ノ職責

名ハ指導員ニシテ、 専ラ入園者ノ作業・ 教育・ 慰安及

監護ニ任ズ

山本茂ハ何故宮川氏ノ背後ニ居リシヤ、 其ノ当時 状況

及二人位ノ少人数ヲ以テ鎮撫ニ当リシ理由

本館 夜間ニ於ケル患者ノ暴行ハ、 山本指導員ノ殴打障害ヲ受ケタル昭和十一年八月十三日 ノ襲撃、 監禁室ノ破壊ト、 礼拝堂及事務分館ノ包囲 之ニ依ル監禁処分中 ノ患

私刑等、 ル 本園 ハ全職員ヲ数班ニ分チ、 暴状 ノ限ヲ尽セルモノアリ、 本館・ 分館・礼拝堂 之ガ事態ヲ予 知 監 セ

者ノ奪還、

職員ノ拘束及之ニ対スル殴打、

患者ニ対スル

禁室· 桟 橋 官舎等各所属ノ部署ニ就キ、 夫々警戒 ノ任

ニ当ラシメシガ、 分館ニハ宮川書記以下八名ノ職員ヲ以

之ニ赴ケル光田 テ之ニ充テタリ、 園長ハ却テ暴力団ノ為ニ包囲セラレ、 然ルニ礼拝堂ニ於ケル患者鎮 撫 ノ為、

将

川書記 伴ヒ礼拝堂ニ至ラムトセシモ、 其ノ通路ヲ阻 ト対峙セザ ヲ以テ、 ニ暴行ヲ受ケムトスル 間 ニハ多数ノ患者、 礼拝堂ト最モ近接セ ルベ 直二光田園長ヲ救護セムガ為、 止 カラザル状態トナレリ セルヲ以テ、 ノ危険ニ瀕セリトノ報ニ接シタル 棍棒其ノ他ノ兇器ヲ持シ群集シ、 ル分館 遂ニ前記 既ニシテ分館ト礼拝堂ト ノ警備 両人ハ患者暴力団 Щ ニ当リ 本指導員 タル 宮

警戒線ヲ突破シテ光田園長ノ許ニ至ラントセシ理 為サムトセシニ由 前陳ノ通、 光田園長ノ身辺危急ノ報ニ接シ、 之ガ救護 由

ヲ

暴力ヲ加ヘラレタル者ノ有無及患者ノ山本ヲ撲リシ理 IJ 暴力団ノ 対峙セル患者暴力団ハ相当多数ナリシ模様ナルニ、 スベキ配置ニ属セシガ故ニシテ、 ルノ結果ニ非ズシテ、 此等暴行ヲ受ケタル職員ハ何レモ個人的事由アリタ 為暴力ヲ受ケタル職 単二当 時 員ハ宮川 勤 山本指導員 務上最 書記以 Ŧ 介同 患者ニ 下七 .断タリ 接近 名 他

危険ヲ見テ避難セザリシ理由

Щ 殴打セラレ 本指導員ノ暴力ヲ加 全職員間ニ於ケル一般的危険ハ、当時ノ情勢上各其 タルモ ノニシテ、 ヘラレタル 之ヲ予知スル ハ、 其 ノ背後 能 ヨリ不意 サ リシ

票の結果、

ノ職務ヲ放擲セザル 限リ、 之ガ避難ハ不可能タリシモノ

ナリ

二九六 患者大会報告書

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」 昭和11年)

〔封筒表〕

岡 山市小原町

光清寺 安井定晃師殿

大至急

〔封筒裏〕

岡山県邑久郡裳掛村長島愛生園

真宗同朋会 栗下信策合掌

昭 和十 年八月廿 四 [日朝

謹 で

昨日午前八時大会の結果、第二条 か んこくの件撤回)をナンカサセんとの手段より、 讃 鼓 成 (園長、 事務官外二名辞職 無記名投

几 票、 反対四十三票、 キケン二十三票、 無効一票、 惣数千○

(撤回を)、反対(撤回せぬ)、讃成九百八十

五十票、 外委員二十六名と少年少女、 青年舎は投票をのぞく

開票の票数は、 警察に厳秘

委員主謀木元、 堀内、 佐々木守、 M 藤 田 (大島)、 F, ワ

カラズに急行者山本正一、板の近太、 暴力団、 Ţ □舎長 S.

Ó 鳩舎長佐々木。 外沢山あり

第二委員組しき者池上、 K S外数名、 ケンキヨサレタラ有

いギ者

報恩青年舎カゲキ暴力団入定居者十余名あり、 大に当該者の

十分に取りしまり注意を | |

昨日青山様と何か噺したと、 かんシ人ガ委員に切りつ

私をキツモンス、 シマフナキタメナリ、 カンシト自重

ニヨリ事スム

手紙持出し投函いよく、キケンあり、 注射に事よせ、

夜間佐藤氏が誰れかキビンの者を出張頼む、 電話で頼みし時

は

 $\stackrel{\frown}{=}$ 分館へ投函せし私の手紙は、 如何なる人が取り戻しに

行くも、ダン~~コーとして絶対渡さぬ様願たし、不審と見

て居から誰れが取り戻しに行くか知れ ぬが、 大事によつて

は困るから

四 自治をしければ職 員の首キリ、 霐 長はさられぬと患者

もの、 <u>H</u>. せれし者、 は信じて居る、之れ大島、 反かん者は帰宅願、 かんしを受けしもの、 平生分館やしよく員に反かんありし者が、せんど 外島、 作業中止、大工、 けうしや作業、 九州でシさんずみの事 その他をやめさ 土工、カラ札

取

謀者は他療養所より来た人々である ここが之れでは困るからからと、之をあをるものもある、 六 自治制をしきたいとカサク、 或は外島自治をしくため

は申までもなし 待つて居る、 (七) 病気不自由者の附きそい看護を、 困らせんくくと難題や言語行動をなしてある事 しいて園の困るのを

ツキの事はわかる事にとザン念なり て居る、 八 事実無根、 聞にたへない、 又園職員悪口を尾にくをつけて警官に申 対決御弁明すれば、 当然我等がウソ

九 くと申居る事に御注意せられん事を 之よりも困らせん~~とし、悪意 くとかい して無理

事を信ず、或は又騒動起るかも知れず、 ある事を十分御考へ下さい $\widehat{+}$ 自治につきては、 いくたの難関 ありてはらんをい 全く自治はクセ者で たす

園長殿身辺を十二分御注意願ます

はありません、 です、万ケ一此の書 した。之れを届ける苦心して居ます、 まだ山々申度いが、 十分御注意を願ふ 室内もかんしあり、 (之れからも) あらわれたら、 注射に事寄せ投す積 やつと之だけかきま 私の一命

二九七 奥村理事官宛の嘆願

(愛生園蔵 患者騒擾事件雑件書 類 昭 和 11 年

「奥村理事官」

され、 昨日、 御決断希望して止みません。 その各自の意志の道徳的、 決して不逞の者の言に左右されるなく、 して被下、決して患者百年の生活の上に遺憾あらしめない様 志でない事、 再三申上る通り、 人主義的であるかと言ふ事が一応御理解されたと存じます 如に其の根底が薄弱であり、 の遣つて居る事は、 恐らくは園全体中正の士の意志であります、 先ず一部首謀者等の不平が開陳された訳であります 御来園下さつた事務官殿の前に於て、患者大会が開催 少数不呈ノ徒の策動である事を良くく 此の度の事件は、 園 内の多数は全然知らないのであります。 経済的、 しかも、 我利々であり、 決して一般園人員の意弱でご 対国家的に考察して、 此の事一人私個人でな 公明中正に御決断伏 横暴であり、 部首謀者 何 個

而懇願に堪へません。

愛生園学部教師

三宅□雄生

二九八 特高課長来園につき入所者投書

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年)

(十三日)来るそうだ、再び暴動が起るかもしれないぞ……最近交渉が思はしく無い、特高課長を呼ふそうだ、いや明日

等々の噂が、園内にはとりぐ~に伝へられて居ります

と見解を改めて、委員に対する態度も前回とは全く変へて、若しも特高課長が来るのでしたら、課長の癩に対する認識

高圧的に出て貰はねば駄目だと思ひます

んどそうした態度に出られたら全く取り附くところが無くな委員は課長だけはほんとうに信じ切つて居りますから、こ

ります

しい様子が見えますませんがかないでせうが、相当計画的に短時間の間に行ふらありますから注意して下さい、今度は前回の様に全体は動まるして又交渉が決裂した場合は、暴動化の危険性が十分に

尚、検束する場合はせめて五十人や八十人は行ふ予定で準

一回・第二回・第三回位に後に現はれる頭角を引きぬく準備ら、かへつてその反動的暴動が大きくなると思はれます、第備しなければ駄目だと思ひます、十人や二十人行ふのだつた

園へ連れて来るんだつたら困ると心配して居ります多くの人が検束しても、その人達を期日が了して再び愛生

はしなけれはならないと思ひます

二九九 光田健輔辞表稿

(岡山市立中央図書館蔵光田文庫「親書」昭和11年)

内務大臣閣下「今回長島愛生園に起りたる不祥事件は小官不内務大臣閣下「今回長島愛生園に起りたる不祥事件は小官不内務大臣閣下「の長島愛生園に起りたる不祥事件は小官不

収

容定員に達

す、

殊に曩に昭

和

五.

年

皇太后

陛

下

深く

此

事

業

13

御

軫念を垂

n

賜

ひ、

官民

0)

理

解

漸

進み今や一

万

人

0)

目

世む 畑を く軽 割 二百十七名を収容せざるを得ざる状況なり、 六十八名に過ぎ「す」、「欄外挿入」 して、 癩患者は の点 を眼 るものに 月に多きを加 を収容す、 えざる所 「漸く」 後所の 乃至三 くも を得ざる 売 快 は 前 刑法の癩に対する行政 ける事 に控 ŋ 療養所目下の収容力官公私を悉く合するも 門前 して、 癩の 割 地 例を取る見るに 0 也、 尠 方に害毒を流 0) 即チ八百三十九名の定員超過なり、」 を 伝染病にして、 なからず、 増超加収容を敢てせるも ふ 其二大原 不〔詳 往復人目を避 妻子に訣 知 機外挿入 彼等は多年の ŋ 事 而 件の 続々療養 L 然るに七月末日現 因とする所 別 来れ 或は鉄路に て婦 現在収容職は かすに至るか う勃発を来したるは小官の 施設の不備 各療養所に行き治療すれ 女子 或は ば けて舟車 病苦の為め資力尽き、 拒 所 夫を捨て、 0) 0 絶 |轢断 門を叩り は、 如 せ 故に、 き 5 0) に乗り、 八百九十名にし はら は れ、 0 の二点に帰す、 如し、 在に於て六千 き、 拒 子を捨て ń 遂に 絶 此 各所も恐くは 収 を救済 来るも 千辛万苦 容 此 漸く五 より 路 或河 蓋し各 遺 力 れ 頭 を長島 |海に投 て、 一憾に堪 す 13 来 家 は 0) 7 0) Ź 著 七 第 千百 H 不 死 彷 0) ŋ 財 地 千 は 徨 末 た 名 備 地 田 13 \mathcal{O} L

身す、 患者の 帰るに かに五 なるも、 を賄ふ割なり、 す 銭に過ぎす、 にして、 L は 希 出 0) 自 0 加へ来る、 全く空文に終らんとす、 望、 れば五三十八三銭にて「治療費」「欄外挿入」 衣食 収容力の め 拡 でん事を恐る、 足の経済原則により経費を節約す、 ぬ んす、 者も 今回 張 諺に日 待遇 実に人生悲惨の極に に急にして予算の 十五銭を以 処なきものは已むを得ず収容す、」 [の不詳事] 農村 あ 患者は此 治 俸給事務 過多によりて、 ŋ, 療 13 「然る可くは「然る」 中 就 此れに定員超過二十十 流 娯楽の諸費は漸く百 所謂千人共食により、 ても余りに 千人の大家族なれはこそ「小児病者「欄外挿入」 「欄小外 費百 て一切を賄はざるべ 0 件を醸成せしめたり、 れにより自箇 衣食足て礼節を知ると、 生活を目標として設計計上 官種 故 円 速に 郷に帰らしめ 故に病苦軽きも 共はざるを遺憾とす、 日二十八銭 贅沢に 斯 して此 拡張して予算を豊富 \hat{O} 如き結果を見たり 権利を侵害せら 流 れを救はずんば れ 銭 Ŧī. 得ると難、 農園 からす、 十円、 衣服 **季**二 を加 す、 此畢竟多数収 小官は今後 0) 小官は 一割を差引くとは 然るに 家畜 又 • ふも、 は由に用に多きを 介余り 「薪炭」 患者費 れ せられ 0) H され たる 今 せら ځ 癩 収 貧弱に至ら 即 兀 癩 重 患 0) ち 十 回 0) 容 穫 症 予 ば 及食費 六拾 療 如 は にして 防 ん事を 0) n 論 0 0) とて」 失敗 À 事 養所 く考 銭 法は 利 自 食 を 僅 余 同 0 九

せられん事を希望す

にし するする処なく られ、 事 れ、 破壊 皆然らざるなし決して稀ならす、 に党同比周して勢力を群衆に頼 満 大 動暴挙を敢てする事は各療養所に於て過去の歴史に於て比 す可からざる要求をなし、 心機の転向せしむるには少くも長時日を要す、 甚だしきは別として、 て自暴自 生活 正 制 行 裁は及はずと揚言するに至れ を猶予するを常とす、 五年に至る間 備なきを以て微罪として此を放置 検挙を敢てせず、 放火・ 外部 其病毒 癩の に馴 同気相求め、 棄に陥 悲 0) n 窃盗等を為すも、 生活を憧 の伝染性なるは万人の恐る、 惨なる病 、摘発し、 ŋ 院 内 人生を呪詛す、 患者の生活は益放縦に流 0 憬す、 或は自治の美名に隠れ群を頼んて、 稀に検挙する事 此の如き浮浪癩を強制収 状は天刑病として既に人生より 単 十年の 一調なる生活にあき足らず常に 茲に於て患者は癩者 此れを貫徹 島内生活に於ては逃走の 警官は彼等をの近かづくを恐 恩 み、 b, 此際 心顧を一 浮浪癩に於て「殊に」「爛外挿入」 当局の罪悪の微疵も仮 而して明治四十二 Ĺ あるも 犯跡 せんとする処には 朝の怒りに忘 処となる、 顕著 病者として刑 れ、 彼 刑 0 容して此 一務所に れ等 賭博 建築器 茲に於 は は れ、 不可 絶縁 は 公開 放縦 年 刑 収 不 0) 物 頻 n 暴 法 執 容 0 4 借 n 為 能 平 か 其 せ

<u>に</u>下 \$ 事 を仰かしめたり、 内五百人の収容力を有する療養所として計 は に至れり、 然れども検束室の 附与する事を癩予防に関する法律に追加せらるゝに至 要は刻々として迫 職 作るの必要なきに至れ を収容するの目的を以て、 五千人の 原因なるを以て此れなざる為事に申合せ、 大正八年に至る迄は 团 せられ逃走相 開け、 て、 員 的暴挙をなすに於ては如何ともする能はす、 は減少するに至れり、 国立 な被等の し賜 昭 特に不逞の 和六年開設 拡張計画 療 黎明のは療養所の天地に 、る御仁 養所、 大正八年、 次ぎ、 頭使 は 画を実行せらる、 一慈は、 本園 徒を監禁するが の当時にありては各療養所共に頗る静穏に 設備は漸く六、 れるも、 の甘んせざるを得ざるに至り、 地獄とし 療養所の安寧秩序は殆んと維持 患者の悔悟により、 b, 般の常習として、 は 昭 全く癩者を九 然れども大正十年より廿年 特に国立療養所として 暫定的に所長に懲戒 て開所せら 和 昭和十五 五. 年 如き 来 七人を容る、 開設せられ、 に当り、 b, 年 れずし 刑務所代用 地 の下より 認容せざるを得ざる 従て暴行・ 皇太后陛下 賭博は 爾来暗黒の幕は 画せられ 本園は甚 賭博 に過ぎず、 検 天恩豊かに 「五千人の」「欄外挿入」 九 逃 束 0) けられ の十年 逃 不逞 天 0) 療 たりと雖 走 0) 0) 如きも 走等 の最 癩 養 権 0) \overline{h} 天国 風光 の徒 患者 の必 所 能 ŋ 集 蕳 大 0

始まりしものか「五年にして」千二百名を超へ三倍に超過をとして「開所せられ人員」年次増加し、四百の収容力を以て[欄外挿入] 示すに至り、 智識楷級・百般 ・百般「各種」の労働「商工業」者・老弱男女収容人員も玉石混淆して地方の農民・乞食・遍収容人員も玉石混淆して地方の農民・乞食・遍

路 の差千差万別にして、 其嗜好・ 趣味も千差万別也、 就中、 先

に於て「殆んと」発生転向せるか如き感ありしも、「欄外挿入」 不自由なくして先年は検討自由なる療養所 年各療養所に氾濫したる危険思想は利益問題と縁遠き療養所 の暴動秩序整然として行はれ、 尚萌芽を発生し、 漸次に成長せんとする傾向あり、 其 スロ 1 ガン」 「「の温床」 の左翼陣営 今回長島 衣食住に に於て

〔後欠カ〕

に見るものに異ならず

Ξ 0 0 ハンストに際しての勧告書

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」 昭和 11年)

自発的 ハンストなれば如何ともなし難けれど、 再度勧

治療もさる事乍ら、 看護の点を十分されたし

す

ハンストはなすものもあり、 なさゞさるものもある

> 四、 若し要求をなさざれば、 治療・ 看護はなさゞる意志なり

Þ

五、 0 他の全責任は園当局にある 事此処に至らしめたる原因は園当局にあり、 故に治療そ

自治会執行委員会

医務課長殿

Ξ Ο – ハンスト反対の入所者投書

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」 昭 和 11

年

焼捨

我等ハ飯を望みつゝ 暴圧に泣くのみ

委員ハ目的達成の為の委員ナリ いざ来り救へ。 正義に生む

ハンストに移るが為の委員を選バ ス

ハンストに移ルト同時ニ委員を認メズ

ハ暴圧ニタル 屈服 0) み

Ξ Ο Ξ 医務課長宛自治会執行委員通告書

爱
全
愛生園蔵
「患者騒擾事件雑件書類」
者
騒
擾
事
件
雑
件
書
絽
人
咱
昭和
11
11 年

	(多名)圆泥 一是书题书画作杂件 言类) 田禾 14.	一、私
長島自治制度規定		一、ダカラ速ニ「異状」ヲヤツテ下サイ。
大会上の成案 基礎委員	六名	一、若シ危険ト思ハレルナラ、委員ハ責任ヲ以テ派遣看護婦
舎長会上の成案	二名	ヲ包囲保護ノ中デ見廻ツテ頂キマス
一般より行政委員を設くる事	一名	ソレトモ、警官保護ノモトニヤツテ下サツテモヨロシウゴ
大会舎長合同にて委員を設くる事		ザイマス。
大多数賛成可決	決	長島愛生園
行政委員選任は、委員長より指名		入園者自治会執行委員
行政委員(藤□。戸□。藤田。山□。	佐々木。徳□。梶山。	代表
		医務課長殿
全自治制度施行 論者	青木勝二	
	Щ	三〇三(阿部礼治日記(長島事件)
	佐々木土五郎	(光明自治会蔵「日記」昭和11年)
	桑□福□	■八月十五日(土) 曇
	戸正□	〔特別記事欄〕愛生園吾が代表より情報あり
	梶山佐太郎	朝飯前掃除をなす、又温泉に入浴る、例の医局報告を調ふ、
	深□ 稔	外科三、眼科五、歯科三、耳鼻科四
	島□米□郎	〇・T君より暑中見舞あり
絶対多数を以って賛成可決		十三日東京朝日新聞に長島愛生園作業患者騒ぐの見出しにて

れたる故、事務官の宅を襲撃し謹慎所を破戒し収容者を引出作業賃銀値上げ・待遇改善の請願すれ共、当局にはね付けら

しの大騒ぎ、牛窓署より警官三十名程出張目下警備中の由

■八月十六日(日) 曇

〔特別記事欄〕外島事務所今谷先生宛、遭難三年忌供養執行

有無に就て尋ね状を差上ぐ

吾が委託者の代表に対し、委託中移動の控と共に書面を差送長島愛生園の入園者待遇改善の騒動に就て憂慮し、注意旁々五時起床、朝の日課を済し、日曜日なる故何れも作業休止、

園長・事務官拆排決議したる様である、吾が委託中患者収容本日の東京朝日には長島事件は未だ解決に至らず益悪化す、

す

■八月十七日(月) 曇

者に此の事件真に遺憾に堪えず

〔特別記事欄〕長島愛生園今回の騒動に対し吾が代表宛注意

の書面を送る

あるのを分離して届けらる様にとの事で其の通りに決す事に朝の日課を済し、医局届ける報告を調べ表裏合同を(浪花丘)

長島愛生園問題は解決に至らず、益悪化の徴候ありと、誠に

す

遺憾至極である

■八月十八日(火) 晴

行する事となったる由、本日は其第一回遥拝式を執行さる、〔特別記事欄〕午前八時開所記念日を卜して以後遥拝式を執

K・T足傷にて入室

五時例の通り日課を済し、現状報告は外科八名、歯科三名、

眼科九名、耳鼻科五名、請求品を調べ配給す

の悪化は癩問題の八ヶ敷今日実に遺憾であるたる愛生園に於て所長・事務官の辞任を勧告するなど、事態長島愛生園騒動未だ治らず、実に困ったものだ、模範療養所

逢ふて色々教られる処あった夕食後諏訪神社に参拝し、同所に十日前より滞在中の乞食に

■八月十九日(水) 晴

〔特別記事欄〕 東家楽天氏の慰問浪花節あり

五時起床、日課を済し医局届の現状報告書を作成し、外科八

名、眼科八名、歯科壱名、耳鼻科五名

長島愛生 テイも取り入れぬ模様にて未だ解決に至らずと、 園 0) 騒動 益 マ悪化 の徴あ ŋ 当局者の誠 朝 意 H あ 新聞ニ いるチョ

長島騒動の裏面指導者に赤化分子の居りて療者をせん動して

テ

ゐる様で、 何 日解決に至るや見当つかず持久戦に入るとの 報

あり、 \mathbb{H} H 新聞

八月二十日 木 晴

(特別記事欄無記入)

五時起床、 朝の日課を済ます

昨 村田院長を袋叩きにしたとの事、 日の新聞記事によれば、 長島騒動は益々悪化しチョテイの

るも患者側之に応ぜす、 前 患者側は疲労を覚えハンスト戦術に 又当局 の温情を以て接す

入るとの記事あり、 誠に遺憾の極みである

医局報告 外科四、 耳鼻科四、 歯 科 眼 科五

八月二十一日 (金) 晴

〔特別記事欄無記

五時起床、 今朝は何うした事 か頭が痛 み 自飯 舞星 の徴候あり、 多

分例の持病が再発するのではあるまい か、 其の為朝の 日課中

止

医局届を調べに廻る 今日は外科八名、 眼科九名、 耳鼻五名

長 島愛生 嵐 0) 騒 動も 此の頃の暑と飢との為に非常に疲労し、

願 くは一日も早く解決せん事とを祈る

其

0

結果中

間

割割

れが

生じ持久戦も先きが見えたとの

報あり、

今日午後楓の原稿書にて暮しぬ

一八月二十二日 土 曇天

、特別記事欄無記入)

五時例の 通り朝の日課を勉 せ、 今日、 も頭が痛 む、 目眩 がする

け れ共我慢して起き、 医局の依頼による現状報告を調 に廻

石狩舎の阪道で倒 れたであった

る、

今日の届は割合に尠い、 少い 0) は 健康に恵るるからだ、 外科

五、 眼科七、 耳鼻三、 内診

八月二十三日 (H) 曇

、特別記事欄無記入)

六時起床、 高原特有の朝霧は 大河の様に流

今日

は

メッ

丰

リ涼しい、 日本を読み新聞を見て暮す

憂慮された長島愛生園□ |の騒動はどうやら鎮定の模様である

事 は嬉しい、 併し彼の有名な園長事務は辞表を出したる由

癩界の第一 人者を癩事 務の戦より失ふは実に遺憾である

午七時よりN君の幼児A氏の四十日記念祭に出席し九時帰

■八月二十四日 月 曇 す

(特別記事欄) 来信外島事務所ヨリ、 大島代表ヨリ

五時起床、 例の日課を勉む、 朝霧は大河の様ニ流る、 七 時 朝

食後現状報告書成、 内科診察 外科 眼 科 Ŧī. 耳

食、

三、歯科一

べ、事実ならば相当の処置をとって欲しいとの通知であった行さる由、各所の委託者には昨年の様にして欲しいとの事であった、大島代表より長島事件に就て村田前院長の遭難を調事件中に吾か病者加入なし、三年遭難忌は尼崎浄念寺にて執事後外島事務所より過日御願や御尋ねの返事あり、内容長島

■八月二十五日(火) 午前曇午後晴

求の件(各療養共同等に)、及び長島事件の御通知御礼の返〔特別記事欄〕外島事務所へ、慰霊祭(記念会)の供物費請

信を送る

六時起床、例の日課を済し、例の報告は外八、眼九、歯一、〔受信欄〕青森・東京・大島・長島・九州等へ情報を送る

耳鼻三

我が立場を守られた事を喜ぶ守り、あくまでも中立せし故安心あれとの事であった、よく長島代表より過日の返事あり、彼の事件に付委託者の立場を

U・K氏より私信、村田院長袋叩きの件に就て興奮の余りの

尋ね状であった

■八月二十六日(水) 曇

〔特別記事欄〕外島事務所に対し本日来信の御礼旁々返信す

〔受信欄〕U氏へ返事す、塚田喜太郎氏へ師を仰ぐを寄贈す〔発信欄〕来信二通、外島今谷・樋口両先生、大島代表より

六時起床、漸く朝の勉を済して朝食を戴く、食後例の医局報

告を届く、内診二名、外科八、眼科八、耳鼻二、歯科一

外島事務所より謄写版刷にて愛生園事件の報告あり、我が委

託者は加入なしとの事

せず、又村田先生袋叩きの件は新聞の誤報との知らせであっ又大島飯崎代表より通信あり、矢張愛生園事件に外島人加入

た、之にて安心す

||八月二十七日(木) 晴

六時起床、例の日課を済す、請求品配給済、七月分の勘定下〔特別記事欄〕八月号のホト、ギス山茶花M氏宛に送附す

附さる

午後より春口亭声鶴及富士松徳太夫一行浪花節及諸芸の娯楽

慰問あり

夕方K氏の宅にラジヲ聴きに行き酉代をよばる

診療所に行く途中すべって膝を打ち怪我し治療を受く

|八月二十八日(金) 晴

〔特別記事欄無記入〕

五時三拾分起床、朝の仕事をなし、朝食の後は例の日課、昨

昨 H 日草オール 作業奨励費下附の受取書を前月分と共に事務所に届く チー ム対当園患者試合あるにより、 修繕中のグ

ランド奉仕作業数日来の従事にて殆どなる、 当園にて斯かる

大々的奉仕作業は珍らしい、 之は始めてである

|八月二十九日 土 晴

〔特別記事欄無記入〕

残暑甚だ激しくなった、 今日は土用中と大差なき様である、

先日膝を怪我しヨーチンをぬった処薬に負けて痛痒いのに閉

口である

長島愛生園事件見舞旁々所長会議へ出張中の高島医官本日帰

園さる

八月三十 田 田 晴

、特別記事欄無記!

五時三拾分に起床、 朝の 日課を済し食事、 草津チー ム 来園

外島チーム対抗試合ある筈であったが来週日曜日に延期とな

る、 折角の休みに待って居たのに

去る十三日より騒ぎ出した愛生園問 問題は、 岡山県警察部 の調

停により落着せる由 一の記事あり、 園長事務官の辞職も撤回 さ

れた由、 誠に幸いな事と思ふ

八月三十一 月 晴

> (特別記事 |欄無記入]

五時起床、 朝の日課を済まして食事、 現状調べ廻り

現状調べ廻り、 今日内診二名あり、 他は外八名、 眼 八、 歯科

無 耳鼻四名

夕方より十八号に於て聖書の研究をなす、会する者Y Н

W К • N・T等の諸兄、 研太八〇・一八以下

三〇四 四谷義行・光田健輔宛栗下信策書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」 昭和11 年

〔封筒表〕

本館四谷事 F務官殿

直 被 御脚 下

(封筒裏)

昭 和拾壱八 月世 H

栗下信策合掌

四 谷事務官殿

光 田園長殿

栗下信策

恐懼謹で死以て謝罪仕るべきに、生を恥を忍びて、「を欠カ」 此の不遜

の言を奉るは重々恐入候へ共、之れも将来救癩事業に資する 謹白

一ペン鱗にもなれば幸甚と御許を願奉候

れる。 今回 た。 た。 ら、 る私の全生院より永年の病者間の心状を見るに、一一に現在 身辺にカン視人が二重三重とつきまとい居り候き、 私も犬の一人となりてあやうくも撲殺を逃れ、そのため日夜 れば人心浮動の状態にあったのをいよく~押し迫って来まし まくなつた三備品や請求品が満足にあたへられぬ様になっ の享楽のみを望むが常に候、 いよく 今回 の突発せる不祥事件につきては、 作業はヤカマシクなったと二、三年前よりややともす の事件の一 加へて経済はひつ迫して来た、人はドンくへ入 般的心状は一食事が悪くなった二室がせ 故に、 今更申までもなき事 全く驚く外なき次第 不びんな なか

ます、 今回の自治制 併し各療養所や流浪者や少し智識を有する者は平々坦 て居た、 主義では大に困る、 も大阪外島の 生活にあき、 永らく研究や同士と語り合ふて居たものであります、「志」、故に木元君や前惣代した井上君なとは自治制をしか 自治を陰に陽に主張せられて居た一人である、見よ、 山田 の強硬主張者木元君、三□君、 何事か起れかしと常に願ふて居るのが常であり 君などは、 我等の上の大なる不利であると常に申 外島の復興するや愛生園 佐々木守君、 『が家族 々 たる 藤 尤 W

. 君、田村君の如きを、今の十名の委員は最も強硬なる自治

制要求者である

田

ありました のはいげきは、此の自治制に反対者である 園長殿や四谷先生のはいげきは、此の自治制に反対者である 園長殿や四谷先生のはいげきは、此の自治制に反対者である

は、 併し、 と残念にたへず候、 なすが如き不良分子は、 が では困り候が、 深くく然ずる者に候、 しかも知れず候が、 自 7 か したは、 の様に家族主義の倒潰、 マに、 如き隠けん分子は、 治要求も之れて一トン坐を来せりと、 ねばならなかつた、 その施行上あまりへんぱがあり過ぎし処あり、 あの時き警察権を以てだんあつを加へたら、 誠に山 毛涯氏の権力の 此 徳 の家族主義を倒し、 此の様の最も残念の事にはなり得す事 去れど、 又此の事件中無警察、 園長殿が新聞紙に申されし、 氏 常に此の権 賜と信じ居 兎に角全生病院の暗黒時代を明朗 園長殿の御 0 事 多少の破かいや焼打位は 件 0) 時き警察官の強談 候、 力を以て相 面 自治制 目にかる事はなきし事 硬派委員も青くなつ しかし毛涯 を布か 無道徳 ましめて頂 余りワガ あれまで 様 必すや此 の行為を んとする 出来せ 0 此 権 غ 0 力 化

ります

り打 以てたをさねば置かぬと、 不利の言行をなす者は、 備が解かれてから、 暴力御注意御要心を切に願 であります、 て患者の為ナれるかを量り知られます、 てト息をもらした有様でありました、 のめして、 此の反対者の園長殿、 あくまで自治制を布か 此 の自治制に反対する者や、之れにつき あくまで暴力団 私かに申合せて居るのであります、 奉候 四谷先生までも決死人を しめると云ふて居る 如何に権 その后は警察官 (自警団) 力の最大に が取り の警 ŋ 0 締

必せり

ざる事は二回の惣投票でも余りに明白に候 御職員様に対し奉りて、 自治制か全般の要望にあらす、 辞職かん告の如きは全員の心にあら ましてや園長殿や四谷先生外

や電 只何と申しても、 大事にまで立ち至らしめし次第である事 話線等が只わけもなく患者を激コウさした。 会長会議中天井裏の忍び人三人と、 ずは、 e V なめる事 あれ があ ホ であ] ス \mathcal{O}

밆 は一食事の 大池も蟻の一 ゃ 請 求品 、改善二室のゆとりなく定員超過をいなむこと三備 0) 交附 穴よりの譬全くに候、 (四) 職 員 の言行の親切 私 は敢て云ふ、 是 れ位 の物であると 般患者

信ずる 併 Ļ 時態は今や県当局の患者側につき、 自治制要認となり、

自

治制を要求して患者自体が窮乏を求め、

自からがキウクツ

に沈む、 にまで出でんとするなり、 の自治制にして、 今漸時少数準 うゝ あり、 又職員様と患者間との溝は ああ 備委員会を園当局殿との 患者の暴的行為を以て患者や職 此の自治制は外島・ 園内の真白目の患者はつねに苦悩 11 大島 間に自 よく 九州 深くなり行くは 治制 員 は 小 0) 布 人事 鹿島等 n んと 件権

L

費 尤も心配してやまざる処は、 外になやめる病友を入れて頂キ度きが私の残骸の願に候 に先ず社会の は出来ぬ故は、 されし次第に候、 として来なりし、 かと心配いたし居候、 心私に多くの者は、 住宅経常費に 諸 れあく事を知らぬ 種に要求の費用にヤリクリして頂きし全部をあげて、 0) イやの愛生園にあつたとあちこちにて聞くも恐し、 舶 来ぬ限りは 御同 あつる様、 之れにあてる経常費のなき故なり、 そは堀部特高課長殿が十坪住宅をつくる事 只一ツ報恩報国に我等の行やこれでヘイ 情 癩者は何んしても度しがたき者である、 出来ぬと申されました、 此 は、 定員超過入園者を迎えるを以て大旗 0) 自治制 研 又園の之れまでの我等が慰安作業に 究 今后十坪住宅運動の一 新機軸 0) 布 れ を建て頂き、 ん事を念じ居る者もあ 私は思 ふ、 此の経 F } 恩に シ ン坐 十坪 私 故 狎 # 印 0

にしてわがま、を満足せしめんとする輩が、ついには身は次第~~に不自由になり、その苦労悩さつに眼覚さめて、之れまでの園長殿の御慈愛に涙する時や来ら、一大家族主義の再宣揚は必然たる事と私は信じ居候今回の不祥事件の諸種原因につき子細の申上度く候へ共、何分身心共に困ハイいたし居り候ため、之れにて御詫ひ申上侯、一度拝顔を得さして頂き、万端言上も奉度考へ居候但し、御参考までに、二回の投票を附記奉候を数千〇五十名	キケン 五十 自治制施行準備 自治制施行準備 心佐々木守 八五 一 藤田 八五 一 一 八五 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	キケン 五十七票 無効 (文句入) 二十一票 自治制施行準備 (当局と交渉) 起草委員 (強硬派ばかり) 起草委員 (強硬派ばかり) 本 木元巌 九六三票 一池上 五三三 一神畑 四七九 今口は委員長 小松一郎 小松一郎 以上	歩 青田三秋堀 木村□山内	四五七八八七〇五八九七六七四九
	桐 池 畑 上	四 五 三九 三	青 田木 村	五 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
八月二十三日	△印は委員	具		
園長殿外三名の辞職かんこく撤回決議	外_	一書記三名		
賛 否	高見孝平			
惣数千○五十名	小松一郎			
九百八十四票 反対	以上	<u></u>		
二十三票 無効 一	八月卅	日		
八月廿九日				
自治の字句修正賛否	何時か拝眉奉	奉る時機を給り候はゞ、	り候はゞ、	御質問に委曲御申上度
惣数千百二十票	□入候			
賛成 九百八十八票	今后は自治の	ため、	職員の方々へも又園内	又 園内(園に身方する者)
反対 五十四票	に於て、犬退	返治を断行するといきまき居り、又暴力団は自治	といきまり	き居り、マ

謹で

制進行上あくまで時きと機を見て力を振ひ、 之を貫徹せると

いきまき居候

園当局に売名的患者あつせいのためと言いくるめ、これを一 の言はまだしも、 つく中上け候ば百紙をつくする、かきなれぬ次第に候 の悪き様 の委員連中の県特高課長殿へ警察当局に陳情するに針小棒大 の善良なる患者のため のため、 カササギ会の如き最も不オン分子が居候、 警官を今日の如く巡らさせ、 くに申し上げ、 事実無根の事をかまへ、 (表言し得ぬ者) 患者の為め善かれとせし事も、 御警戒給る様園内多く 御願奉り、 誠しやかに園当局 何卒園内治安為持 是れまで 皆

すぐ明瞭の事も片々の言葉、 続けられ候事と慨嘆にたへず候、 恐らく今后自治制要求のためトシて、 いと残念に候 当局と三者立会弁明すれば 此の悪らつなる言行は

県当局も私の見る処では、 し様に見聞仕り居候、 この真意は知る由もなけれど 園当局に不利なる仲介が多く有之

三〇五 栗下信策舎長会傍聴記録

(愛生園蔵 「患者騒擾事件雑件書類」 昭和11年)

一 秘書

昨日 (三日午后六時) 木工部にて開会す

司会者清□氏にて

ります 席を乞ひ、 正 を如何にして再び熱をあげるか、 近来自治会創立に対し、 □舎長など委員と連絡をいたし、各舎より二、三人の者を出 一舎長や板野近太舎長や佐□木□太郎舎長や津□舎長、 自治に対する熱のかんきにつとめたとのことであ 般患者が熱がなくなつたから、 又持続するかにつき、 山 之 青 本

此の会に委員の方では佐々木守、] チヨー 的のものの 由に候 藤 田 此 の二人の 由にてボ

しが、 又平生理くつでも云ふ者を集めし様に候、 し様子に候、 集会者は山 私は口の手術の 舎長、 本、 板野、 舎長代理、 ため御断り 佐々木外委員等の相談の 前委員会外に知 ん申候 小生の許 識 Ĺ 階 へも参り 級 指 の者、

議題は

- $\overline{}$ 近来の食事の粗 悪 0) 件
- 近来治療の不完全不親切の件
- 自治精神につきて

とか申て、 などが主題なりし由、 ラジオ放送にて木工部に集会にせし処、 先ず隠に大□の先日婦人会を組織する 婦人ノニ

此

の気分を作るのが彼等の戦法に候

でも不平をならべ、当局に反抗する様の事を拾ひあげては、とて、隠ニ気勢をあげるべく運動いたし居る様子に候、何ん之れでは自治会成立の交渉も、之れからの運動も心もとない十名程しか寄らぬとて、青木、藤田委員はフンガイシ居る内、

十月五日朝

悪くなるといふ者があつて。とみに一般の人が迷ふから、 自治の熱が冷める、 の方法を立てるとかにて寄りく 又或る一面には、 るもの、如く考へられ候 治に対し不利なるテーマを申者は取り締まること、又何等か 局に反抗的気分をそそり、 番関心を持つ食事や治療等の事をあげ、 園内多くが自治はキウクツデある、 どうでもないといふ空気に、 自治会成立の気勢をつくらんとす 相談し居る由に候、 不平をそゝり、 委員連中又 兎に角 今より 自 当

外かく硬派連中はヤツキになり居る様子に候

三〇六 自治につき入所者投書

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年)

光田園長殿	〔封筒表〕

〔封筒裏〕

拾月十八日

失礼をも省みず、今交渉中の自治制度の事に就いて一言申し

上ます

今日の状態は強硬に自治制度を主張してゐる者は少数の委員今日の状態は強硬に自治制度を主張してゐる者は少数の委員の大方は赤きと五、六拾名の暴力団にすぎません、然も委員の大方は赤きめてゐるので御座いまして、其他大多数の者は食料の不味、給与品の不足と言ふことは常に口にして居りますが、自治に給与品の不足と言ふことは常に口にして居りますが、自治に然与品の不足と言ふことは常に口にして居りますが、自治に然を守り続けてゐるので御座います

る事、癩療養所に於て自治制なるものは決して最上のもので現今の状勢、暴力団の事、委員の大方が赤き思想の持主であ此の際、私達は各人交々堀部特高課長及び清水衛生課長宛に、

県当局からも是非か、ることのなき様、 はないと言ふ しと強硬に御願ひ致しました は 困るから、 事等、 私達からも園当局へ極力お願ひ致しますから、 々 例 証をあげて自治制など許可され 御一報を与へられ 7

以て御経営あらんことを幾重にも御願ひ申し上ます 園当局もこの点御深考の上、是非従前通りの一 大家族主義を

る委員は、 か、る場合暴力に出づる者、 直ちに徹底的に検挙されんことを切望致します 又それ等の暴力団を指図してゐ

昭和十一年拾月拾七日

光田園 長殿

四 谷事務官殿

三〇七

四谷事務官宛の建白書

(愛生園蔵「本園逃走及要注意患者関係書」 昭和11年)

建白書

呈上 谷事務官殿

す。 して 動 上 務官殿を私は愛生園 入園以来私の心の中に持論として思ひ続け、 いゐた事 0) 事務官と信じて此の私の愚かな意見を書かして頂きま が、 先般現実と成つて表はれたので、 0) 事 務官殿のみでなく、 癩予防政 絶えず心 私は益 策運 配 々

> 何卒お許し下さい。 信を得てかくも僭越を反りみずペンを運ばして頂きます。

自

第一 ケ条 長島と他の府県立との制度統

並びに国立移管の

んが、 内· に思ひを走しらすならば、自助会とか自治会とかは解散する 患者がお互ひに患者間で義務や道徳を守るに会を設ける必要 0) にもこの制度をきらつてゐる者多数あり、 で御座い 間は妙なものでドコニモそんな制度がないと文句は申しませ るの甚だしく、不祥事件の根原もこゝから発してゐます、 で御座いますが、此こに国立の制度と府県立の制 私立癩療養所は性質が別なので論じ得べき何もの んでゆけるものです。こうした事に気付き又自治制 団体とか会に頼よるは愚な方法で、 チラにも欲しいと判も判らずに悪夢を画く欠点があります、 が のみの統治方法で御座いますが)とが対立してゐるは誤 此の際府県立の患者病友が執るべき当然の道であると 府県立に自治とか自助とか(私の書くさへ不快の文字 、ますが) の会が存んすると、 制 時代と場所を考へずコ 度よりも人と人とで進 面 愛生 度 b 無く結構 園 下 (勿論) 0) の患者 事 人 変 n

信じます。

す。 殿にお返し所長の権限にするは理の当然で、 どうかと思ひ、 の流れを無視せる哀れな封建的遺物であると私は信じます。 慮したならば、 きは逃走するものもあるに心を走せ、 の病友諸君の仲でこの制度を毛虫の如くもらうより、 返上せしが如く…… 平和に隔離されてゐると申せば同情も深く外聞も善 を発見し政権を返上 されてゐたり絶滅されるものであるならば、 絶 (無論少しばかりのものであらうが) 滅 歴史上から眺むれば、 0) 道や 隔 離 潔よく此の際院当局に自治権なるものを所長 僭越あるまじき行為と信じます。 0) 道をたどるにしても、 社会の同情を思ひ、 せし如く、 維新の節徳川幕府が自家の誤 又大名等が土地 を握つてそうして 亦愛生園の出来事に遠 又各所内の自治制 患者が 自治制こそ時代 健康人の や兵馬 自 家族主義で 治 61 甚だし b 思 0) 0) 惑も 隔 権 権 れる 0) 下 を で 離 利

あり、有名無実と終つた。青森北部は先日の全焼の為、自治制は今の所自然消滅の形で

外島が復活されても、

愛生園

の隣りに建てられる、

以上愛生

これでなければ両者の協

園と同じ家族主義にするは当然で、

力は保

たれ

ぬ

とにかく九州・大島・青森の三ヶ所の自治制なるものは、皇

そうするならば反へて余計に社会人の同情を府県立の患者諸れど、大義の為又真に癩政策上を思はゞ敢へて為すべき道で、は情に於て忍びさる事であり、他から見ても気の毒と思はる散は止むを得ません。各自の持てる権益をお返ししすて去る太后陛下の御仁慈を思ひ時代に認識を深め感謝するならば解

君が受ける事と思ひます、

貫くと思ひ且つ信ずるもので御座います。 め、 これらの点に思ひを走せられて為政者たる吾が事務官殿を初 決心で御座います。 して順逆の理を示し忠告し、 て御願ひ申します。 自治制なるものを廃止せらるべく、 各療養所の 事務長殿は極力現存の三療養所に 又吾々患者も自治制下の同病者諸彦に対 急には参りませんでせうが、 断然お返し致すやう進めて見る 努力を尽され にある残骸のざんがい Ë ん事を伏し 義は必ず

時 ぼ 嵐 でした。 エ Ł 11 サであると悲憤せし方がありました。 つの世にも各人を動かすは正邪の観念にあらずして権益のけんえき 好いかと信じる者で御座い 0 0) の名数の武士が味方せしは、 てゐる者こそ、 部 されど一 の同病者を初め、 時的で一 救癩史上に足利 生恥名を残 他の三ヶ療養所に自治の夢をむさ 、ます。 やはり邪の権益に走 私の浅墓な智識では府県 0 代名詞を冠ら して居ます。 げに足利の逆 せられ L ・ま愛生 ()賊に当 つたの

草津にゐたものが、

61

つ迄も自費で療養した夢を今でも見続

けだし隔離を早からしめる方途と私は堅く信ずるもので御座 提出して、 立 るならば私の最も光栄とする所であります。 国家非常時の折、 、ます。 0) 建築費、 すべての点に平等待遇で又各療養所が聯絡協調するは、 私の僭越の言葉をお許しなされ、 その 即ち創設や拡張に際しては国費から二分の一 他の費用にも国費を使つてゐると思ひます。 今急には参りませんが、 やがて此の時機来 微意をお察し下さ を

第二ヶ条 日本精神の確立と草津部落の一考察

じます。 鋭 まして、 筆を進めます。 強いてペンを運ぶ者では断じてありませんが、 私は決して排他的でもありませんし、 角度から眺むれ 愚説をお読み下さるを伏してお願申します…、 何事も救癩運動の点に私の目のあるをお察し下さい ば、 又此の問題も忽せには出 又宗教的 現実と事実を に事を構 来ないと信 では

の下に活躍してゐる人々に、 認めてゐられないであらうし私も認めませんが、 を誤れるキリスト患者が大多数を占めてゐる。 先般の首謀計画者又今回の委員 一度草津にゐた者や併せて方向 (この文字と存在は園当 仮に) の名 局 \$

部 此 は、 ス 濡手で園としては最高の三円の権利金を強要し、インテリ振 今自助会を認めらるは或方が申されました。 局のお許しなき患者大会に出席し熱弁を吐いた故委員に選ば ものは 長殿に事務官殿より伝達をお願いしたい。 の本部を設くる動機に成ると同じであると、 ぬ事とお察し下さい。 れた、かくて特殊な戦法を以て暴力団を左右指令し平然たる らんとする野心と計画は目に透いて余る程で、今後万一私達 なる権利を夢み、今や吾が園で自治の委員の椅子にありつき、 そめしめたり遂ひに自費と他力で養はる、立場を思はず同 選挙権があるとか無いとか論じ合つたり、 け愛生園に救済されても、 いと謳歌してゐる病友の方が多数で、 0) 頭上に臨んだならば如何なる暴君振りを示すならん。 0 の論をば否定する何ものも持ち合はしません。 無智な病友のみと。 全く同病者が贔屓目に見ても左傾とうなづくも無理から アノ当時は別としまして今は元の家族主義 ヤレ町会議員とか評議員とか普通 真に固持してゐるは ソレ 室のものに眉をひ 全く療 私も極端の論と ハ自治制 堀部 が一 養 所に赤 特

亰

キリスト 0) 足跡に泥を塗りたる彼等を見ては憤激に私は忍へません。 の尊い教へに背き、 ユダや光秀の 如 く園長 0))四十年

番好

なる

高課

に服 もらひたさの芝居と聞いて私は全く怒り絶頂に達した を裏切り悔を知らずにゐる。 け果物やその 何も食はずにゐた。 ン ガーストライキを弱い不自由な余病を持つ私達に強制 他のものを食べたとか、 私は馬鹿正直にも彼等の言を信じ全く二 後で聞けば彼等は交渉上と云ふ名目をつ のみならずアレモ要求を通して 遂ひに彼等の言は 日 私達 的 b

るのには驚き且つ心配しました。

反し国体にどうかと思はれる教へを、平然として伝導してゐ伝導振りを私は実地に二、三拝聴したのに、実に日本精神にこうした彼等の教化指導者、即ち牧師の愛生園に参られての

力で仏教の力では 点を挙ぐれば数多い リストの教へを とは思ひますが) 忠義で皇帝にお仕へするは偽善であるとか、 牧師の名は差しひかへますが、「神に対するの る者が、 らイザ知らず、 あらせられしは、 天皇と尊称し奉りますから」又は光明皇后様の癩者に御同 日本国民として口にするも恥づべき不敬極まる言説 玉 当時リミシイとか云ふ宣教師 皇后様にお聞かせ申し上げたから多分この 何故なれば日本は皇帝でなく… 家の然かも職業はどうあらうとも日 ないとか」この他にも、 のです。 外国人で私立のキリスト どうかと思はれ (無論外国の事 がほ かゞ 恐れ多くも ねて、 んとうの 本人た 病院 丰 .情 な る

> が、 等が一面 に培はれ、 導の席へも事務所の方が立ち会は を以て宣教するはよろしくないと思ひます。 けられたならば結構と思ひます。 方でも先生でも)をお招き致され、 先生も可、 もて謹んでお願ひ申します。詩人や詩吟の先生も可、 出入を禁んぜられて、 がどうしても改めて伝導せなければ、 を書き止めて事務官殿に報告される様にして、 国体上どうかと思ふ点は今後調査致され、 十坪 まして青年団の方々などの為には歴史講座をも設 然し一面岡山附近の歴史家 住宅運動に骨折つて下さる点は感謝すべきです 皇道国体の保全を完ふせらる、を赤心 れ、 日本精神を徹底 事務官殿は職権を以 不敬にまぎらはしき点 (学校にゐらる教授 事務官殿よ、 而して牧師 又如何なる伝 的 に園 音楽の 彼 内 0 7

ずに何かの方法を以て愛国的の会や団を設け、 され愛国心に燃えらるとか、 熱田神宮庁からの美以都が毎月図書室に送られてゐる、 瑞垣と申して三重神宮署から発行され るゝも可、 した雑誌又は て云ふ。 人或ひは云はん。 他の智識 大島では修養団支部を設け野島所長殿自ら 書籍 吾等病者にソン は無用なれど、 0) 類を拝 読 吾が長島にも したり、 これのみは必要だ。 ナ智識がいるか? ておる日 或 国立 11 は 園長並 修 本精 0) 養 体 会を 私 面 神 立びに事 出 亰 は 上 0) こう 開 馬 本 へは 断 負 け な か Ŕ じ

と申 る鐘 務官 全園 あらう。 りしならば、 を真に体得してゐたら、 します。 |楼の下をストライクの指導本部には決してせなかつたで 0) し愛生精 進むべき道も明確に示されると信んじます。 御 又光が丘に籠城もやめたであらう。 健闘 交渉委員のみならず全園 神と呼 恵の鐘をアノ不祥事に乱打する事 を仰ぎ、 Š \$ その采配 又尊くも H 本精: 0) 下に 友が宗教を越える日 神から源を発してゐると察 陛下の愛生園 袁 内平 和 を計る であ 家族主義 るを悟 なら 由 本 緒 精 あ 神 ば

とも 又真 **k**2 国学者や漢学者や歴史家を招聘するに吝かであつてはならせ、今後絶対不祥事を絶やさんとせば日本精神の高調にあり。 神宮を崇拝 ゐたら国賊になる。 処に走らせる時、 国賊と罵られても寸分の弁解も御 皇恩に他の臣民より深く欲してゐる吾等患者の行為を以て、 信仰 0) 愛生 の仏 H から は 本精神を愛生 臣 園 0 É 教へにもどり、 た の姿を思ひ信用も包復さるならん。 一覚め、 れの主義こそ、 長島神社に参りたならば 此の愛生園を真に憂慮し百年の安全を保た 個人としては真のキリスト 園に充満させるには議論を又熟慮をして 日も早く運動に着手し、 又一方国民的 日本の 座いません。 曽つての大君に仕へ 信仰としての伊 層社会人も 信者に復活 君は君たらず 嗚呼思ひを此 面現 在 あ し武 勢大 ŋ の偽 Ļ

> 負はれ 者を思想上一致させるは、 西洋 宗教家撲 の· 自・ とせしは、 は 0) 粗 覚にありと、 の左 教 て御尽力致されんを伏してお願 悪であつたにしても、 へだつた。 滅 傾思想であつ 明らか 国体明徴 この意味に於て事 に昔 仮に た。 の武 0) 歩 此の時代に従ふこそ、 を譲 日本精神に 私は結論 士道精神、 救療の大恩人光田 つて、 務官殿は、 L します。 今の 療舎は び申 根抵を H します。 超満 置きたる徹 吾が愛生 本主 愛生園 大なる 亰 長に抗り 員 義 に で インチキ 重責を あ 0) 意. 反 国 の 病・ せん ŋ 底・ 食 的·

事

士

並びに草津部 落の自然消 滅 0 侔

に忠たる由縁

なれ

特殊下町 思想たるや草津に 論 病者の家族をして、 れる宗教に生き、 遂ひストライキの 騒ごうと又ソレ ア、シタ不祥事 ずる迄も無く草津部落こそ解散させるか?療養所を作り全 かに暴力団 部落こそ、 (同病者にか、る呼び名を新聞紙は付けた) ハそれだけ 0) 養は 誤れる主義を抱かせる温 みに終らず大変事をかもした。 根 患者の家族 本は、 れたるやは 家破産の運命に泣かし かも 患者組 から多額の 知れなかつた。 前 織 申 0) し述 委員選 費用 床地草津こそあ た通りです。 む震源 出 委員 をしぼ の為だつ その 出 地 委員 ŋ 動 たり。 0 為 \mathcal{O}

ます。 り、 であるか、又削取機関の草津部落こそ中間に位する悪巣であ・・・・ 賢明なる事務官の政策は此の点に着眼 収容させて、 ゐます。 法あると察します。 せ 絶滅の必要ありと一 私の そんな必要はないと思ひます。 諸国に存する他の病者部落は小さくて弊害もありま 如き者が申さずとも、 今後苦しまんとする病者とその家族を救ふか、 自宅から療養所へ 度草津で苦しんできた病友は叫 早晩草津 、救はる、 してゐらるゝ 0) みは が・ 2如何に 何ら 事と信じ かの 幸福・ んで 方

第三ヶ条 朝 鮮同 !病者の収容改善法

く 日 国立 Ļ 吾等は彼に対して尊敬と信頼を投け与へる。 近マラソンの 実は余りに冷たく如害を物語つてゐる。 延ばすは当然であり、 韓併合以来、 本国民として何ら変りはない。 療養所たる吾が長島が、 重大なる問題提供だつた。 の箇条を書くを幾度私は躊躇と思案をした事か。 更に救済と収容を偶々内地に苦し 世界的征 兄弟の如く手を取り合ひ親密深き彼我、 服は、 又何 0) 開園以 さすがに朝鮮 其処に区 来内地 博愛心のクライマックス 別あらう筈なく、 め る朝鮮の同病者に迄 面これは秘密を要 の全県の病者は 0) この意味に於て 同 胞なりと だが 又最 益 同 勿 現 々

H

論

長島は

他

院と比

L

国立である限

ŋ 朝

鮮

同

病者甚だ多く、

種

0

問

題も

亦今後湧いて来るかとも思はれます。

小さいのを

ち朝鮮出身の病者は朝鮮の療養所へ とは此の一点に掛かつて尚余りあり。 執らる、を甚だ可とします。 はあると思ひます。 有してゐ、 養所内の病床は尚多数救ふに余地あり。 云ふ鮮人病者もゐる。 鮮の人にもよく、 どこかの隅にありはしないか。 λ_{\circ} 理 0) 宜を計つてやつたらよいかとも思はれます。 送還するやふ日本と朝鮮の予防協会から旅費でも与へて、 今後内地で発病した場合、 大発展を成し つてゐる様にも見受る。 想と現実とは余りに隔たりあり。 円満と協調を願 吾が園でも彼も吾もお互ひにピツタリ結ば 風 俗 習慣・ 救癩の熱甚だ高く、 (内地の貧弱を笑ふかの如く)、 性質・ 内地で遠く離れ離 既に収容済みの入園病者は別としまして、 ばこそ、 日本は超満員であるに比し、 短刀直入に私は持論を進めます。 趣味・ 各療養所に入所を見合せ、 止 むなく一 内地に悩む病者をも救ふ余裕 娯楽等の彼我異なれる点著し お互ひが不幸な共同生活を送 常に背中合せを れ だが仔細に観 にゐるよりも幸福だと 時・ その方途が反つて朝 特に朝鮮予防協会は コ 彼我の同 巨 別隔・ れず、 万の 朝 如 離 察せんが 反感か 本 財 鮮 何にせ 病者間 政 策 国に 額 0 便 則 を 療

語 考へ下さる事と思ひます。 質に火をもやし、 彼等を道具にして指導する傾の闘争的精神に燃えてゐる。 な馬食者は一人もゐない。 者が遥かに多かつた。 業部と衝突した如く、 言ひ過ぎました。でもこうした心配や或ひは予防は、 つも朝鮮同病者である。 は常に機会をねらひ、 せしは朝鮮某とか 銀から端を発してゐる。 年忘年会の日礼拝堂で、 萬更無用ではないと信じます。 つた)、 0 調べ 無論日本内地人の仲で彼等に動かされてやる不届 てゐたら際限 不祥事の動火線の役目に当つて呉れるは (現に浅墓にも自分の口から自慢げに人に 又ハンガー 又先般の不祥事たるや土工 朝鮮人に動かされた風をして、 甘 ない ソノ土工部たるや内地人より いやこれは私の偏見で独断 だが自治の夢を見てゐる一 酒 の酔つた為か?土工部が のですが、 事務官殿には此の点深くお ストライキを率先して主 大きな所で、 部 な解 0) 内実は 部 過ぎし 朝 作 他 今後 業賃 釈 0) 鮮 0) 素 者 で 唱 病 作 11

さい。

とと思ひます。

只順序上この話を持ち出しましたをお許

既にく

お

ŋ

の こ

物は居り矛順な君子は多くある。こ今だに朝鮮には徴兵制度が設けら 抗 る。 と日本人との悪い欠点の 心 強く妙な団結心があ 歴史的に跡むれば、 b, 支那の圧迫に苦しんだ彼等は勢ひ反 み拾つた性質を多分に持ち合せてゐ 無智でひねくれて短気と殺気に だが れな 6 面 朝鮮にも立派 大多数は、 支那 な人 人

> が、 賢明な四谷事務官殿は私の言を待たず、 まさかソレ程でも無いでせうが、 まだく、欠点と誤れる性質は山程ある。 満ち手癖悪く、 も未だ布かれない ロシヤから教へらる、 んでゐる者は激 徴兵制度を吾等にも平等にして呉れと政府に願 L は、 0 朝まかり間違 は為政者の等しく見認める所である。 コレラの点と私は察します。 武器や兵器を持たせたら、 朝鮮 、 ば 恩 儀 に 表 う (人の仲で自覚した方 まして内 に反くは 独立 地に 朝 知 9 飯 てゐ 流 運 前 れ込 動 で、

る。 愛生園に収容を頂いてゐる朝鮮病者は比較 半島人の園内不平はすぐ自治を思ひ、 でせう。既に先般の不祥事が深くこの点を無言で示してゐる。 脈相通ずるものを、 病者も喜んでゐる次第で御 かくして赤から朝 鮮独立 病者でも各自が持つてゐるを知つてゐる 運動の闘士的気分に浸り自 座います。 自治は暴力に結び付き、 だが半島人の 的 [柔] 順 で、 血 湯際 酔 には 私 達 同

ガン り大義であり、 るに恵まれたる半島人病者が、 ヂ] が、 印度 世界が彼を聖雄として仰ぐ人格者であ の為絶食したり民族愛に燃ゆるは この真仰をして小英雄気どる〔似〕 正 一義であ 然

随分低いのには困ります。 は全く誤りもひど過ぎる、印度と朝鮮は全然何から何迄違ふ。は全く誤りもひど過ぎる、印度と朝鮮は全然何から何迄違ふ。 随分低いのには困ります。 (題) は仲々吾々の力で六ツかしく、殊に国体感念が内地人と比しは仲々吾々の力で六ツかしく、殊に国体感念が内地人と比しは仲々吾々の力で六ツかしく、殊に国体感念が内地人と比しは仲々吾々の力で六ツかしく、殊に国体感念が内地人と比しは仲々吾々の力で六ツかしく、殊に国体感念が内地人と比しは全く誤りもひど過ぎる、印度と朝鮮は全然何から何迄違ふ。

ゆくのです。

にするにも一骨折れるのです、「どうせ俺は朝鮮だからなあ」と吐く僻みを起こさせない様はずにゐると、すぐ勝つた気分で高慢したり増長したりする、「相手が朝鮮だか」と言ひたい言葉も、とがむべき行ひも言

半島には亦半島独特の演芸ある。あちらの療養所であつたら見にゆかない。こちらばかり喜んで見てはすまない気がする。礼拝堂に娯楽が参りましても、趣味が彼我異なるので彼等は

彼等も喜ぶであらうに。

等が彼等を思 彼 違 娯楽を見に往かない彼半島人を慰めるにも、 てゐないと信じます。 め ふので、 んにも何の智識をも持ち合せない。 人淋しい顔してゐる。こうした悩みを重ねて持つは、 相手にも成り得ない。 ふ同胞愛と申 こうした心持を知るか知らずか反つて して好いと私が思ふ 淋し 皆が娯楽に往 1 顔の半島人の こちらの 0) は 9 徒を慰 間 た 趣 違 0) 味 吾 で が 0

鮮の療養所ならすべて彼等に適当してゐるからすべて円満にづ、表す。園の仲で異分子がゐると両方がこまる。これが朝内地人の病者間に支つてゐると僻みを起こし、反抗心を少し

ある由。 別した判でなく、 円満を計らんとする一種の愛の方法であるとかや。 第点でも、 第とかがある想ですが、 朝鮮から勉強に参つてゐらる半島人が、 め又遠い処から内地に来た向上心をも嘉し、 れは言語が違ふので勉強に不便の点も思ひ、 校にと勉強し卒業してゆくが、 大低卒業さして仕舞ふと申す人がありました。 実に有難い恩典であり鮮人の喜びも一入で 半島人ではよほどの者でない限り落 内地人は普通成績劣等だと落 或ひは大学・ 併せて民族的に 彼等の苦心を認 決して区 専行学

のです。 誰· は 又彼等の幸福上にこそ思はぬ日は一 私は半島病者を思へばこそ、 日を待つてゐます。 んでゐる病者は吾等の療養所に迎へ入れる」と叫んで呉れる れざる半島の内地居住人に…。 れも思つてゐるかペンにしない事を私は今ペンにしてゐる・・・・ 朝鮮癩予防協会が今少しく発展して、「内地に苦し 既に救は れ 民族同胞愛に力を注げばこそ、 てゐる人でなく、 日もないのです。だから 外に未だ救

鮮

療養所へ…。

な

いと信じます。

慨念の理想と生きた手本の現実とを兼ね合せる所にのみ、す [概] 半島人を大々的に迎へ入れる時機で今は尚早とも考へます。 ては、 るか ない 東北の患者が収容され のと考へられます。 べての勝利と栄冠は待つてゐます。 してお怒りと覚悟してゐますが、徴兵制度が布かれる日こそ 那人にすら光田園長殿は大愛を与へらるゝに、こんな事を申 朝鮮に徴兵制 は を入所させるも、 れます。 は かと思は 手段方法や又収容手続を変更するのも止むを得ない はつきり存んじませんが……、 袁 度が れます。 内に半島人が多く成 遠慮せし方が園内統治上便利・平和とも思 布 私は結論にと急ぎます。 か 今の所愛生園には半島出身者が何名ゐ てゐるやうに、 れ ない 間 は、 れば 癩運動も時と場合によつ 内 半島人はやはり本国 成る程複雑に成り 地の各療養所に半 抗 円を叫 北 部保養院には んでゐる支 Ú 島 0 b 人

は、かくする事が反つて好結果であり、決して危険は少しもでで、彼等を敬遠するのでなく、円満協調の為にこそ人種的民族的

取り下さるやうお願ひ致します。 こんな事はどうかと思ひましたが、 でコレで止めます。 判断下さいまして読み給はれたく、 書きまして、 を思ひ続け眠られ を願ひつ、、 に解決を告げ、 当の記念日である。 お書したい事は山程御座いますか、 ので遂ひ原稿紙に記しました。謹慎の立場である今の私達に をたどらんとしてゐる。 何卒お許し下さい。悪筆と誤字のある箇所は御 私はペンを止めようと思ひます。 皆が揃つて園歌を唱ひつ、奉仕にいそしむ姿 ぬまゝに、 (をはり) 早くそれ迄に犠牲者を一人も出さず円満 来る十一月二十日こそ満六週間 遂ひに平常胸に思つてゐた事 まだ、 目が充血・リンスを自治の欠陥に付います。自治の欠陥に付 何卒微意のあるをおくみ 日本紙も白紙もなかつた 充血を帯びてきたの 先般 0) 7不祥事 付 年 いて 0 を 本

十月二十八日夜から二十九日の未明書き終る。

入園者 柴□秀□印 拝

(謹んで)四谷事務官殿 御膝下に

三〇八 光田の裁判所宛告発状

「愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年

告発状

山県邑久郡裳掛村大字虫明六五三九番地

岡

附言

あれから早や二月、吾が愛生園は灰色を破つて今更生の一路

思想	種別 順位	秘	右被告		右告										被		岡山	
木本岩吉	氏	騒擾車	右被告発人参拾名ハ長島愛生園	出訴ノ	右告発人ハ被告発人ニ対シ騒擾	小	林	深	土	清	清	秋	古	藤	被告発人 木		岡山県邑久郡裳掛村大字虫明六五三九番地	
	名舎	騒擾事件元凶	ハ長島愛り	ノ原因及事実	一発人ニ対シ	近□		稔	嘉		将□	秋山信義		藤田兵吉	木本岩吉	長島愛	掛村大字中	
第六千代	名		生園ノエ	夫	ン騒擾ノ	奥	野	池上	内	久	稲	村	山田	佐々	堀内	長島愛生園内無職	出明六五	
執行委員長	ル地位騒擾ニ於ケ		ノ入園癩患者ニシテ、		ノ告発ヲ提起致候	辰次□	古日	池上常照	隆	嘉	芳□	徹	耕助	佐々木土五郎	堀内文雄	2無職	三九番地	
入園者総代	職関係		ーシテ、園長以		致候		後□兼□郎	小□□□□	橋□岩□	小松一郎	青木勝次	片□幸□	金□石	田村一作	佐々木守			
富山県下新川郡	本籍			岡山地方		昭和十	一、事件当	立証	リ及告発候也	六条ニ該当ス	帷幄ニ在リテ	シ、以テ自力	ヲ敢行セシ、	示スコトナク	ノ不正アルコ	未然ニ探知監	十一年八月十二日未明ニ、	
村	地					- 一 年 月	ヨ時ノ長島の	証方法ノ表示	. IV	ヘルモノト認メ、	或	由ヲ与ヘヨ・	メ、昭和十	`	卜	監禁セラレ	丁二日未明	
二七 円	収容年月日			裁判所検事局検事正検事	右	日	時ノ長島愛生園事務分館在勤各職員ノ証言	小			ハ直接指揮ヲ為シ脅迫シタルハ、	ヲ与ヘヨト為シテ自治権ノ擁立ヲ叫ヒ、	昭和十一年八月十三日午后六時騒擾一揆ヲ興	之ヲ機トシテ各作業部門ニ指令シテ同情罷業	ヲ指摘剔抉セラル、ニ及ヒ、之カ反省ノ色ヲ	禁セラレタルヲ恨ムト同時ニ、		
明治三七・一	生年月日			殿	右告発人 光田健輔		在勤各職員ノ			刑事訴訟法第二百六十九条ニ依		ノ擁立ヲ叫ヒ	午后六時騒擾	門ニ指令シテ	及ヒ、之カ反		四名ノ癩患者ノ逃走ヲ企テタルヲ	
K 2	病状				運輔		証言			九条二依	刑法第百	、一揆ヲ	一揆ヲ興	同情罷業	省ノ色ヲ	偶々土工部作業	テタルヲ	

思想	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一八	一七	一六	五五	四四	<u>– = </u>	<u></u>		$\vec{\circ}$	九	八	七	六	五	四	三	\exists
△ □ 嘉 □	清□□□□	青木勝次	岡山雄	稲□芳□	清□将□□	片□幸□	村□徹□	秋山信義	静□) (藤□	山田耕作	古□義□	村一作)	佐々木土五郎	藤田兵吉	佐々木守	堀内文雄
维舎	千鳥舎	図南寮	東雲寮	労研寮	田寮 五千代	千鳥舎	澄水寮	真愛寮	燕舎	路鳥 全	鶺鴒舎	寮二兵庫	鳩舎	寮第一兵庫	田寮 千代	鵲舎
	"	委員		"	委員			"	委員	委員	"	参謀	委員	委員	副委員長	副委員長格
	舎長会顧問			事務部員		前木工部副主任		購買部参与員	ナシ	ナシ	事務部員	ナシ	舎長	曙教会委員	舎長	〃 副総代
神戸市□町□	東京市本所区【】町【】	群馬県吾妻郡□□町□□	鹿児島県大島郡[]村[]	愛知県春日井郡[]町[]	熊本県鹿本郡□□町		愛知県名古屋市南区[]町	熊本県熊本市	朝鮮慶尚南道昌原郡□□面	静岡県浜名郡□□村□□	大阪市港区 町	兵庫県[]町大字[]	福井県大野郡□□村□□	徳島県麻殖郡[_]町大字[]	広島県山県郡[]村[]	山梨県南都留郡[_]町[_]
二五	二七 六・六・	八,八・一・	四 / 九 · 一 ·	二七 六・六・	·二八一 ○ ·三	二。六五.五.	·九 / 〇·三	二三七・七・	一九七・七・	三三 九・九・	· 六 一 〇 · 三	· 三	五パ・ロ・	· = -0 · =	· _ ^ _ 八 · _ 二	大 /
明治三一—	・一 三〇・四	ク 四五 —	・八明治三五・三	一八 大正元・九・	· / / 四 四 二 · 二	// 一 四 	· _ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	三二二三四	・七 三八・一	・二二 丸・六	・十八 三九・九		二, 四三, 一	〃 三八―	・一四二・九	· _ / 三二· 六
K 3	K 3	K 2	K 3	K 2	N 1	N 3	N 1	N 2	K 3	K 3	K 1	K 2	K 2	N 2	N 1	K 3

"	"	"	"	"	"	"	11	11	11	暴行	11
	$\overline{\bigcirc}$	九	八	七	六	五.	四	三	=		九
清□将□□	小□近□	後□兼□郎	野□音□	林□一	小□□□□	池上常照	深□稔	橋□岩□	内□隆□	土」	小松一郎
燕舎	暁寮	"	翡翠舍	遍照寮	寮二愛知	田寮 千代	鶴舎	白鳥舎	鵲舎	田寮 千代	燕舎
							"	委員	"	暴力団主脳	委員
								舎長・金工部主任			事務部副主任
三重県一志郡□□村字□□	山梨県北都留郡□□村□□	静岡県周智郡[]町[]	香川県小豆郡[]村大字[]	朝鮮全羅南道順天郡□□里	兵庫県宍粟郡□対□□	鹿児島県鹿児島郡[二]村	愛媛県新居郡[]村[]	大阪市西淀川区[]町[]	和歌山県西牟婁郡 町字	東京市足立区[]町[]	三重県一志郡[]村
二七 六・六・	· 四 一 〇 · 八	二七 六・二・	·	一四九・九・	一 / / / · 四 ·	七、七・三・	一四二六十四十	五 グ・ロ・	·	二七 六・六・	二七 六・六・
二,二六,一	・九 三八・九	・一五明治一四・六	・三 大正四・一一	·一四三 ○ 五	· 一 三 六 四	明治四二・四	大正三・一二			. 二五四二·一	• 10
K 2	N 1	N 2	K 2	K 3	K 2	N 3	К 2	К 2	K 2	N 1	K 2

〔前欠〕

2 事件の反響

三〇九 光田健輔宛更井良夫書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

光田健輔先生

邑久郡裳掛村長島愛生園

更井良夫

岡

御心 志一 ことを祈り上げてゐます、 ひませんでした、 の恐そろしいことは知つてゐますが、 同先生の御人格による解決を期待してゐます、 痛の程を御推察申し上げ、 やがて平静に落付候時に患者 何卒、 速やかによき解決のなされ 御健闘下さいませ、 斯くまでになるとは思 同反省し、 群 我等同 集心理 N

〔消印、八月十五日〕

陳謝すること、信じてゐます、

先に不取敢御見舞まで

三一〇 光田健輔宛醍醐篤三郎書状

《愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

事を力説致し度と、参考書類及見聞并に実体験談を致して、 我々健全なる社会人は、 町に講習会を開催し居られます、 にて講演の際も、 県成田 にては、 媚の理想郷と、会ふ人毎に評し居りたる私として霹靂の一声 らず驚きと同時に、 待つて居ります時に、 共々国家社会人道上の為めに尽して貰ひ度と、其の十九日を 致した事を誇と致し居り、 躬行し居られます皆様として、 素私共社会人が遠く及ばざる隣保相扶け、 種々御事 何だか夢の様に思はれてなりません、 賃銀待遇の事から同盟罷業をなされて、と云ふ記事に少なか 面委員との懇談会に出席致しまして、皆様方同胞の為めに、 0) 亦私単独に浅草観音様境内の仏教道場、 本県衛生課長玉木氏、 如き和気温情の気分に満たされたる、 町 詳細に知る事は出来ませんし、 情 同葛飾町の二ヶ所、 の御有りのこと、存じ御察し致しますが、 貴園の皆様のことを引例致して、 今の今迄和かなる温情 本十五日の新聞を見まして、皆様方が 内務省防疫官草間氏 出来得る限り尽さねばならぬと云ふ 近く此の十九日には、 并に草間氏と共に成田高女に、 穏便なる御交渉こそ願はしく 埼玉県方面委員方と本県方 勿論簡単なる新聞記事 亦事の発しますには 及千葉高女の 実現の理想郷を訪 同病相憐むを実践 の溢れたる風光明 0) 両氏と共に、 安房郡富浦 私が貴園 私が平 五. ヶ所

分の力の足らざるを遺憾に思つて居るのです

得る猛運動をして、 様にと思つて、 とくく関心せしめて、 存じます、 も呼びかけては居るのですが、 私共は平素若し自分がもう少し力があれば、 是れでも無力の割には当局 せめては物質精神的に御慰めの 般社会人をして、 なか 〈 思ふ様に運 皆様方の は 勿論、 ため ばぬ 各方面 出 13 一来る 出 b 自 来 9

みます
みます
かに、皆様方も定めて御不満ではありましようが、不省及ば
がながら倦まぬ努力にて、当局及一般社会人に訴へます故に、
皆様方に於かれましても、粗暴の挙に出られずして、穏健着
といるが、を表

私は、 当然と思ひます、 様方の為めばかりで無く、 のために真剣に考へ、 ありながら、 自分で申すも如何がと思ひますが、 病まざる身は幸福だと、 其の当然事を一 且ツ働いて居ります、 実際には国家人道上の為めと 般社会人に警醒致し度いと 境遇を超越して皆 私の現在 否是れは単に皆 の境遇で 申 様 が 方

を払はれて居られるのでありますから、皆様方も其辺を御考先生、所員方よりは寧ろ薄き待遇にも拘はらず、犠牲的努力私が申迄も無く、療養所の諸先生、所員方は、一般社会の諸

運動致して居るのであります

、下されて、呉れ~~も穏健なる御交渉こそと重ねて御願致

します

ありますなれば、及ばずながら御当局并に社会へも訴へる事民間の私全々無力ではありますが、皆様方の御要求が穏健で

に致し度と存じます

嘗て昭和九年七月廿日、関東会社事業聯合大会の時も

一、癩療養所の増設并拡充

一、同施設資金の醵金実行方法

を期し度いと呼びかけて居る次第です、酷暑の折柄、各位の右を提案致して賛同を得ました、私として以来益々其の実現

御自愛御自重の程を願ます

敬具

八月十五日

愛生園在園各位殿

千葉県方面委員

醍醐篤三郎

二一一 光田健輔宛小林正金書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

得者、 拝呈 貴園患者賃銀問題にて、 残暑酷 敷御 座 候処、 益御清栄 争議者より貴下并びに四谷氏 0) 御事 غ 存 候、 敬 承 致 候

光田

[健輔殿御侍史

殴打せられたる旨報有之候処、 と存上候、 速かに御全治の程奉祈上候、 とせば如何ニ被為入候哉、 祈申上候、 0 為め御 上京之よしに及聞候処、 御令室様に宜敷御伝被下度、 希くは事態善処各其の処を得て、 御見舞申上 来る十六・十七の 果して事実に候! 右にては御困 候、 先は不取敢御見舞申 何卒御大切 平 哉、 難 両 和 御残 H 0) 若し 来る様御 は、 念 御 事 の事 加 実 療

上度、如斯御座候

八月十五

H

小林正金

敬具

光田健輔様侍史

|| 二 光田健輔宛今田虎次郎書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

対しては、一日も早く貴下の絶大なる御慈愛之御精神を了解より深く御心配申上候、此上は、慎重に心得違ひのもの共に御迷惑之段、実に御同情に在さる次第に御座候、野生は衷心拝啓 新聞紙上之報する処によれは、患者の行動に就て甚た

せしめ、円満解決に至らん事を希望致候

尚、残炎厳敷際なれは、御尊体御自愛之程奉祈候

頓首

八月十六日

今田虎次郎

三一三 光田健輔宛三上千代書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

光田園長殿

三上千代

くれ 満 ります、 園長殿御上京をお待ち申して、 所にも問題か起り、 さいまして、一日も早く平静に恢復するやうお祈いたします、 す、実に末世の現象です、故ベルトラン師のお言葉「患者は 思ひの外紛糺してゐる様子に承り心痛に堪えません、だん 動して鼠一疋位の事であつて欲しいと念じておりました所、 なジヤナリズムの犠牲にされたのかと思ひなからも、 此 みません、 ました所でありました、 お怪我のない様に心よりお願ひいたします、 アテにならない」が滲みくくと胸に響きます、何卒御健闘 おる者も入り込んで、忘恩行為を扇動したものと推察されま な解決を遂け、 の度は、 と多数収容する様になれば、 人も御自愛下さいまして、 何はもとあれ、 思ひかけぬ事件突発の報をき、まして、 職員御 雨降って地固まる結果となる様、 我々日本MTL同志も加藤氏と共に光田 同 御 最善の途か与へられて、よりよき円 御上京中止ときいて落力いたしてお 家族御 お力に縋らうといたしてお 御病気になられぬやう、 種々の思想問題なと抱 同様の御心配お察し 此頃草津の保育 例 祈つて止 の誇大 泰山 いた 又 7

470

します、 刻も早く帰復のよろこびの来るやう、 お祈り申上

けます

八月十七日

三上千代

三四四 光田健輔宛岩下壮一書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

堪候、 拝啓 見舞を申上候 御怪我でもなかりしやと心配に不堪候、 特にも先生の御身に暴行を加へたる不徳漢ありとき、、 只今愛生園ストライキの新聞記事を送られ、 延引乍ら心よりの御 憤慨に不

者の所業と存候間、 此際断乎たる御処置を要望致候 要するに、右は決して八百名の意志ではなく、二、三の

煽動

先生としては、 して責任者はいつも不明不徳を詫びることゝ相成居候へ共、 愛撫せる患者のことではあり、 日本の習慣と

それはそれとして、 癩問題の永久性に鑑み、この際徹底的に

善処されんことを切望致候、 小生なぞは、永久に彼等に教訓

を与ふる為には、 生命をも賭すべきものと平常考へ居り候

を、 かゝる所業が彼等に対する天下の同情を失する所以なること 此際最深刻に感銘せしめられたし、 御見舞と共に先生 0)

断乎たる頑張りを期待します、

譲歩は断じて不可と存候

八月十七日

光田園 長様 御 同様

岩下壮一

Ξ 五 光田健輔宛森川祐忠書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」

昭

和

11

年

謹啓

有之候由、 昨日新聞にて拝見仕り候へは、 実に驚愕仕候、 古来より人間の埒外に指弾致され 過日御園にて病者不穏の行動

居候本性も窮知致し恥しき極に御座候、 何卒今一段と御努力

願

被下候上、 い申上候、 霊肉共に滅亡し行く病者の為め御奮闘 勿体なき彼らの行動も御誠意に悔悟致すものと存 のほと御

居候と、 先は御見舞旁御願まで申上候

八月十七日

頓首

森川祐忠

光田健輔殿侍史

三 六 光田健輔宛井上謙書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」 昭和11 年

光田先生

只今漸く出張中の林園長と電報で打合せることが出来、 遠く離れて、 新 聞 紙 0 報道に独りで気を揉むのみでしたが、 明朝

皆 件が飽までも正義によつて解決さられ、 早く四 れざる様、 る皆々様の、 々様によろしくお願ひ申上ます 名の職員を発たせます。これによつて、 只管祈つて折ります。 少しでも代理が勤まりますならば幸ひです。 几 谷事務官 家族の真義が歪め 疲れてゐら 田 尻医官外 事 5 n

八月十八日夜半

敬愛園

謙

井上

三七 光田健輔宛綱脇龍妙書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」 昭 和 11年

をり、 申候、 聞記 拝啓 を至心願 する社会の同情が、 しあらんも、 御 御助 自愛、 事によりて痛心深く御同 偉大なる先生の 此の 絶待の大恩を讐にて報ゆる暴逆、 長途の旅行に耐へす候条、 奉り 力の為め参上致度存候も、 度 日 候、 本の 折角容易ならぬ努力にて聚め獲たる癩患者に対 0 御園患者の暴状無智何共申上様無之、 実は疾く御見舞、 癩 簡 御失望ありとは思はず候も、 再び冷酷に返らん怖ありと遺憾にた 題の最後まで御健闘下されたまは 情、 此又遺憾仕居り候、 此 且. 刻も疾く解決する様 鎮撫 の二月計り健康を害し 宏量なる先生は御赦 (何の力もなけ 何卒益 切に事 毎 ん事 々勇 へず 祈 H ń 居 新

> 件 山 との 0) 円満解決と先生の御健 間 題は先程円満解決仕り候、 康を祈申 候、 **乍次御安意願** 序 乍ら深敬 上候 病院と本

敬具

龍

光 田園 長殿侍史

八月廿日

三八 光田健輔宛田中逸野書状

(愛生園蔵 「患者騒擾事件慰問文書」 昭 和 11 年

東京市四谷区

町二

田

中

逸

謹啓 年の酷暑にもお健かに、 誠に申し訳次第もなき御ぶさたに打過ぎ申 病る人々 の為メ御 奮闘 0) 扂 御様子を拝 候処、 本

察いたし、はるかに御祝ひ申上候

尊師の一方ならぬ御尽力と御心痛を拝察申上、 新紙上にて拝聞い たせば、 外島より移されし患者 はるかに御 0 勤

事申上、 乍不及祷告いたし居候

代と相成居候世想に候へば、 にて、自己の意志を貫く為には、 b まさか如何なる患者と雖ども、 のハー人も無之かるへくと存じ候も、 尊 尊師に対しては反抗なし得る 11 如何なることも敢へなす時 お体を御案事申上げ 何しろ思想混乱時代

何としても超自然の御守護をと只管念じ居候

今日ハ き御愛心をおいためあそばして、 緩 和 0) 報に幾分胸なでおろし申候、 一方ならぬ御心痛 どんなにか 0) あ 御こ 0) 厚

お気の毒にたえ不申候、「患者の為なら、 どんなにも

してやりたい」先年夜道を所沢にお送りいたしました時のお

言葉は、 我等の耳底に今尚鮮かに印刻されて居ります、 永び

ま、きかしてやりたいと心願いたし居候へしが、 く様であつたら、 乍不及はせまゐりて、 あのお言葉をその やはり御高

徳に屈せしこと、よろこびに堪え不申

へられ、 放蕩息子を愛する者父の愛さながらの御親愛を見せられ、 はげまされしこと幾度か、 願はくは患者でもその御 教

尊意を愈々これによりて悟り得るに到らんことを祈りてやま

ぬものに候

村 田 医院長殿は袋叩きにされあそばせし由、 記載有之候 し

に存入候、 が事実に候や、 厚き御同情もて患者の為にお尽しあそばされつゝ 実にく お気の毒にたえ得ず、 又実にい か 6

あるを、 何たる仇する事かと存じ候も、 今日大方悔ゐつ あ

ること、と存られ

とおさつし申上ぐる時、 患者本来の我ま、と欲求と、 実にく 他 の職員 御同情にたえ不申候、 に対する反抗の御 犠牲 b

> 申上居候、 や何にかと御異状どもは御座なく候哉、 ハはるかに天父の御守護を祈りつ、御見まひまで お序の節、 **乍失礼よろしく~** 御案事申上つ、 御伝聞御願申上 敬具 祷告 候

八月廿日

先

田

中逸野

敬愛しまつる

光田院長殿貴下

乍末筆、 御夫人様にハ呉々よろしく御伝聞御願申 上

候、

岡

山

地 方通過 の時ハおなづかしく存じ、 度お邪魔申 上げ 貴

院拝観い たし度くと願ひ乍ら、 何時も前後に追はれ て其時を

不申得候、 主人よりも呉々よろしくく 申 出

候、

御尊体

:の為

特にく御祈申上候

三九 光田健輔宛藤原鉤次郎書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」 昭和 11 年

拝呈

差出 印迄に進呈申上ます、 蒙むられたる御憂慮に就て衷心より御同情 も速かに安定されるやう祈居る次第であります、 陳者今回貴園に於ての突発事件に対し、 しました 函、 甚だ失礼には存じますが 草々 御職員方の を申 聊 上、 別 か御見舞 便を以 御 且 家庭 つ Н が 0

0)

好 善社慰廃園 書記 藤原鉤 次郎 印

昭和拾壱年八月廿日

長島愛生園 々長

= 0 光田健輔 四谷義行宛斉藤朔書状

(愛生園蔵 「患者騒擾事件慰問文書」 昭和 11年

光田 匹 亰 長 殿

岡 愛国婦人会岡山県支部評議員 山実習女学校主事

斉藤 朔

候も 度に出て候事全く言語同断にて、 好転を祈りし甲斐もなく、 先頃より貴園騒擾事件ニ 時の事と存、 今日は明日はと其ハ誤聞をあれかし、 一関し、 頑冥なる彼等は、 ^(迷) 新聞紙之報道ニより承知致 御心痛の程遙かに御気之毒 益 々強硬なる態 其

ク婦人会より代表として再三貴園を御慰問申上、 親しく先生

特ニ自分は愛国婦人会より、

或はカトリツ

二御同情申上候、

そかに伺ひて、 がたが患者に対して如何ニ御苦労をされつゝあるかを、 全く並普通之人間の出来ぬ事を、 然も我事と 心ひ

否々吾が子の如く慈母の 如き温情 を以て朝ニタニ、 親に

如く先生がたの愛の御手に抱擁愛撫されて、 てられ子二離れ、 夫の許を去られて来る者も、 此世に頼る人 此世 (D) 生神

> ため御活躍下さるため、 す事と存候へば、 動かし居るものなる事は明かに候へば、 る人ぞ知る」で患者全員の心ではなく、 の外なく、「恩をあだにす」とは斯る事かと存候へども、 犬に手をかまる」とは斯る事かと存、 く御世話様頂き居る彼等―、 なき彼等を愛の権化として其胸ニい 何卒御自重御自愛迄でされ、 此際あくまでウンと御頑張り下され◎◎ あまりにもあまりの事にて だき、 忘恩者の彼等には驚く 其一部の者が全員 日ならずして好転致 四十年来 益々救癩界の H 0) 知 餇 如

度祈りあげ候

実は早速御見舞申上べき筈処、 失礼なから走りがきして御見舞申上候、 か へりて御混雑中御迷惑と存ん 先ハ御見舞申上候

八月二十一日

光田健輔宛永倉義雄書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」 昭 和 11 年

光田 [健輔 様

救世軍· 小 隊長

水倉義雄 拝

毎 日御 心労のお事と存じます、 事件発生以来、 祷告の 祈りを

献げさせて頂いております。 小生等が特に心痛し、 又祈りつゝある事は、 曙教会に属する

この ば、 5 基督教徒たる兄姉方が平常の信仰に従ひ、 に当られた牧師、 と祈らして頂きつゝあります。 ħ この旨、 事に就ても、 たか如何かとい 教会員諸氏にお伝 その他基督教徒の祈りであろうと存じます、 願くば神豊かに聖霊に由つて働き給ふ様に ふ事であります。 への程を願上ます。 何卒機会がございましたなら 恐らくこれは布教 福音的な行動を執 の任

尊い御事業の為、今後も御奮闘の程を衷心よりお願いたしま

八月廿二日

す、

御祝福を祈上つゝ

光田健輔宛裳掛村長書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

御平静御祈申上候、不取敢以寸楮御見舞申上度候今回は突然不祥の事件尊台の御心労拝察申上候、寸刻内疾く

裳掛村長 金塚健太郎

光田様

三二三 光田健輔宛水野猶吉書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11

年

光田園長殿

岡山市浪人

水野猶

悪い れバ、 拝啓 事 迄もなく、 事件ハ、先方の激昂の時ハ当方ハ弱くなりて、 ありましたと思ます、 故ニ只今の場合の園長さんハ、 であると思ます、 る事の遺憾に候、 実ニ御心配の御事と遠察致し居り候へ共、 0) が第一であります、 ありました事ハ、 頭及他 ハ納まるものであります、今日迄の愛生園の平和 先方を激昂さすのみの様ニあります、 くと云ふ一点張りこて、其間ニ宗教上の話して真の愛 第三回の会見無功ニて、「効」 陳者、 かと思ます、 開園以 事 御礼電信有難く御礼申上候、 込員 園長さんの信仰の愛の一字であると思ます、 今回の如く警官隊や消防隊の出ると云ふ事 の方方が患者を拝む心の内の 来の園長さん、 小生ハ色々と考へ見たる時ニ、貴園の如き 故二患者を拝む心持ちが出来れバの時、 それが今日二及ひたるハ、 小生ハ此頃信仰の友ニ語る事ニ、 園長でなく一の患者とおる事 患者のパンストニ入りし様 信用ハ実ニ大いしたもので 本朝新聞紙ニて見 私の如きものが申 何の手伝も出来さ 我がは 何事も当方か 独り ハそれ が其の園 光田 たる で

事、 뒯 実元の如き平和の園 た事か、 であると思ます、 んも、 よと云ふ様事わ本音と云ふ事、 長 0) 前途を実ニ考へなけれバなりませんと思ひます、 若患者為めニ死んだと思て、 如き神 園長さんが一命を賭して患者内ニ入りて愛たる結果、 様ニ近き御方でも、 小 生 が出来たる夢を見て、 ハ 昨夜も園長さん事を考へて居りまし 実ニ日 今日 命掛けで愛する事 本国民の思想悪きなり 0) 如く患者より 三時頃ニ喜んで飛 園長さ が 辞 第 職 せ

起きました、小生のくだらなき事を申上ます

「国のため命賭けにてなす事は祈らすとも神や守るらん〔欄外追記〕

芳

円

三二四 光田健輔宛浜田光雄書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

光田先生

職員御一同様

関西MTL代表

浜田光雄

横はる越えねばならぬ溝でありませう、私共は、何卒私の感同情を捧げます、これはやがて来るべき日、その所への道に私共は大なる責任をもつて問題解決に御骨折りの皆様に深い

情と苦難を棄てゝ、乗り越えて進んで下さる皆様であると信

じて居ります

に倒れるまでやつて下さい皆様先頭に立つて今日迄の私共が続いて参りました、ほんと

てやみません、御一統御健康を祈りつゝ 敬具す、私共の必要の時は何時でも馳せ参じます、御自愛を祈つ祈つて居ります、必ず治まる日が近きにあると信じて居りま

三二五 林芳信宛入所者書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年)

疲れ 拝啓 永い の事であったらうとお察申上ます、 間 御心労相掛 先日は御便り被下有難奉謝上ます、 け、 真に恐入申上ます、 当 先日当 定めし心 園も其後は皆お 園 身 事 共に 件 中 御 は

物では と判らない点があります、 様に感する物は食物だけでありまして、 其 複雑な事 先生にはあの事件をどう御視られましたか、 なしく暮して居ますから御安心下さい 原因と理 無 件の様に思はれた事でありませうが、 由を申上ます、 単なる食物の喧嘩であったと私共は思て居ます、 それは五感を通して健康 この病人の心状は病者にならな[情] 他 0) b 知らぬが定め 決してそんな 0) は殆んど全 者の時 同

に食物に依て楽悲を直接感じるかと云事をお察し下さい食感にのみ集まって来る事になりますので、この病者が如何く異て居のであります、従て他の四感の欲望は皆この一つの

うめ が、 事 のは、 じると云仕末で、 事は無く、少し食ふては残缶の中に捨ると云次第で、 で、 事件が発する迄の原因はかなり長い は残飯や残菜が出るから配給が多過ぎる様に感じ、次第に減 する時は油臭くて、 けてあるいて、 は歯の良い者でも歯の悪い者は殊更に歯の間をつるくと抜 り買て食ふ品は、 でもどの室でも殆んど食はずに残飯缶の中に捨る様な有 飯が少しでも硬く煮いてあった時はぱら~~として、どの舎 合せて煮た時に米は煮ても麦は未だ半煮で硬く、 て居ない、 が患者に対して毎日の食事も、 そして復食物には多量の油と甘たるい様な煮き方で口〔副〕 ん等々を主食物の替りに食すと云有様で、 次第材料は悪くなり、 常の主食物がそんな事ですから、 それは小粒の麦が十分に漬けて居ない為に、 迚も食うてからも腹が張て具合が悪く、 茲に患者に金銭が絶対に必要になって来た 殆んどそれが主食物である様になって、 殆んど患者がしたづ、みをして食ふ様 其上煮き方が米と麦とが平行に煮 経費の都合ではありませう 間 の事でありまして、 患者はうどんやそ 患者が売店よ 故に食ふ者 炊事で 殊に 米と \equiv 炊 0 13 様

衆は口 に、 で、 度の と云様な事なぞ、是も事務の多忙の間職員にも止得る事であ
「ぬカ」 事 けては困る、 在 慨に ~~を重ねて居る時、 又患者より見れば冷淡の様に感した事と思ひます、等々で憤 作ると云のが順矛ですが、 問題で患者の重要機関である売店其他を休業するは 翌十三日には各作業を休業したので、 作業連中が しき時は数時間も待たされると云、 方の如き作業は鍬の元が折れても、 居たのであります、 あ ったかも知れぬが、 っと立って逃げて、 る があって来て、 の食事は諸君は満足に食して居るや?と云ふ声がすると共 皆食事の 食物に就ては炊事に対し材料に対し憤慨にく 食事に箸を付ける時は飯の軟 尚 々に食事の事を云、 彼れ等自己の作業の わっしょく~と云て歩き出し、 事かと云つ、目の色を変て飛んで出る多数 速に関係外の作業は就業する様注意して居て、 係の者に一生懸命に話をすれば、 又事務の方に対しては作業中、 是等の様の事が双方の感情的にもなり、 盲目は一人で一 其伝票でも分館に貰に来ても甚だ 去る八月十二日の夜に一部の不満 遂ひに食事のばく発が出たので、 みの事に就て斯く他 かい時位 生懸命にしゃべって居る 又盲目の人等が分館に用 伝票を貰て其上木工部 大衆はこの一 日出 でありまし 住宅方面 を重 迷惑を掛 部 例へ 其人はそ 不都合で 0 作業 は土 たの で現 で 7

もない

ほど、

この

頃暑くなりました

翌 ます、 な 事であります、 に多きもので、 なのは園長であります、 0) 出来たであろーがと、 人があったら、 実に其真剣さは例の無い事でありました、今更に云ても仕 迚も其事件は皆真剣さを持ち、 愈 何卒暑さの折 の無いが、 計 四十年の額に泥をぬった様な物で、 画 った次第であります、 々 H 食事 的 は 当愛生 のものも 就業する様になって居たのが、 Ò 問 あ 柄 園は迚も暑くて夕方より一 0) 題が大衆の最も強く叫びとなり、 こんな表騒ぎにもならずに双方満足する事も 私は目が悪いので乱筆と鐚筆書て御免下さい 時に林先生の様な患者に真に親みを持たれる 互いに茲には大きな損失が生したわけで惜 無く、 層お体を御自愛の上、 真に残念に思ひます、 只日常の食事の憤慨が暴発したので、 でこの事件には組織的 又多大の社会よりの無型の損失は 生か死かと云事を皆覚悟して あの騒ぎで一番気 遂に十三日 層暑くて身の置き所 御健康あらん事を祈 第一に園長先生 のものもなく、 遂に大騒動と 夜に 至 0) 実 毒 方 ŋ 11

八月十日

岡

勝

林

:園長先生

机下

三二六 光田健輔・四谷義行宛宮内岩太郎書状

《愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

感謝す、御克復を

違ない、幸ひ私ハ一同に念を押して申上さゝれたからの詳細なる顛末報告を承つた、勿論それハ三氏報告と相昨朝も思ひがけなく、大島にて患者御一同と共に、野島所長

自治的家族主義

安で御座ひますければならぬと、現況ハ真の基督心が幹部を占めて、大平人にされん事を望む如く、人にもなさ、れる家族趣味でな自らは信仰によりて心を治め、神代となると相愛せよ、即

申上くるまでの事ハ御座ひますまい

が、

愚見を一、

御

酌下さいませ

第一 暴力団とかを御制判なさぬ事

二十幾年の昔、 自 りました、 私 ´ました、 滅 ハ感謝致ました、 教式で葬りやりました為に、 其発 主の十字架ハナポレヲンと正反対に働い 頭者 小 团 ハ脱走致ました、 私対 悔改て絶対に反抗 事後段々大団 同 0) 時、 対者 N 数年の後、 か小団を責めるやうにな した基督に平伏致まし ハ 派が入信する様に 凱 歌をあげました、 小 団 ハ内外に 7 (V ま

す、篤とお御参考下さいませ

第二 真家族となる事

其辺の□尾を窺はされる るのは此結果です、 を真率に触れおく事、 通るならば、 従つて職員が官僚式でした、 交際がなければならぬ、 申までもなく、 不平も団体とまでハなりません、 患者諸君と寝食を共にするまでの親密なる 南洲 西洋人事業にや、もするとひゞ 翁 小林氏のあの失敗ハそこでした、 の幕下主イエスと弟子との関係 もし内の心臓機関の心遣りが 常に言ひ分

第三 其信仰に集注さす事

ある、 容である事が、 ろしく其信念を益深むべし、之こに雑念は除外されるので 信仰ハ生命であり、 て不許可となつた、 深い 嘗て我教会堂特設を本省に糺せしに、 信仰 大島の当局者にも実教されて、 排他的でない、 我らの祈 表面でない、 ハ押強つた、 其信念に忠実なるも 況んや十字架である、 本省ハ諒解され 競争をさくと 今ハ基督者 0 ょ 抱

第四 本は愛、行政ハ末

尊敬の的となつてゐる

であらうが、是が根本でハない、其真髄ハ生命ハ十字架ほ自治であらうか、家族であらうが、男であらうが、女が長

が、 どの愛である なかつた、 誡 唯上を仰い 唯望む処ハ横でハなくて縦である、下を見てハ出来ぬ仕事、 れ 此点に於て、 である、 ハ永久である、 得ぬ実際である、 ハ唯愛の一つとなつた、 沖縄の友に対した実際ハ、 特に斯業一般の一 て下を憐まさ、れる神心ならでハ然り、 故に神である、 私ハ林兄のために、 (コリンタン引書十三章を御参照願ふ)、 根本であり、 綺麗な文章や雑誌や同情やでハない 彼ハ行つた、否、 神ハ活きておる、 規則一 捕らへるのである、 活ける基督心なくてハなさ 特に祈り深くしてゐる彼 主義でなければならぬ 天地 行はさるを得 砕ける ハうせて 基督の 愛

極、主よ愛するものに聖旨を述さしめ給へ率直に深い敬意をもたされてゐればこそ申上ました、恐懼御赦し下さい、もし私意に暴言と思召す廉があらば、私ハ

唯

私ハ羊皮の狼であると常に思うていました、然し赦してやつ藤田が団になつたよし、深く御わび致ます、彼ハ未熟です、

て下さい

に、 13 松村ハ当方に滞在中、 人物 君に大平和のない事、 0 様に見受、 矢張使命と申上げ、 尚々相談致ます、 否、 存在の喜びのない事を懇 目黒 神に生くる 春日 事 両 より 氏 々説 ハよ 外

こす約束にて立ちましたが、 明致ました、 幸ひに大喜びにて出立致ました、 また一回も受けません、 其後通 唯祝□ に信をお

と日々祈らされてゐます

敬具

光田先生

九月二日

1谷先生

三二七 二五会・関西MTL主催救癩座談会記録

(愛生園蔵 「患者騒擾事件余聞録 昭和11年)

救癩座談会報告

於 大阪社会事業協会

九月三日午后七時より十時半迄

主 催 一五会・関西MTL

司 会 竹内愛二

司会者の挨拶に続い 7

浜 田 光雄氏 今回二五会と共に関西MTL有志も加は つて

救癩座談会を催ふすことになつたが、

私共はこの催

ふしに対

して大に賛成である。 MTLの仕事は、 癩患者への伝道相談

である。 等と共に、 MTLとは斯ういふ仕事をしてゐるところであると 社会の癩に対する理解を求めることも、その一つ

る。

種 々説明 が あ

岡 険悪となり、 山県警察部が愛生園に来り、 原田 久作氏 夜光田園長を患者が囲むことあり。 愛生園事件の経過を報告する。十三日に空気 愛生園当局と患者側との要求 十五 日には

希望を聴く。 十六日には内務省より奥村理事官及び霜崎属

園されて、患者側に折衝を開始した。 患者は中々に強硬であ

る。十七日内務省側と患者側との交渉も決裂し、 患者は激昂

した。村田前院長の努力も空しく、園長始め全職員及び外島

職員も相当の決心をしたが、幸ひ平穏であつたが、 十八日に

はハンガーストライキを決行した。十九日には堀部岡山県特

高課長が園と相談して調停の方法を見出さんと試みられた。

光田園長の意見としては、 自治は全然聴く訳に行かぬ、

従来の主義方針を変へることも出来ぬ、といふ事であつたが、

せ、互助会の名を以てすることとなつた。この日ハンストは「ママ」 結局ある程度の自治を認め、 慰安会の 部の仕事を患者に委

中 止することとなつた。 (塚田氏来場

に激昂はして居たが、この記事は多少針小棒大のきらひがあ 叩きにされたとの新聞記事があつたが、 ここで二、三の事に就いて述べて見ると、 その当時 村 田 患者は非常 前 院長が袋

では、 迷つた様であるが、 家族制にも今回の如き欠点がある。 所から見舞や応援に来たのである。 山県警察部の堀部特高課長も、 家族主義に自治を加味したものが良いのでないかと思ふ。 自治と家族制に就て言へば、 外島の患者を委託してあるが、 愛生園 0 問題に就ては他人事に思つて居ない。 愛生園の患者と同一行動は執らなかつた。 自治にも弊害が少くない。 この意見であつた。 彼等は今回の事件で去就に 療養所の将来にとつては 療養所間 各療養 また 尚

下村宏氏

は 士 0 れるが、 た光田園長がどんなに残念であらうかと察する。 居られることと拝察する。次に長く救癩の為に竭して来られ はあるが、 に御助力を願ひ度い。 て癩に力を入れ始め 海外の宗教家に依つて初められたのであるが、 ここには療養所また光田園長をよく知つてゐる人々も居ら 不祥な事件を転じて幸ひにするために、この席には代議 新聞記者、 先づ知識を持たない人として話すこととする。 癩に御 学的研究家として、 其他言論の人々が居られるのであるから、 同情 0) 深き 私が特に感ずることは、 人が光田 皇太后陛下がお歎き遊ばされ 健輔氏である。 また解剖とか医薬としての 畏れ多い 光田 日本人とし 日本の救癩 氏 は 今回 癩 事 特 0 7 で

が、救癩事業界の大親分と言ふべき人である。である。救癩を日本は日本式にやらうといふのが持説である大風子の研究家としても、日本の草分けとも言ふべき大人物

等の原因から来るべきものが来たのでないかと思ふ。 愛生園へ委託してゐる。 に堪へない。 績から言つても、 生園では、 多少上の圧迫も強くなる。患者の性質の悪いものもある。 り収容し過ぎると他の患者から言へば待遇が自然低下する。 私も申したのであるが、 京都の久世橋に移動したときも、 たいものである。 過般の風水害の際には、 他の療養所に出来ぬ収容をした。長い MTLあたりからも愛生園の職員を慰めて上 日本の救癩の上から言つても、 中にはレプラギヤングが居るし、 大阪の浮浪患者が大阪の大和川 七拾余名の患者を外島保? 愛生園では十名も収容した。 洵に気の毒 光田 養院 長島愛 氏 から より 0) 此 げ 功

附 患者が旧くから居る職員を排斥した。 同 し難いといふ感じを持つたかも知れぬ 九州療養所に移して解決したと言ふ。 情 するといふことに出足を挫かれた感がある。 他 を持つ小数の の療養所の患者はどうか。 人々に対して、 熊本の この事件は慰問 が、 世 病院では之等の患者を 回春病院 間 癩者に対して真 0) 人は では十 なかには患者 する或は 癩患者は度 数 名の 0

にも自 これに対する経費は相当かかるが、 者を一万人収容せんとするの計画を内務省では樹てて居る。 当局に打つかつて行かうと言ふ人もある。 するかを考へる時、 て深い理解を有し、 由 がなければならぬとい 国民も相当考慮しなければならない 癩予防協会にも関係して居られる。 ふ人、 自 分が癩に罹つたらどう 収容を多くする為め 潮内相は癩に対 癩 患 13

忠者の中にも犯罪者があるのであるが、此の患者は普通人思者の中にも犯罪者があるのであるが、此の患者は普通人思者の中にも犯罪者があるのであるが、此の患者は普通人

か。 なくする事位は政府も国民も考へねばならぬのではなからう も之を疎んずる。 更に結核患者と癩患者との待遇を比 倍である。 肺結核は自宅でも大切にされるが、 都会の中に浮浪患者が相当居るが、 較すると、 結 癩 核 これ は は 肉親 癩 を 0

けつ であ 茶だと思つたことがあつた。今回も村田 けたのは、 つた時、 田 君と光田君のことであるが、 あかを二十人程出した事があつたが、 村田君らしいと感じた。 曽て村田君が外島 今回 [君が急遽東京から の患者を村田 れ 0 は 所 馳 式 長 無

> だから、 収容の数に於ても、 すべきである。患者に対しても同情を加ふべきである。 たが、或るものは妾を三名も持つて居たと言ふから、 がない。 に出すとすれば、 い様に政府の努力を望みたいのである。 居る方が癩患者にとつて楽しいと思ふものもあるであらう。 のではないかと思ふ。 所 の中でも悪い患者と良い患者は区別をつけなけれ 自由を与へられても良いと言ふことも考へら 大島療養所でも先年琴平のレプラギヤングを収 問題が起らなかつたとも考へら その待遇に於ても遺憾に思はないで、 世間 の為に俺等が犠牲となつてゐる 職員に対して同情 n ばならぬ 外部に 療養 容し \$ 良

川村保太郎氏(代議士)

問題であるから、 癩問題に対して努力の足りぬ処から起つ 私は今晩は皆様の御意見を拝 御指名を受けて恐縮である。 政府を鞭撻して癩救療の達成を計 聴する為に 今度の問題は、 たので、 寄せて これ 政 り度 戴 府に於て が根 た 本

云ふことは、 い姿を曝してゐる患者が、 なかつたといふことは重要な事柄でない ふ事を物語つて居はしないであらうか。 患者が自治を要求したが、 人間と言ふものは自由を欲するものであると言 療養所の中に来て自由 愛生 園 0) 園長は家族 或る程度の自由を与 かと思ふ。 主 を求めると 一義を譲 街 頭 醜

があつたのではないかと思ふ。私は斯の方面は素人であるかへる必要がないであらうか。患者にとつては圧迫を感ずる事

塚田喜太郎氏

ら

余り解らない。

開 とである。 方々の忌憚なき意見を知り度い。 けたのであつた。 つたのであるが、 いて下さる同情に対して御礼を申上げたい。 は長島愛生園と大島療養所の児童達を訪ねる積りで出 私に伝言があつた。 愛生園ではこの座談会があることを今日 世間の声を聞きたいとのこ 今夕この救癩座談会を また園 外 0 か 知

され のは全然左翼思想の人のやつた争議であつた。この男に躍ら た。 は 患者の定員外超過に依つて起る不満は来年の春起る筈であつ 報に三回に亘つて継続掲載された池田与志雄とい 療養所の紛争打診」といふ文章である。 て居る。 あるかは不明にて、 私が今回の これは当 たの 今度の事件の真相をまともに報道したのは、 外放逐するより方法がなかつたのであるが、 は無智な連中であつた。 然来るべき事であらうとのことであつた。 事 件に就て聞いた真相は、 恐らく仮名ではない あの場合は約四十名の不良 筆者が如何なる人で 新聞のとは大部 かとの事である。 ふ人の 刑務所 中 今度 外 違 癩 H 0

> 0 が ぐましい努力をされた。 であつて、 の点を心配して居られる。 つた。この偉大なる奉仕と忍耐は驚畏すべき事柄である なけれ 퀿 長は今迄の ば解決しない事柄である。 外島の自治ではない。 世間の 博士方が糞便の世話迄されたのであ 同情が全くなくなるのでない 尤も患者の望むのは大島 今回長島 園長は然し失望して居ま の職 員方は の自 実に涙 治制

加藤時也氏(平民病院長)

強つての依頼であるから容れたのであるが、「ママ」「スマ」 する。 った。 収容するのは理想的でなく、 題である。 が 事情を有し気の毒である。その後継者に就て特別の心配を有 謝する。結核患者よりも癩患者の家庭は複雑である。 く為めに、二五会及MTLが此機会を作つて下すつた事に 十三年になる信仰 院長と語つたのであるが、 理想である。 将来如何したら癩を撲滅し得るかに就て協議 今夏宗教の関係から身延深敬病院を訪ね、 収容患者に調 先日も警察から一名の男患者の収容を依頼された。 各府県に療養所を一 深敬病院では六十余名の患者を現在世 の篤い善良な女患者を引伴れて逃走して了 和 0) とれ 外国式に多数の患者を一 ない 少数の患者を親しく世話するの 箇宛設けて、 患者を収容することは大問 親しく世話して この患者は在院 し協 親しく網脇 療養所に 同 深刻 して働 話して

懇談会を二回 行き度い である。 よいと思 種法を是非実行したい ઢ b のである。 癩患者にも家族生活が大切であると思 三回と開いて、 家のも が、 男性よりは女性に対して行 のも訪 癩に就る ねて来易 て理解を深め度い e V 様にし度 ર્જુ b 斯 61 ば 0 る

松村勝次郎氏(協調会大阪支所長

たが、 た。 しか る。 更に私が最近郷里に帰つて見ると、 今後癩の為めに一 深める様なことになつた。 私は斯うした問題に関心を持たなかつたが、最近関心を の方面に素人である私に時間を下すつた事 つたといふことが問題になつてゐるのを知つて痛感 ĺП. 統をやかましく言ひ、 生懸命やり度いと言はれたのに感激した。 或る会合の席上で下村宏博士が、 弋 八代も前の 姪に結婚問題が起つて居 人がどうも怪 は光栄であ

直に 兆 解る手頃 三万あると言つて居る。 今回 候 11 の顕れた患者は全部収容してやり度い。 Š 実情を知り 一の愛生 事でも、 0 書 籍がない様である。 園の事件も赤裸裸に発表して欲しいと思 度 或る人は五万、 11 0) である。 世人は癩の普通常識も有して居ない。 また癩 六万と言ひ、 日本に癩患者が幾人居るか 般に就ても素人にも 職員の方々の待 或る人は十二、 چ 率

も来て居られるから、政治的にも努力をして欲しい。遇を充分よくして上げたいと思ふ。ここには川村氏・塚本氏

桜根好之助氏(難波病院長)

居る。 私は難波病院に就職して四ケ年にしかならず、 容して居る。 けないと思ふ のであるが、 の婦人等は癩よりは処理し易いが、それでも時々問題が起る。 私は性病を扱つて居る。 も同じ皮膚科に属して居る。 私共のやつて居ることに就て話したい。 即ち娼妓の治療をして居る。 癩病患者にも色々問題が起る様であるが、 癩患者であつてもその要求は自由 (一同大笑) 同級で出た原田 医学上 現在八百名の患者を収 性病患者を扱 からは性 氏は 経験 に聞 癩をやり、 11 0 ても 浅 性病 って

吉益俊次氏(大阪控訴院検事長)

罪なくして宿命的 ひ、 復生病院を参観し、 あ 仏蘭西人が復生病院に来て世話してゐるのは宗教的愛からで れ伏し度い気持がした。 つた。 癩患者は気の毒な人間であるから宗教愛 般 これは国家の為め以上の気持であらうと思ふ。 人の同情の気持を起す様に努めて欲しい。 疾患を負へる人々である。 その院主たる外国人を見て、 世界大戦の時 私は静岡 私は 人類 その 回 愛を以 に居たが 春 癩患者は 前にひ 病院 て扱

分研究しなければ言へないことである。癩に関する研究や救今回の事件は左傾の人によつて起つたと云ふが、これも充

癩運動を盛んにすることが大切である。

山口正氏(大阪商大講師・元大阪市社会部長)

今回の事件に就ては、新聞を見て知るのみであるが、私は今回の事件に就ては、新聞を見て知るのみであるが、気には密があるが、宗教的愛及び倫理的愛があるが、宗教的愛こそは家族主義が愛であるとも言へず、自治主義にも違つた愛があるのではないかと思ふ。倫理的愛があるが、宗教的愛こその場合が、一般を表現しているののではないかと思ふ。

て居るが、これは如何なる訳であらうか。処分し、学校のは学校で解決する。本回は本省から官吏が来処分し、学校のは学校で解決する。本回は本省から官吏が来第二に労働争議と学校争議とを見るに、労働争議は警官が

第三に思ふことは、私共は救療に就て知識が少いことである。

松田徳太郎氏(大阪府社会課主事)

今晩この席へ出て来るとき、私の子供が此処には癩患者が

訪ねて行かねばならなかつた。患者自身は遺伝でないとは考寺の山に療養所に入れない患者が集合して居て、職務上時々居るのでないか?と心配して居た。私が熊本に居た時、本妙

へて居ない。

に幾人の患者を収容し得るかを研究して、 容が出来る様に致度い。 る必要があると思ふ。 Lあたりが努力して、 養所を作つて、 も私が青森へ去つた後問題が起り、 箇所に余り多くの患者を収容すると問題が起る。 少数の患者を収容すべきであると思 もつと一 長島は大き過ぎたと思ふ。 般人に癩に就ての理解を与へ 青森でも起つた。 もう少し多くの Š 熊本で 療養所 強制 Μ Т 療 収

梶原三郎氏(大阪帝大教授)

私も一言話さねばならぬ義務があると思ふ。

をとり、 く社会事業家と共に働くべきでないかと思ふ 制 刑 者を聖人の様に考へてはならない。 来 務所も難しいむつか する才能が 療養所長は医者がやつて居るが、 今や癩患者に対する考方を変へねばならぬ時が来た。 従事者は技術的に修練されねばならない。 あれ 事 ばよ 柄で、 e V が、 その実現性 そうでない場合は医者 その 感情のみで治めず、 は 木 人が多くの患者を統 難 かも 知 n 癩患者 な 0 癩 統 従 患 0 制

桜井方策氏 (大阪帝大助 教授

間は癩を研究する先生を穢ながつた。斯る苦心を続けられ 三才の頃より はれたが、三百人収容しても五百人収容しても問題がなか 全生病院が出来た時、 に刀を執り、 全生病院に看護婦をして居る石渡女史に蝋燭を持たせ、 養育院に入つて働かれた。 私 そして今日の千幾人の収容をなすに至つた。 患者を解剖することも容易でなかつた。 の父が東京市養育院に奉職して居た関係上、 片手に鉛筆を持つて、 光田 先生を知つて居る。 多くの患者を収容することに考慮が払 当時癩を研究する学者等は存在 徹宵解剖に当られた。 光田先生は二十歳から 先生は夜、 私は十二、 片手 現在 た。 世 0 せ

ある。 患者の特性である。 居られる時から、 は先生を慕つて居るのである。 家族主義と言ふのは抑圧主義ではない。 多くの患者は附 患者の言ひ分をよく聞かれた。 和雷同したに過ぎない。 今回騒 1 だのは少数の患者で 先生は 附和雷同 多くの 全生 一病院に 性は 患者

浦三玄洞 (中外日報大阪支部長)

同情を失ふ様に思ふ人があるかも知れ 長島事件によつて、 諸 先生の話を聞いて愛生園問題の真相が了解された。 世間では愛生園に対し、 ぬ が、 私はそうは思は 癩問題に対 今度

> 但し吉益検事長が申された如く、 な ると言ふ時、 よくならぬと思ふ。 か言ふのは如何と思ふ。 61 却つて反対に療養所とい 世人は黙して居れないことになるのである。 寧ろ財政の困難が大きい原因をなして居 それによつて愛生園の立場は少しも ふも 今回 0) の事件は赤がやつたと が 理解されると思ふ。

松沢兼人氏 (関西学院大学教授)

的といふよりも、 適応する様に療養所の方でも考慮せなければならない、 会がそういふ風な所に立ち至つて居るのであるから、 らぬことを表明することになるのでないかと思ふ せんとすることは、 必要となるのであらうと思ふ。 処罰する場合でなく、 たいのである。 ることが必要になつて来る。 と思ふ。 司会者より、 患者の思想的立場を云々されるのは問題であると思ふ。 国立及府県立の療養所と共に私立療養所も多く設け 癩刑務所が必要であると言ふのは、 れより自由懇談され度しとの言葉あ 他に斯ることが起る原因があるので 或る場合には療養所側 療養所に於て問題を起す患者が出た時 街頭に居る患者を早く何とかし 問題を起した方を咎めだてを 0) 力の 尽し方の 法として これ な 思想 社 足 か

浜 田光雄氏

私立は別として、 国立と府県立との区別があるが、 これ が

名称のみであれば問題でないが、 実質的にも違ふ処がある様

更に私立の療養所では経費に相当骨を折つて居るが、之は国 であるが、これは府県立を国立に変更して欲しいものである。

家より充分補助をなすべきであると思ふ。

吉益俊次氏

癩患者の刑 務所の必要等は兎に角として、 療養所の中では

患者は精神的に如何いふ風に指導さるるか

原田久作氏

私共の方では患者の教養係を二名置き指導に当り、 外部よ

り各宗の宗教家を招き布教伝道を依頼して居る。また演芸の

芸人等にも注意して居る。

下村宏氏

刑務所の教誨師でも罪人の教化は困難である。

吉益俊次氏

刑 務所の教誨も問題であるから、 療養所では如何して居る

かが承はり度いのである

下村宏氏

唯修養をせよと言つても駄目である

前 田松苗氏 (日本赤十字社大阪支部病院長)

癩患者は生きて行くのに希望を有して居るか。 あの悲惨な

患者には希望を持つて居る様に思はれぬが。

原田久作氏

二種の患者が居る。一は人生に対して超越的な心境を有し、

生に対する執着のないものであり、 他は生の執着の強く種

の欲望に生きるものである。

前田松苗氏

療養所の中で労働が許されて居ることは良いことだ。最も

低度の低い患者も人間として遇してやりたいものである。

原田久作氏

患者も、筋肉的 精神的各種の作業をやつて居る。

前田松苗氏

先年草津の栗生楽泉園を訪ねたが、

山の上に相当広い土地

を有して居るが、 その後五年経た今日未だに三百名足らず Ó

収容人員では困る。 日本では療養所の土地が得られない。

中村三徳氏(大阪毎日新聞社会事業団

各府県に療養所を設ける必要がないか。 朝鮮では癩患者が

乞食をしても物を貰へぬ結果、 癩患者が集合して生活して居

る。 多くする所以である。 浮浪患者に都市の人が金品を与へることは、 癩浮浪者に金品を与へてはならぬと言 浮浪患者を

ふ警察犯処罰令を出して貰つたら如何であらうか。

塚本重蔵氏(代議士)

が、 る。 人々を動かして議会に於て収容方策を樹てることが必要でな 者の慰安に就ても国家の立場より考へて行きたいものであ また慰安の道に於ても乏しくなるであらうと思ふ。今後は患 であつた。 いかと思ふ。 超過する場合は食事等も低下するのみでなく、 私が癩に対して関心を持たされたのは、 一般代議士・貴族院議員を呼んで斯る会を開き、その 尚今席の集りに社大の代議士で京阪のものは皆招かれ 療養所の収容定員を多くせねばならない。 高田先生に依つて 施療に於ても、 定員を た

時四十分頃散会。 以上を以て座談を終り、司会者より閉会の挨拶があつて十

三二八 光田健輔宛塚田喜太郎書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年)

席してよかったと思つてます、長島へも行って見て安心(まあく)したし、昨夜の会も出

たまりかねて発言して、少し真相を説明しかけたら、下村博告を中心に議事は進められて、少しも真相にふれないので、原田院長の外島に都合のい、説明、然も皮相な偽りのある報

今後世論が進むとすればどんなにか困る事かと、昨夜ハねらあゝした光田園長及長島に最も不利な説明が中心になって、士を通じて私の発言を中止させて終ったので退席しました、

れませんでした。

を度の長島の事件は、その事件そのものよりも斯ふした皮相を言行、然も無責任な同労者の報告により益々損失を大にして行くでせう、惜しみても余りある事で、この際全職員一層自重と寛容とを切望して止みません、どうぞ身体に気をつけて下さい、そして患者を一同で導いてやって下さい、同封のいがキ(これは絶対に他へは見せぬ事) 昨夜帰宅して患者にも話そうと返事しました、どうぞ園長を護って下さい、同封のも話そうと返事しました、どうぞ園長を護って下さい、同封のも話そうと返事しました、どうぞ園長を護って下さい、同封のの過去一年間の最悪の事情、然も少しもよい光も見えぬ現る方との過去では、

今度の事は忘れて元気を出して下さい、行ふ事が一番悲惨な目に遭ふものだってことを思ふて、早々どうぞ世の中ってものは正しいものが一番苦境に立ち、愛を

るまいかと、自ら暖間な考えを持つてゐます、

涙を流して読んだのでハガキを同封して送つたのですよ実際お互に「七度を七十倍して許そう」ではありませんかね、

九月四 \mathbf{H}

ツカダキタロ ゥ

〔塚田宛林文雄・富美子はがき貼付、 消印判読不能

神戸市須磨区下堀内町

五.

コドモノ家

用

箋」

訪問して下さい、 しかないと云ふ良医の見立て、どうかさじを投げづに病者を 馬鹿につける薬できくのは先づ塚田先生の歯に衣つけぬお話 園も警戒して居ります、長島で先生のおたよりよみましたよ、 用をたし、朝日ビルにも一寸よりましたが、古田さんが発熱 愛園からの四人の応援隊と引上げました、私は上阪し大学で やまりました、約十二日間長島に滞在し、 を感ぜしめられて居ります、光田先生に只相すみませんとあ 病臥中で逢へなかったのは残念でした、同じ条件にある敬愛 塚田先生、 先生には云はれる迄もなく長島の事件大に責任 特に光田先生をたのみます、」 事件落着と共に敬

昨夜の集会では原田院長が説明中に出席して、 一言御伝言は

通じさせて貰いました。

今度の事は全く光田園長のやり害いで、外島の自治制 実に立派な態度を持続した、 を示すもので、 此間に処して外島の患者達ハ一人も盲動せず 云々 0 勝利

利に話が進んだので、 皮相と虚偽そのまゝの説明を中心に、 無理に発言して一寸真相にふれたら早 長島の立場は極度に不

> ŋ た、 不利になり、 さくやハとうくつねむれませんでしたよ、 せう、原田院長の無責任な報告には憤りの 速下村博士が私の発言を中止させて終つたので退席しまし それで詳しい事ハ御報告出来ませんが、 園長を案じて来てます、 癩問題は誤解を受け、 右御報迄、 光田園長は苦境に陥るで 極に達してゐます、 文雄兄より来信あ 今後益 々長島は

九月四日

ツカダキタロ

三二九 田尻敢宛今谷逸之助書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11 年

「九月十一日今谷逸之助氏ヨリ」〔後筆〕

謹啓 初秋乍ら未だ暑さ厳しき折から、 激務に御精進の段拝

謝奉ります。

ことなかつたことをお許し下さいませ。 座いましたが、 平素の御好意や御世話に報ゆる為め参上致したかつたので御 申して居ります。 先般以来、来る日も来る日も御多忙と御心労の程遥かに拝察 に至りました、心では常々心配して居りましたが、何ら為す 今回は私が参上致す機会が与へらえれず今日 あの思ひがけない事件が起りましたに際し、 今度の事件は各方面

の人を注意を種々の角度よりひきました。極めて浅い概念し

に行く際に生

れた貧弱極まる団体ですが、

会員には竹内愛二

朝日に対しても中外に対しても、 なくて愛生園なのですから、 浦三玄洞の文章に間違つてゐるところがあります。 たりしたことも一、 私 か 生園に有利なる様話して置く様努めた積りで居ります。 な解釈を加へて居るのです。 て浜田さんに抗議を申したのでした。 った食費の価 持たない 0) 不用 意に発した言葉が、 多く 格、 0) それも間違つて報じて居ますが、 人 一ありました Þ 、から貴 御気の毒至極に思つて居ります。 その迷惑の及ぶところは私では 私共の意に反した形で新聞に出 園 0) 相当私としては及ぶ限 事 、件をよく聞 それから中外日 朝日 0 社 説 か 0) れました。 私も驚 相当 報 部 勝手 り愛 の 三 に 41 あ

0)

光田 は三 考へて居るとき、 た位でありましたが、 外島としては、 公私社会事業家の集ひとして、 談会を本月三日に催ふすことになりました。 て懇談を致しました。 H 本MTLの鈴木先生が、 井報恩会の 嵐 長先生 0) 横 癩政策を御援助しなけ 僅かに御手伝ひに派遣職員の方に行つて 二五会とい 田 忠郎氏の肝煎で大阪の MTLでも大変心配致しました。 MTLに相応し 愛生園御見舞の後立寄られまして、 Š 遊佐先生と共に横田氏 0) が M 11 TL有志と共に救 ればならぬことに 仕方で実現しやうと (主として) 二五会とい が 青年 就 沖 戴 Š 癩 縋 座 0 11

> した。 氏 げました。一、 談会を開きました。 と言ふ事になりました。 て、 欲しいとの依頼を小生が受けましたので、 生園の批判にならぬ様堅く戒めやうと申合せて会合を開きま の事件の元因を研究し、 保 にかける時が参りませふ りする事になりませふ。 家にとって深い 意見を聴き、 田 今回の愛生園 浅 春雄氏・ 塚田 井治子氏・ 様及び古田様から、 小 二日 且 意味を持つ重大問題であるから、 生 安田 一つ癩問 事件は独 等関西 M MTLとしてわけても外島としては、 のうちに浜 辰馬 尚 M .題に対する与論を起そうでは T L つ 氏 り救癩の TLに関 11 は顧問 づ 伊 n 会合の記録を愛生園 の理事等に計つて共同にて 田 藤 速記録もあります 光雄先生 題 秀治氏 みでなく、 係の深い 0) 達成を計る為 暇を盗んで書き上 から愛生 人 有 々も 田 般 安次 から に送 社会事 嵐 0 居りまし な は 郎 8 今回 お 諸 氏 愛 7 座 か

様は 本 それで予め愛生園 そうもない それから始めに、 ではない 0 瀬間 園 長先生はとても疲労されてゐるし、 題解決に就 かといふ から遠慮しやうと主張され、 この会合に光田 の報告は原田院長、 意見を皆がい て、 下 村宏博士に主話者になつて貰ふ だいて居ましたが、 園長先生に御 光田先生に就て及び 皆も賛同しました。 そんな余裕も有 出 席 浜 を 願 田 光 ほ H Š

第二 五. 場をよく了解して居るのですから、 信を以て申上げられます。 り同情を失ふことには決してなつて居りません。この点は 亰 は賀川豊彦先生に依頼して、 度座談会を開きたいといふ希望が相当ありますので、十月二 ばならぬといふ気に夫々なつた様です。 0 日に関西MTL主催にて、 名はじつとして居てはならない、 頼しました。この座談会は非常に真剣でした。来会者五 問題は救癩に対する同情を起こしこそすれ、 回の座談会を主催することを昨日相談致しました。 関西MTLとしても愛生園 主話者は光田先生及下村先生又 大阪クラブにて名士識者を招き 漸次それが表はれて参り 日本の癩をなんとかせ 来会者の中にもう一 救癩事 0) 御立 業よ 愛生 確 ね 十

た訳です。外島の患者が今回は殆んど無傷であつたかの様に□重□の如き、御迷惑を御懸け致しましたことに対して申訳同情に堪えません。外島の患者の中にも山田耕介の如き、堀扨て私自身としましては、先生方の目下の御気持に対して御

ませう。

こともあつたらうかと思はれます。鈴木様・桜井様・喜多見また今回の事件の遠因の一として、外島患者を委託して居る

考へて居ました事を恥入ります。

事、 て、 私も敬慕する藤井蔵之助先生と共に、 に感激致しましたが、 事は困難中の困難と存じます。それを時間的に急速にやると が埋られたとしても、 両者を今回の事によつて生じた罅を如何埋るか、またその罅 座います。 原理はないと存じます。私は先生方尊敬すべき大先輩に対し 共に御発揮なされた、 言ふのですから本当に御察し申上げます。 様の御話を伺ふにつけても職員の好意を全然患者が裏切つた ですから、 なる先生に対し、 注意がましいこと等申す気持はさらさら御座いませんが、 患者には職員の心境を理解せず誤解して居る事 私は遥かにその時の到来を祈ります。 人間の 信仰上の立場より率直に申上げる次第で御 智慧や権力の及ばない事を神はなし給 先生方の宗教的愛の精神・ この宗教的精神の外にこれを克くする 旧のものでなく違つた形となると言ふ 神の前に祈られる間 然し、 忍従 事件勃発と は、 の精 この 神

は小さいことは自分流義で行つても、大きい事は先生方の驥外島の患者は長島の制度の近づく必要があります。そうする外島の患者は長島の制度の近づく必要があります。そうせ向外島に近づいても不自然ではない様な気持が致します。そう仕向外島に近づいても不自然ではない様な気持が致します。そうける外島の患者は長島の制度の近づく必要があります。そうするがよいことを信じます。

尾に附して同方向に進まうとして居ります。

御過労勝なる光田園長先生・四谷事務官殿の御健勝を心より

祈ります。

を両兄に御見せ下さいませ。 く申して戴き度く存じます。 重き責任を荷つて居られる宮川学兄・藤田学兄に特によろし またお差支へなければこの手紙

か。 この手紙は外島保養院としてではなく、 ますので御含み置きを願ひ上げます。 で私の宅に泊りがけでお越しになる方はありませんでせふ の処お伺ひ出来そうもありませんので、 尚ゆつくりお目にかかつて御話申上げたいのですが、 MTLの人々とも会つて戴き度くもあるのです。 全く私の手紙であり 何なたか休養の積 敬具 私は なお、 今

昭和十一年九月十 H

今谷逸之助

田尻敢: 先生

三三〇 宮川量宛今谷逸之助書状

愛生園蔵 「患者騒擾事件余聞録」 昭和 11年)

「九月十三日今谷逸之助氏ヨリ」 ^{〔後筆〕}

謹啓

ば是非御送り申上げます。私共にも非常に参考になる座談記 御参考迄に御知らせ申しました。 座いますので、 御親切なる御手紙を頂戴致しまして有り難ふ存じました。 申上げます。早速戒めの手紙を書きました。 録です。 通して御送申上げました筈です。 めて大まかなものですが書いて園長先生に、 せ 回 چ の長島に起こりました事件に就て、 御手紙を戴きます前に、 尚常々愚弟に就て一方ならぬ御同情を忝ふして深謝 当らぬ処多いと存じますが感想を書いてみま 田尻先生に大阪の模様を大抵 速記録をいづれ複写出来れ 亦先日座談会に就ては、 意見を求むとの事で御 浜田光雄先生を 極 今

鵠を射た見解を持合して居りません。 にしませんので、 て居りませんので、 扨て今回の事件に就ての感想ですが、 かれこれ申す材料等御座いませんの 実際の情況及び園長先生の御意見等も耳 私は事件後御 訪 ね 申

計 をなした様に、 ち田部哲といふやうな連中が存在したといふことが相当元因 遣方だと思ひます。 私自身の愚見では、 画的にやつた等と言ふ事が考へられます。 社会運動に関係を有したとか言ふ患者等が、 外島の前の患者の争ひ 今回の事件は労働者の の際、 ストライキの様 けれど斯うした かの 吉川 即

して、 ひます。 それである故に今回の事件は、 と職員の方々 裕、 容 で居ると思ひます。 足りなかつたから等とい れつつあると言ふことは、 癩予防政策の実現に努め、 護 する療養所だと思ひます。 物共に秀でたる方々の集まつて居られる、 私が愛生園に就いていつも頭が自ら下るのは、 直 ても物のわかつた人は、 いことを物語つてゐると思ひます。 の見地より、 政策との矛盾衝突といふ事と、 接元因でなく遠因をなすものは、 即ち自 偉大なる識見と誠意を認めないものがありませふか。 政府は愛生園に刺戟されることに依つて努力をなさ 由を要求するといふ事に関つて居る様に思ひます。 0) その患者と共に一般健康者を保護せんとする 勤勉な一 致協力の精神です。 これを認識して愛生園に同情を注 ふ事は断じて思ひません。 政府を動かしつつある事に対しま そして国家の立場に立つて国民保 愛生園と政府とか同一の 実に大いなる悲劇であると思 患者は或る程度の人格 患者の利害と愛生園 私は愛生の職員の努力が 恐るべき実力を有 その上伎倆 その収容政 社会に於 ものでな 0 的 人 策 収 余

居りませんが、それには自ら限度が存在するといふ点に今回患者を収容することは、何んとしても全般的待遇を下げずに唯一つ如何と思はれますことは、国家の保護の為めに多くの

ら す。 ころが患者からは、 に定員が千二百名になることが眼前に 考へて居ります。 じます。 まして、単なる気分とか趣味とかで定むべきものでないと存 絆を脱する為めに、 者に不自由を辛抱せしめることが出来る訳でありました。 0) を詳細に比較すれば、 自由とか言ふことも言へない 私自身としては、 たのでせふ。 も免れないと考へ、 へて居りません。 事 その療養所の経済方針その他に応じて定まるも 何故ならこれは患者の小遣銭と密接な関係がありますか 一件の可能性が存在する。 但し家族主義なら不自由なものか、 家族主義とか自治とかの区別も問題の様ですが その優劣を論ずべきものでない様に思ひま 両者はそして今後愈々接近していくもの 他にこの主義遂行に必須な作業統 定員の超過は愛生園の主義としていつ 或ひは職員排斥となり自治の要求となつ 実質的には左程差異があるものとは考 けれどこれに対しては、 事と思ひます。 あるのであるから、 私は 自治主義ならば 却つて内 0) であ 制 0 患 容 覇 迄 لح 中

憾に思ふものです。そして患者の扱方に関しては対憲的と言る心理学的社会学的研究がどうもなされて居らないことを遺る心理学的社会学的研究がどうもなされて居らないことを遺私は予てから癩の医学的研究等は、学として何れの療養所も

に就 於ける私共の様な立場にあるものが、 様な態度であ 発表する様な方法をお考へになりませんか。 ふ か、 ては刑 雄 割 ŋ 務 拠的なところがあるのを遺憾と思ひます。 、度いと思ひます。 所の 罪人を研究して、 如何でせうか。 患者に就 その取扱方を改良する 61 ての所信を 各療養所に これ

を短時 り の 代の移りと、 思ひます。 そうした場合、 私共の外島では千人収容することになつて居り、 収容したいと言ふのに対して、 ことだと思ひます。 患者の思想問題等に就いては、 た三十幾人とかのストライキ張本人及テロリストに、 患者三百五十名に対して六百五十名或ひは七、 てやらうとする態度は明瞭な矛盾です。 ライキを大体合法運動と認めたものか、 トライキの張本人の如きは、 人間が容易に屈服したと言ふことは、 また利害を一にして居るとは言へ余りに良心のない 日の間に成し遂げねばならぬ立場になつて居ますが 今度の事件で考へた事ですが、 療養所人の考へねばならぬ事柄が発見されます。 患者の陶冶に十分な力を注がねばならぬ様に 今回の事件でもそうでしたね。 療養所では刑務所 岡山県特高課では今度のスト 充分研究して置かねば 斯うしたところに時 患者の言ひ分も聞 相当不良味を帯び 如何に病者とは 八百名の (?) にでも 従来よりの 例へ 千人余 なら 増員 ば 感 ス X 11

> ん。 恩 もつて患者の心田の開発に努め度く思ひます。 集心理が働くものであり、 如 た事を残念に思ひます。 た事を承はまつて居りましたところ、 最近患者の為めに毎週修養講座を開いて努力せられてゐられ ても患者に対して精神的訓練を怠れない様ですね。 愛生の患者のみでなく何処の患者も持つて居ますが、 るとは余りに精神が出来て居ないと思ひます。 同性が多いものだとは言 何 無力で至らぬものですが、 の気持のない てもその前提として精神的自由を与へねばなりま 事 柄だと思ひます。 患者の道徳心を伸ばそうとすれば、 癩患者は自主の気持が薄く 今後とも本当に宗教的な精 園長先生を包囲し客人迄虐待す ストライキには 実を結ぶ前に斯うなつ こんな気持は 愛生園では、 私自身洵 11 どうし 付 つ b

今回事 無抵抗 ます。 長先生の 偉大なる寛容と忍従を以て事件を殆んど解決せられました園 も園長先生の収容政策に多大なる共鳴を有するもので御 11 ます。 伜 主 尚事件の張本人達を目下のところ外部にも移さずに、 御人格に対し讃嘆措く能はざる所で御座 義の奉仕は、 発生後の愛生 万人の感謝措く能はざるところで御 袁 の職員方全体 0 糸乱 n な e V 活 座 動 ع

度く存じます。今後とも大兄其他の皆様の御教導により外島復興に努力致し

園長先生・四谷事務官殿始め諸賢によろしく申して下さい。

弟のこと何分御指導を願上げます。

身体に特にお気を付け下さい。藤田学兄によろしく。

九月十三日夜

今谷逸之助

宮川量様

余りに率直であるかも知れませんが、親しさの余りとお許

し下さいませ。

三三一 光田健輔・四谷義行宛加藤滋・八十書状

《愛生園蔵「患者騒擾事件慰問文書」昭和11年)

加藤 滋

同八十

光田園長殿

四谷事務官殿

心労の程、陰ながら御安じ申上げ居り候へども、失礼致し居拝啓 益々御健勝の段奉賀候、陳者先般の事件に就ては、御

り、誠に申訳け無之候、円満解決の由承り安堵仕候、

助の程切に御願申上候、御祝福を祈り上げ候 敬具任させて頂く事に相成候に付き、今后何卒宜しく御指導御援任として事務の方を御引受け致し、当地の兄弟達の為めに奉軍を退き、去る八月二十日より聖バルナバ医院の伊藤氏の後愈々救癩第一線に御健闘の程一重に希望仕候、私共今般救世

三三二 昭和十一年所長会議議事録

(愛生園蔵「患者騒擾事件余聞録」昭和11年)

〔表紙〕

昭和十一年十月一二

H

所長会議々事録

供覧 園長 庶務課長 主任

下打合会

場処 東京市神田区美土代町基督教青年会館

日時 九月三十日午后一時ヨリ

出席者 |長島愛生園 光田園長 四谷事務官

宮川書記

| 栗生楽泉園 大林書記

| 宮古療養所 家坂所長

内

地

1

ハ事情ガ違フカラ参考ニハナラヌト思フ、

私

ノ方

全生 病院 林院長 石 橋主

検事

正ガ

内地ヲ見テ来テ日

ク、

内

.地デ

ハ

患者ヲ

取

扱

北部保養院 中条院長 富 田主事

外島保養院 原 川院長

大島療養所 野島所長 河 7村主事

九州 療養所 宮崎所長 下 瀬主

小 鹿島更生院 周防院

(一) 挨 拶 光田 園長

事件ノ原因ノ大略ヲ叙ベ、 コレハ各療養所 (連帯) デ

アル、 今後コレニヨツテー 万人計画ヲ齟齬セシメナイ

ウニシナケレバナラヌ

事件ノ原因詳説

(二)

件ノ説明

四谷事務官

補足 光田 園長

件ニ対スル当 局 態度ヲ説キ、 行 荆 制度確立ニ 付意

見承リ度

中条院员 長 勿論ソノ必要アリ

口、 全生林院長 異議ナシ

口 野島院長 ケ所ニ集中 セル モ ノヨ

シ

務所ノ実況説明 周防院長

三小鹿島刑

貰ツタガ、 山崎 園長、 五十八名、 ヅメ談判シテ十万円ノ予算ヲ計上シタガ、 情問題上失敗、 所ハ昭和八年頃ニ計画サレタガ、 正デアルガ、 刑務局デ出スコトニ鳧ガツイタ、 今度ノ事件デモ岡山 ルノミダソウダ… ーデナイカ」等ト片ツケテシマウタ)・・・、 ハ二別スル事ガ出来 ヌトイフ方針 検事正ガ働イテ設備費ハ予防協会デ出シ、 中川検事正ト闘論シタ事ヲ叙べ、一般ニ無理、ダソウダ…(野島院長十五人位ト訂正)… 実際ハ一万八千円、 番多ク入レタ時六十五名デアツタ、 ソノ時ニ内地ニハ三人ノ癩者ノ受刑者ガイ 第二回目モウマク行カヌ、 ノヤウデアル、 ル ノ検事正ハ、「餌 百名見当デ作ツタ、 ソノ人ハ山 三万八千円トイフ金 刑務局ト法務局 ガ足リナカツタソ 般ニ無理解デ、 朝鮮デ 第三回 崎トイフ検事 削ラレ 経常費 [目ニ膝 入所者 1 レタガ、 (光田 現在 刑 · ノ 感 ヲ 務

①浮浪ニヨル 犯罪 刑期ガ浅、

②迷信ニヨル 犯罪 肝 トリ 刑期無期又ハ死刑

又肝取モ今迄ヨリ重罰 現在浮浪者ハ五千名デアルガ、 減少スルデアロ ゥ (死罪) 漸次収容ト共ニ減少スル、 ニスル様ニシタ為、今後

アツタ、 セ収監シタ、 ヲ コ 聞キ直ニ検事正ト打合セ、 ノ 間、 二日ニ 北病舎ノ主脳者十一名ガ巡視ヲ殴打シタ事 刑務所ノ設立ニハ司法省ノ上ノ方ガ熱心 事件発生当時自分ハ京城ニ居タガ、 八日告発、 公判ハ一日デ済 事 件 件 ガ

シタガ、用ヒラレナカツタ、現在警手十三名ト看守長一

院長ノ自由ニナルヤウニ出来テイル、コノ間二名ヲ殴殺名デヤツテイル、表面ハ司法省ノ管下デアルガ、実際ハ

シタ、刑務所ハ取扱困難ナリ

(四) 結 論

特殊療養所ト刑務所ニツキ

イ、北部 必要ヲ認ム

刑務所ハ必要

ロ、全生 同 但シー区域内ニテハ困ル 同

ハ、星塚 同 同

同 百名案

二、栗生 区内ニ特殊ナ設備ノ必要ナシ、又刑務所モ同

一区内ニテハ統制上困ル、他ニ刑務所ヲ作

ル

コトハ差支ナシ

九州 全生ニ同ジ

全生ニ同ジ

ホ、大島 他ニ土地ナケレバ四万坪ノ「カブト島」アリ、

刑務所ハ必要、五十人案

周防園長二百名案ヲ叙ブ

へ、愛生 特殊監禁場所ハ三ケ処位分置スル方ヨシ

(一司法大臣・内務大臣ニ陳情書提出スルコトト、陳情書案

ハ愛生園ニテ分担

(二所長会議終了後、司法省ト打合セ、司法大臣ニ面接陳情

スルコトニ決定

官公立癩療養所長会議

第一日 十月一日 午前九時二十分開始

(一衛生局長挨拶

二内務省提案議題

一癩根絶計画ニ関スル件

説明 高野予防課長

一万人計画ニハ従来ノ官公立療養所ヲ拡張スベキカ、

又他ニ新設スベキカ、又ドノ程度ニ拡大スベキカ、意

見ヲ陳ベラレタシ

イ、光田園長

ニ曝サレタコトハ幾度アツタカモ知レヌ、今田虎次郎正ノ初年暗黒時代ニハ、今回ノヨリ以上ノ生命ノ危険今回ノ事件ニヨリ予定ノ計画ヲ変更スル必要ナシ、大

氏ハ三百名ハ多スギルトイツタガ、 人数 ノ多寡 ハ 問 題

デナイ、 要ハ癩ナルガ故ニ行刑ガ行 ハレヌコトニ起因

スル、大正四年会議デモソノ事 ラ陳 パベタ、 要ハ人員

多寡デナク、 行刑ノ不徹底ナリ、 コノ点特ニ御厚配 ヲ

乞フ

小ナルモノヲ多ク建テルヨリ既設ノモノヲ益々拡大ス

ヨリ支給サレタシ

又十坪住宅計画モ放棄スベカラズ、

但初度調弁ハ

政府

レバヨイ

口、 蜂須賀熊本県衛生課長

既設ノモノノ拡大可、 予算ハ国費ニ準ジテ欲シイ

長島ノ事件ニ鑑ミ、 特殊国立療養所ノ設立ヲ願

ハ、高野課長

国立府県立ト甚ダ不統制デアルガ、 コレヲ統制 スル コ

ハ実際問題トシテ困難デアル、 現在ハ差当リ拡大主

義デ進ミ、 組織 ノ改正ハ患者悉ク収容隔離ヲ為シタル

上二於テ考慮イタシタシ

ニ、草間東京府衛生課長

既設ノ療養所ノ拡張可、 全生病院モ本年千二百名トナ

ツタガ、二千名位ニナツテモ経営ニ困難ナシ

問題ハ患者ノ優遇デアル

ホ、 味岡青森県衛生課長

天災地変ヲ考慮シテ分散スル方可ナラン

1、宮崎所長

限度九州デハ多々益 々弁ズルトイフヤ

既設ノ拡張可、

ウニハ行カヌ、 千五百名位 が限度

急激ナル拡張ハ伝統ヲ破壊ス、精神的考察ノ必要アリ、

拡張計画ハ国立偏重ナリ、今後ハ重点ヲ公立療養所ニ

シテ欲シイ

各療養所ノ組織ヲ統制サレタシ、 消極的 ナル管理県

態度ニヨリ収容能力ヲ充分発揮シ得ザル場合アリ

中条院長 (北部

東北ニ国立療養所設置サレタシ

秩父宮様御仁慈

野島所長 (大島

国立ノ拡張ト共ニ公立ヲモ拡張サレタシ

大島モ千名位ノ拡張可

国立公立鼎立シテハ患者ニ差別観ヲ起サセハシナイカ

星塚林園長

新ラシイ古イトイフ事ニヨリ騒擾ガ起ラナイトイフ事

ハ云ヘヌ

長島ノ今回 事 件 原 因 ハ 各療養所 不良患者ヲ多

ク入レ過ギタ事ニ起因スル、 コレ ハ実ニ各療養所ノ共

同責任デアル

要ハ拡張ニ在

原田 (外島) 院長

多々益々弁ズルトイフワケニユカヌ、 限度ハ千五百名

位 デアロ ゥ

(口職員ニシテ中傷スルヤウナ卑劣ナコトヲスルモノヲ)(イ国体明徴ニ反スル患者ハ断乎トシテ取締ラレタシ

取締ラレ

() 衛生課長ヲ考慮サレタシ? (意味不明

二長島ニ国立・公立併立ハ困ル、 併立シタル場合、 将

来不祥事ガ起ル

香川県衛生課長

国 立併置ニヨ ル 危険 ノ懸念アリ、 国庫補助 率ヲ増加 セ

ラレ タシ

高野予防課長答弁

補 助 率増加 木 三難ナリ

ワ、 林 (全生) 院長

既設ノ療養所ノ拡張

限 度 ハ 地 勢分担能力ソ ノ他 . デ 一 様ニスル ワ ケニユ

力

ヌ、 全生ニテハ千六、七百名ハ可能ナリ、 但シ職員

率ハ増 加シ、 患者ノ待遇モ多少上ゲネバナルマイ

カ、 光田園長

東北ニ国立ヲ建テル事ニ付テハ異論 アリ、

元

来

癩

ノ分

布上、 又ハ温暖ヲ好ム病者ノ性質上、 南方ニ増 大スベ

キモノナリ、 北守南進 ハ癩ノ根本策ナリ

東京府衛生課長

北部ニ国立ヲ建テルコトハ ドウカト思フガ、 拡張 スル

コ } ハヨイ、 ソレニ付テ費用点ニ困ラレルナラバ、 コ

ウユウ事モ一方法デアルマイカ、 即 癩予防協会ノ 相 談

リ委託ノ形式デ出シテ貰フテハ如何、 所ノ形式ニテ三百名位ノ設備ニシテ、 経常費 コレ 単 ハ ナル 玉 |費ヨ

私案デアルガ、 参考マデ

休憩

日午后 時五十分開 会

議題 、内務省提出 特殊国立癩療養所設備 ニ関スル件

説明 高野予防課長

イ、 光田 園 長

事件ノ原因説明

①左傾思想患者ノ孛動

②定員超過、 止ムヲ得ザル収容

九州ノ如ク二百名余ノ空席ガアリナガラ入レナイノハモ

ツテノ外デアル、不熱心ノ県ニハ療養所ガ積極的ニ働キ

カケテ説得サセネバ駄目デアル

宮崎 (九州) 所長

光田園長ハ九州ニ付テハ不認識ナリ

局長

注意ス

大阪府衛生課長

浮浪患者ノ処置ニ 困ル、 遠島二集メテ自治村落ヲ作ラセ

テハ如 何

ホ、 光田園長

癩者ニ対シテ処罰セヌトイフ方針カ、 司法省ノ意見承リ

度シ

へ、司法省刑事局清原氏

司法省ノ意見トシテ申上ゲルワケニユカヌガ、

ル ガ故ニ処罰セヌトイフヤウナ事ハナイ

, 野島 (大島) 所長

国立ノ附近ニ建テレバヨイト思フ、

現在大島ニモ前科者

ガ十五名アリ

光田園長

刑務所ニツキ司法省ノ意見ヲ問フ

芥川衛生官

私見ヲ申上ゲマス、癩患者ノ受刑者ヲ一ケ所ニ集メルコ トハ衛生局方面カラモ希望ガアリ、 数年前高野課長卜計

中ニ実現スルデセウ

ツタ事ガアルガ、今トコロ省内ノ意見纏マラナイガ、

ソ

ル、 四谷事務官

ソノ間ノ事情ヲ詳細ニ知リタシ、即省内デソノ必要ナシ

トイフノデアルカ、 又ハ司法省デ必要デアルカ、

デ都合ガ悪イトイフノデアルカ、 ソノ事情承リ度シ

オ、 芥川事務官

省内ノ意見纏ラヌ、大蔵省ニ出シテイナイ、 詳細ハ大臣

ニ面接シテ陳情セラレタシ

ワ、古見 (栗生) 園長

刑務所ト共ニ特殊ノ療養所ノ必要アリ

癩患者ナ

林 (全生) 院長

癩ナルガ故ニ不起訴ニナル例多シ、 前科者モ療養所ニ其

侭入レネバナラヌトイフノハ問題ナリ、 当局ニオカレテ

) \ 速ニ対策ヲ講ゼラレタシ

日、 中条 (北部) 院長

癩患者犯罪ノー 例 (小□ハ□エノ件

林 (星ヶ塚) 園長

刑務所ノ必要ハ申スマデモナシ、 促進サレタシ

原田 (外 島) 院長

最近患者ニ思想的傾向多シ、 刑務所又ハ特殊療養所ノ必

要多シ

ソ、四谷事務官

ソノ後ノ患者ノ状況、 結局患者ハ何時迄タツテモ刑罰ナ

ド加ヘラレヌトイフノデ、 無暴ナモノハ騒ゲバソレダケ

ヨイト考ヘル故ニ

①刑務所ヲ急速ニ建設サレタシ

②特殊ナ監禁場ヲ一日モ早ク作ラレタシ

衛生局長

特殊ナ監禁場デハ、 拘束監禁シテ自由ヲ束縛スルノデス

力

ネ、 四谷事務官

然リ、 ソノ費用ハ予防協会デ出シテ貰ヒ、ソノ人件ニ付

テハ療養所ト聯絡シテナサレタシ

家坂 (宮古) 所長

白刃ヲク、ツタ狂暴患者ノ例ヲ陳ブ

ラ、 宮崎 (九州) 所長

日モ早ク堅牢ニ作ラレタシ

ム、 衛生局長

適当ナル方法ニヨリ進ミタシ、

尚行刑ニフレナイモノニ

付テモ至急研究シタイ

コノ問題ハ、二日ノ午后時間ヲアマシテ充分意見ヲ承ル

コト 、スル

二日 午前九時十五分開始

議題 在宅癩患者ノ調査及指導ニ関スル件

説明 高野予防課長

正確ナル調査ノ必要アリ、 要急患者ノ鑑別重要ナリ

古見 (栗生) 園長

茨城・群馬二県下ニ医官派遣セシコトニツキ報告

大風子丸薬ノ施薬結果良好、 経費ニツキ考慮サレタシ

口、 矢島 (栗生) 医官

前記報告

野島 (大島) 所長

香川他三県下患家訪問ノ結果、高知県ニテハ未登録ノ患

者五十六名発見セリ

ニ、大坂府衛生課長

錠剤ハ予防協会ニテ引続供給サレタシ

ホ、林(星ヶ塚)園長

鹿児島県下三六〇軒ノ患家訪問セリ、地方ノ警官ノ協力

ニヨルコト多シ、今年ハ宣伝ハセヌ方針ナリシ由、来年

ヨリハ相当宣伝ヲスル必要アリ、九州ニ於テハ特ニソノ

必要アリ

へ、香川県衛生課長

療養所ヨリノ患家訪問ハ不成績ナリ、トテ前任地滋賀県

ノ例ヲ引ク、技術員ノ講習会ヲ開ク必要アリ

ト、台湾上川院長

澎湖島ノ調査ヲナセシ際、地方警察官ノ癩ノ知識普及向

上、コノ必要ヲ痛感セリ、予防宣伝ノ必要アリ

チ、東京府衛生課長

旅費ヲ療養所ニモ支給サレタシ

ヌ、野島(大島)所長

昨年大島ニテ講習会ヲ開催セシ結果良好ナリ、本年度モ

開催ノ予定ナリ、経費ハ協会ヨリ補助セラレタシ

ル、宮崎所長

地方ニ於ケル裕福ナル患者ノ家屋建設ヲ防止スル法ナキ

ヤ

議題四 癩予防協会ノ事業ニ関スル件

説明 高野予防課長

-、古見(栗生)園長

保育所拡張セラレタシ

口、四谷事務官

口名等教官

保育所ノ将来ハ困難ナリ、ナントナレバ中間児童

一)問

題

及年ト共ニカ、ル児童多クナルニツケ、経費ヲ増加・

バ到底経理ガタ、ヌカラ、未感児童ノ年齢限度如何

予防宣伝及患家訪問ノ費用ヲ増加セラレタシ

ハ、高野予防課長

①未感児童ハ義務教育ノ年齢迄

②旅費ハー県ニ付百五十円程度配布シテイルカラ、療養

所ハ各府県ト聯絡シテ貰ヒタイ

ニ、四谷事務官

百五十円位デハ不足デアル、増額セラレタシ

ホ、林(全生)院長

提出議題五説明

職員ニ対シ社会事業全般ノ知識ヲ獲得セシメタシ

結核予防協会デ開催シタト同様ノ看護婦講習会等開催

シメラレタシ

高野課長 返答

結核云々ハ誤解ナリ、 結核予防協会ニテハ単ニ講師 ラ斡

旋等ヲ為シタルノミニテ、費用ハ勿論出シタ事ナシ

香川県衛生課長

思想患者ノ取締ハ、 県ハ大島ト協力シテヤル予定ナリ

チ、北部中条院長

経常費ヲ予防協会カラ出サレタシ

宮崎 (九州) 所長

提案(五説明 東京・大坂等ニ於テ職業指導所ヲ設置シテ

児童ヲ教育シテハ如何

野島(大島)所長

提案(二三四説明 大島ニテハ未感児童満州二三名・兵

庫県二名・大阪一名、 個人的斡旋ニヨリ送レリ、今ノト

コ 口良好ナリ

高野予防課長

大島提案ノニ、民間寄附 住宅ノ経常費負担

オ、 林 (敬愛) 園長

万人計画完成後ト雖モ、十坪住宅ニヨル経常費

ハ国庫

カラ出シテ貰ヘルデアロウカ

セ

TRヲ早ク配布サレタシ

高野予防課長 返答

TRハ方ハ中条院長ヨリ返答アリタシ 万人計画完成後ト雖モ経常費ハ出ルデアロウ

カ、 中条院長

目 下調製中、 暫時オ待ヲ乞フ

休憩

二日午后 時開会

イ、 四谷事務官

提案二補充費途指定ノ件、

口、 高野課長

大蔵省ノ方デモ大変同情シテイルカラ、 コレハウマク行

長島事件ノ良イ結果トシテハ、今ノ提案ノコトデアロウ、

クデアロウ

ハ、四谷事務官

提案四説明 野島所長

ハ困難ナリ

不健康業務加算ノ件、 説明

ホ、 霜崎内容 務属

実際問題ノ際審議セヨウト恩給局ト打合セテアルカラ、

ソノ実際問題ガ出ナケレバ判ラヌ

四谷事務官

愛生園デハ救護規定ヲ以テ勤務命令ト見做シテイル

奥村内務理事官

コノ件ニ付テハ恩給局 ハ内務省ノ出様ヲ大変注目シテイ

ルヤウデアル、 書記ハ看護長ト兼任シテハドウカ

四谷事務官

書記ヲ看護長ト兼任トイフコトハヨイガ、 主事又ハ 事 務

官ハ左様ニハユカヌ、之ハ衛生局ノ肚ガ定ラネバ永久ニ

定ラヌ、 愛生園デハ前述ノ救護規定ヲ勤務命令ト見做シ

テイル

奥村事務官

ソレ ヲ勤務命令トスルカドウカニ付テハ恩給局ト交渉ス

ベシ

ヌ、石橋 (全生) 主事

昨年七月恩給局カラ属官ガ来ラレ、

コ レハ参考迄こ

ル、 四谷事務官

公立療養所ニ於ケルソノ実情ヲ承リ度シ

オ、全生病院

事務分掌アリ

北部

事務細則ニヨ

カ、大島

ル

庶務細則ト所長命令簿ニヨル、

分館勤

務

遡 ル

日、 四谷事務官

提案四ノロ、 説明

タ、 奥村理事官

癩療養所ナルガ故ニトノ理由デハ理由ニナラヌ

く 四谷事務官

応尤デアルガ、 癩ナルガ故ニソノ特殊性ヲ考慮サレタ

レヌデアロウカ

シ、モシ工合ガ悪ケレバ二段ノ策トシテ予防協会デ考へ

ソ、高野課長

考慮スル

光田園長

実情ヲ見テユカレタ、

提案五、 壮丁癩ニツキ説明

従来届書類ハ村長ノ奥書デ兵事官ニ提出シテイタガ、 患

者ノ苦痛ヲ増シタノデ、兵事官ニ診断書ヲ先送シ、村長

ニハ疾病ノ故診断書ヲ先送トシテ奥書ヲ求メ成功シタ例

アリ

ネ、野島所長

ナ、古見(栗生)園長

集会場ヲ新設セラレタシ

ラ、家坂(宮古)所長

提案説明、コレハ事務主任会儀ニ譲ル

作業賃ハ統一シタ方可ナラン

ム、全生林院長

提案二説明、国立ト患者費ニ於テ既ニ六銭ノ差アリ、大

体ノ基準ヲ定メラレタシ

ウ、四谷事務官

林院長ノ言葉ニヨリ説明ヲ加へ、随時予算協議会ヲ召集

シウル公立療養所ノ方、経理上ニモ便利ナリ、国立ハ困

難ナル事情説明

イ、中条(北部)院長

提案()ノハ説明、費目別ノ補助率ヲ定メラレタシ

ノ、原田(外島)院長

提案一ノハ説明、コレハ事務打合会ニテ承ル事トス、山

田耕介ニ付陳謝

オ、野島(大島)所長

提案三五説明、各聯合区ニヨリ分担率区々タリ、一定ニ

所長ノミニテモ国費支弁セラレタシ

ワ、宮崎所長

セラレタシ、

提案(二)説明、職員ノ俸給ヲ国庫支弁ニスレバ患者ヲ

増加収容シ得、御考慮ヲ乞フ

ガ、東京府衛生課長

天色子发生,全万,, 117.

療養所職員ノ奨励ノタメニ、省内ノ主任官ヲ年ニ一回又

ハ数回療養所ニ派遣シ、実情ヲ視察セシメラレタシ

局長挨拶

色々御高説ヲ拝聴シテ大イニ穫ル所ガアツタ、私ハ止ム

ヲ得ザル事情ノタメニコノ席ヲ中座シナケレバナラヌカ

ラ、コ、デ御挨拶ヲ申上ゲルコトノ御諒承ヲ得タイ

皆サンハ困難ナル事業中ノ最困難ナル癩事業ノ第一線ニ

立タ、レテ、朝夕御奮闘サレテイル事ニ対シテ衷心敬意

ヲ表シテイルモノデアル、

カ、

ル

職務ニ当ラレテイル職

限度スルヤウニ、皆サンノ御希望ヲ拝聴シテ努力イタシ員ノ待遇ニ付テ、出来ルダケ国家トシテ報ユルベキ最大

タイト存ジテイル

デアツテ、 公立ヨリ 国費地方分担 ガ当然デアル 救 御 癩ヲ国策トスルナラバ之ヲ国家直接ニスル ハ難シイ、 希望デアル カモ知レヌガ、 本来ハ衛生事業ハ公共デスベキ 国家事業ニ移スコトニ付テハ、 大体ハ地方デ負担シ、 足

ラザル ハ国家 デ補助スルトイフ立前カラ今後モ進ミタ

所

患者ノ待遇ニツイテアマリ差ノナイヤウニ考慮スル

イ

不良患者ノ処置ニ付テハ、コノ機会ニ充分御意見ヲ承リ

タイ

1国又ハ公共団体ガイカニ取扱フベ

キカ

分置スベキカ

2 監禁場ハーケ所ニ集中スベキカ、

3 組織

4場処

5刑務所ト 関 |孫聯絡 等

私共モ幾多ノ疑念ガアルガ、 皆サンノ具体的御意見承 ij

タイ、 切 角出来テモソレガ諸君ノ希望ニ添 ハン時ニハ 困

ル、 充分論議サレタイ、 私ハコレデ失礼シマス

(局長退場

大坂府衛生課! 長

不良患者ヲ特殊療養所ニ入レル、 孤島ガイ、、 自治村落

> ヲ作ラセ ル、 生活必需品ダケ送ル、 職 員 ハ不要、 刑 務所

ニハ狂悪ナル患者ヲ入レル

口、 古見 (栗生) 亰

特殊療養所ハ従来ノ療養所ト別個 作ル方ヨシ、 治療 ヲ

へネバナランカラ、 陸地 ノ方可、 定員百名位 H 本中

央部ガイ

加

中条 (北部) 院長

不良患者ノ孤島説ニハ反対、 刑務所ハ療養所所在

地

1

刑

務所ガ適当ナルベシ

林 (星ヶ塚) 園 長

朝鮮ト同様療養所ニ隣接シテ刑務所ヲ併置スルベシ、

ソ

、建設費モ予防協会ニテ負担スベシ、 場処ガナケレバ

田代議士ガ提供スルトイフノナラバ引受ルデセウ、 刑務 永

所ガ出来ナクテ不良患者ノ監禁場シ カ出来ヌトイフノ デ

木 ル、 患者ニシテモ職員ニシテモ不安ヲ増スカラ、 同

構内デハ困

ホ、 周防 (小鹿島) 亰 長

内地 <u>|</u> ハ事情ガ違フカラ参考ニナラヌカモ 知レ ヌ ガ、 最

初小鹿島ヲ拡張スルトイフ時ニ無手デヤル ノハ困 ル 1 申

シ、 刑務所ヲ作ツテ貰ツタノデアル、 建設費ハ予防協会

ル、 カツタ、 守十三名ハ自分ガ推薦シタモノデ、 務所ハ全然別箇ノモノデアルガ、 デ出シ、 刑務所出現ニヨル患者ノ影響トイフモノハ、サ程ナ 私ハ最初カラ悪イ者ハコ、ニ入ルノダト頭カラ 経常費ハ普通ノ刑務所ト異ラナイ、 実際ハ看守長一名 実権ハ自分ノ下ニア 更生園 ト刑 看

云ツテヤツタ、 九月二日二巡視傷害事件ガ起ツタ時モ

即ニ告発シタ、事ノ小サイ内ニ処理スルトイフノガ私〔マヱ〕

方針デ、五部落ニ看護主任ヲ置イテイルガ、主ナル仕事

入ツタ時ニモ心配シタガ、予メ私ガ一人々二会ツテソノ ハ査察デアル、大邱カラ所謂「十人組」トイフ親分連ガ

云フ所ヲ聞イタ上、一部落一人、二人宛ニ分置シ、 充分

看護主任ヲシテ附ツ切ニシテ監視ヲシテイル

刑務所ノ実現ニヨ

①患者ハ自省スル、 大分変ツタ

②各刑務所ノ患者ヲ集メテ入レタカラ、 法務局デハ喜ン

デイル

③警察デモ、 ソノ取扱ニツキ非常ニ喜ンデイル

④特殊患者ノミヲ入レル所ヲ作ツテモ、之ヲ引受ケル場

点刑務所ヲ作ルコトガ第

処ト人ガナイ、

恐ラクコレハ実現不可能ト思フ、

ツタ、 最初未決拘留場ヲ作ルコトヲ願ツタガ、 兎ニ角要路ノ人ガソノ気ニナラネバ駄目デアル コハハ通ラナカ

中条 (北 部) 院長

周防園長ノオ話ヲ聞イテ胸ガスツトシタ、 兎ニ角実現速

ナランコトヲ期ス

古見園長

軽イ期間ノ不良患者ヲドウ取扱フカ

チ、 周防園長

刑ヲ重ク見サセルコトガ第一、一反刑ヲ了ヘテ出タモノ 私ハ法ニ付テハ冷胆デアル、〔淡〕

ハ視察ヲ厳重ニスル、

私

方ノ監禁室ハ刑務所以上ニヒドイ所デアル

局長着席

'n, 局長

コ ノ問題 ハ中々難シイ、皆サンノ要求ニヨレバ

①特殊療養所ヲ作ツテ欲シイ

②監禁場ヲ作ツテ欲シイ

③刑務所ヲ作ツテ欲シイ

④監禁場ト刑務所ヲ併置シテ欲シイ、 トイフ意見モアル

ソレデハ

①特殊療養所トハ不良ナモノヲ集ル所カ

②ソコデハ監禁ヲスル カ、 シナイカ

③刑務所ナレバ 病気ノ療養ヲ中絶スルカ、 シナイカ

④ソコニ入レル 病者ノ病気ノ程度 ハ如何、 重症者ハ ド

ゥ

取扱フカ、 等ノ疑問ガアル

四谷事務官

特殊ナ監禁場ニハ療養所ノ狂悪ナモノヲ入レル、 浮浪者

ハ入レヌ、ソノ他ニ刑務所ハ必要デアル

敷地ハ療養所外ガイ、ト思フ、併置スル方可

長島ハ外島ト長島ト狭立シテ不適当ト思フ

外島原田院長

一段構ヲシナケレバナラヌ、 先ヅ刑務所ガ先決デアル

オ、

野島所長

大島ノ「ミツル」 事件 ノ際ハ四ケ月入レタガ、 職員 ご 非

常ニ困ツタ

ワ、 林 (全生) 院長

監禁場設立ハ焦眉 ノ急ナリ

局長

貴重ナル御意見ヲ承リ、 将来ノ施設計 画上参考ニナルト

コ 口多シ、 只今論議中件ハ差セマツタ問題デアツテ、 ド

ウ シタラヨイカ今私トシテモ慎重考慮シテイルカラ、 皆

> 各省及植民地ノ方々ノ出席ヲ得、 サンノ意見ヲ参酌シテ解決ヲ計リタイ、 貴重ナル意見ヲ聞 今会議ニハ 関係 クコ

トガ出来、 大変参考ニナツタ、 皆サンハ労苦ヲ要スル 中

ニモ特ニ労苦ヲ要スル仕事ニ当ツテ居ラレ、 精神的ニモ

肉体的ニモ労セラレテイル皆サンニ対シテ、 多大ノ敬意

ヲ表スルモノデアル、今後トモニ同胞ノタメニ労ヲ惜 レヌ様ニオ願スル次第デアル、 尚 自 分 ハ中座スル ガ、 時

間ガアルカラ充分論議サレタイ

カ、 高野予防課長

警察ノ留置場ノヤウナモノヲ作レバ

林院長

ヨイカ

日、

刑

務所ハ早急ニ ハ 出 来ヌカラ、 特殊監禁場 ヲ作 ツテイ

タッキタイ

光田園 長

刑務所問題 ハ療養所開始以来ノ問題デアル、 特殊ノモ

ヲ入レ ルノハ 五〇人位、 陸ツヾ キガイ 島 ハ不可

緩厳イヅレニモ出来ルヤウニシテ欲シイ

刑務所ト併置ガヨシ、 土地ハ療養所ト若干離ツタ平 地 ガ

日 1

く 中条院長

リタリ

時間モ迫ツタカラ、コレ位デ終リマス(ト閉会ヲ宣シテ

大笑) (午后五時半)

尚、コノ問題ニ付テハ、三日衛生局ニ集リ協議スルコト、ナ

以上

三三三

園外からの投書

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」昭和11年)

〔ハガキ表書〕

岡山県

邑久郡長島愛生園

患者争議団御中

愛媛県新居浜町

橘新

前略 心を失はしめんことを憂ふ。 5 諸君の育ての親なる大恩人光田園長様に敢て暴行をなしたる らも救癩の自覚生じたるに、 議は非常時に当り、 しめ、 自ら墓穴を掘る行動なり。 日本国民として日本国民たる諸君に告ぐ、 救癩事業困難なる時に当り、 諸君の行為の中、 諸君の無謀軽挙は、 最近日本国民中、 最も罪なるは 益 国民の公情 今回 々困 僅か乍 難 の争 な

御慈悲深き、化神の如き。皇太后様の御胸を痛め奉ること、て、かゝる行為をなす者果して日本人なりや。人間なりや。本人の聞くに堪えざる所なり。親より厚き恩ある先生に対しことなり。寔に人面獣身の行為にして、恩を知ること厚き日

〔以下ハガキ2枚目〕

かくの如き甚しきものなし。

改め、 ことを切に希望す。 ひ給はん。憂慮の余り一言忠告す。 立ち、少時の困窮に耐え給はんことを切望す。 時正に日本は非常時なり。 るが如く許し給はん。 田先生、所員皆様に罪を謝し、 ことかくなりし上は詮なし。一日も早く皇太后様を始め、 んことを信じ疑はず。 園の平和復活するに至りしことを報ずるは、二、三日中なら 本人なる諸君深く反省し、 罪を謝するに於いては、 御慈悲深き園長様は、 神悔改むる者に対しては、 小我を棄て、 国防費の為、 愛生園 親の遊蕩見て許して家に迎ふ の平和俄に立帰られ 大国民として自覚に 国費豊かならず、 諸君の心よりの悔 新聞誌が愛生 幸を以て報 日 光 6

六

七

三四四 ハンスト組宛実業浪人書状

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」 昭和11年)

|--|

今は国家の非常時也

不幸な我等ともにセん

国費を以て愛する我等

 \equiv

暑気になやんで不徳の言葉

兀

自然の恵薄い我等は

五.

神にたよりて心は生ん

病気の軽重一ならず

十 今日あく日とハンストやめて

同病あはれむ美のもとに

九 不幸な我等差異がある

> 成り、 皆様も御不幸な御病気か有る故、 全奉祈上ます し申上ます、 御実行被下事を節にお願です。 何卒私の意中御了察被下、

愛生園内

ハンスト組御中

+ 明 日の仕事を楽まん

恵父の園長神として

十四四 試設は二生に恵まれて「マン」(マン)でマン国家の試設待つ我等

十五 事を起た我等は義生

国の同支の愛を求めて 文字通りの愛生園と

十八 弱い体を持ちながら

十九 強くでるのは身の損にや

<u>二</u> 昭和十一年八月廿日 理解をさとる感謝の愛

ながらルンペンに等しき者故、 右の歌を差上ます故、 御一 読御願申ます、 国家非常時に尽す事の出来者、「やる」の関申ます、私も健全な体を持 御尽被成事出来ない事御察 末筆ながら皆様の御健 此一書を御味生ひ相

実業浪人

敬具

三三五 松村好之書状が伝える園内の様子

(愛生園蔵「患者騒擾事件雑件書類」昭和11年)

大野様

す。 皆身から出た錆とでも申しませうか…、 か出 からは絶へず私は悩み勝ちです、「傍線後書」 『このまま此所で一生を過す事が出来れば、 くなつてたまりません。 り事実でした。明石にゐた時に引き喚へ、此所へ参りまして あり、何一ツ不足はない』と絶へず思つてゐましたが、 として、明石に入院以来の私は、 の原因の最も大きいものは、私自身が不信仰になつたためで しく恋しくなつて参ります。発病当時の悩み悲しみは別問題 何一つ不平なくして過せた過去を思ふ時、たまらなくなつか しましたが、一日として不幸を感じた事が有りませんでした。 んだ明石、そして家庭的で平和だつた生活、 の音に耳を傾けてゐると、いつの間にか明石の地がなつか あさ夕大変涼しくなつて参りましたね。一夜中を鳴き通す虫 現在の私です。 来れば、 明石にゐた当時の子供心、 決して現在でも不幸な筈はなかつたのです。 明石にゐた時より現在の私に取りましては、 あの自然的な、 純真な求道心を持ち続ける事 いつも思つてゐました事 不幸をおぼへ そして割合変化に富 どうする事も出来な 誰よりも幸福 私は七年間も過 勝ちです。 やは 之 そ で は

> しく るより他に致し方がありません。 し難 様と変らない様な御考を持つて接して下さる方が多い れを憂ふる涙さへ出ません。只呆然自失遠くよりながめてゐ 言ふみにくい、 りました、 す、特に今回の事件に依つて、其の気持が深く強くなつて参 けれども、 物質的にはむしろ恵まれてゐますし、 M 其の行動はあまりにも野獣的でした、 本病者の本性を遺憾なく発揮した言動でした、 何と言ふ無盾した恐ろしい事でせう、 現在の私はやはり不思議な淋しさに包まれてゐま 何と言ふ馬可げた事でせう。 職員の方達にも、 現在の私にはそ それは筆舌に尽 無智も甚だ のです 何と 大野

す。 その言葉すら知りません。特に、 すね。全くお気の毒と言つてい、のか何と言つてい、のか、 特に園長先生の御心痛は如何許りでせう。飼犬に手を咬まれ それに致しましても、今回の事件に依つて受けた園当局者、 ですから、 ないので心配いたして居ります、 ると言ふ古語がありますが、それ以上飼犬に咬殺された形で 何とかして大野様 度お伺ひの手紙を出して貰ひたいとの 其他野□様、 誰にお尋ねする事も出来ませんが、私達は大野様 kの消足を知りたがつてゐますが、こんな時〔息〕 「息】 林さん達みんな心配してゐます。 昨日、 大野様が一寸も出て来られ 御依頼を受けてゐま 佐□さんからも是非

す。 件の起りを以前から計 佐 当局者の方で誤解してゐるのではないかと思ひます。 然しどうする事も出来ないのです。 時舎長であつたのが運が悪かつたのです。 決して佐々木、 されてゐる人々に、 は ゐ 突如として暴行となり、 く事情は知りませんが、 れてゐるのです。 あの立場には始めから立ちたくはなかつたのですよ。 解を受けてゐらつしやると想像してゐます。 入つてゐる事は返すべ~も残念です。 の立場を考へ、 ます。 推察いたして居ります。特に、 々木君はさうした様子は見受けられません。 言 ために祭り上げられて、 高見君など私と会ふ度毎に後悔し、 入園者の大半が我がま、のため、 ないでせう、 然し、 御苦境にあるのでありませう事は大体想像 委員の中にも進んでやつてゐた人達もないと 高見君等が悪いのではないのですよ。 強請と暴力の許に心ならずやつてゐるので 明石から来てゐる佐々木、 大いにあるとは思ひますが、 画的にやつてゐたのではない 委員連中はそれ等無智者、 決してそうした事実はないと思ひま 操人形式にやらされてゐると見て 今回 私の考へでは、今回の事 其点大野様はきつと誤 凡ゆる不平が爆発して の事件の中心人物と目 残念がつてゐます。 無理矢理にやらさ 然しね大野様 佐々木君は何 高見両君 かと、 盲目者達 高見君 二人共 私も深 あの当 が這 亰

> と言つても、 かも知れませんが、 過去に於てあゝ 今回進んでやつたとは見受けられま した運動をしてゐたので 好きな

ん。

特に、

高見君は毛頭ありません

O

明 乍ら全く不信仰無力なものです、 持になれない者です。そのため私は後悔してゐますが、 常に卑怯な性質でして、 様な気持になり、 すから、 には片つ端からリンチを加へないでは置かない勢だつたので 力団が刃物や樫の棒を持つて廻り歩き、 てゐ乍らどうする事も出来ず、 λ_{\circ} して私も委員連中や長□さん達をせめる事は毛頭出来ま 今度だつて賛成したのは当然かも知れません。 く考へて見ると、 たい気持ちはあり、 ゐたのですから···、 つ 私 石にゐた時からあれ程な事を数々やつてゐるのですから、 の残念に思つてゐる事 ` 私だつて表面に立たなかつただけで、心には大反対をし ある事 私は神を信ずる立場から奮然起つて反対運動を起し すです。 馬可らしくなりました、 (鹿) 気狂のために何の理由* あ と言ふのは何所で隠れてゐても、 何回となく考へさせられました。 の性質は到底変化する事 あんな場合どうしても殉教者的 は、 例の長□さんか又本性を現 暴力団の言うふま、になって 大野様も御承知の様に扇動 由もなくして殺され 行動を共にせ 其れに元来私は はないでせう。 と言つて、 然し好 な 彼等 自分 な気 決 せ

動を共にさせられたのですから、丁度キリストを十字架につで、それに和し残りの七、八百名は皆心で反対しながら、行者は二、三十名で、二、三百名のものか無智者又は不道徳者

ん

り、 思つてゐます。 こ、か全くいやになつてしまひました。 けたあの当時 方から都合好く送金でもして呉れれは、どこかへ代らうかと るのではないか思ひます。 して一問題起り、 口 自 の歎きを持つて後悔してゐますから、 治会 (自助会) の群衆にも等しいのです。 と言つてもこゝから出たものを、 又滅茶滅茶になり、 でも組織されれば、 私はいづれにせよ、 前の家族制度に立ち返 もうすこし先で兄の 心ある者は皆あ きつと仲間 此の後皆平静に返 今度の事 他の療養所 割 件 のポ れ が

いかと思つてゐます。
けましたので、今般に於ても絶へず目をつけられるのではなる松□右□太兄を二日間泊めたために、もう一寸で叩かれか御承知かも知れませんが、この事件に反対した私の同郷であ

へ入れて呉れるかどうかも分らんので心配してゐます。

御心配をしてゐられるだらうと思ひ、又あまり心に懸りましみだれて終ひましたがあしからず、大野様は筆舌に尽せないだれてゐますので、何を書いたか取り止めもなくなり、字も未だく、書きたい事もありますが、あまり長くなり、心もみ

たので筆を取りました、横道にそれてしまつて申訳ありませ

公讨子

三三六 大阪朝日新聞の論評

(「大阪朝日新聞」昭和11年8月24日)

癩救療事業の根本施設 愛生園事件の暗

_

も慰めよ、 れ、 せられし、 ろである。 には推測せらる、癩療養所にも、 が の救療資金を下し賜はり、 0 い極みであるのは申すまでもなく、 至念に融けあつた平和の生活を娯しんでゐるものと、 組織され、 思ひまうけぬ不祥事として、 の官民の努力と関心とがい 世俗を離れた別天地に、 不穏暴行の沙汰を聞くのは、 皇太后陛下の有り難き思召に対し奉りても畏 行くことかたきわれに代りて」とまで御 今回の長島愛生園事件のごときは、あるひは巨 また日本MTLが出来たりして、 あるひは「つれづれの友となりて 職員と収容患者と、 や増しに増し来らんとする矢先 その現地的な円満解決と、 吾人の甚だ心外とするとこ 同盟罷業やハンスト 最近財団法人癩予防協会 愛と感謝との 折角この方面 詠 は懐あら -の行は よそ目 れ多

来再びか、 れんことを希ふのである。 る事 件 0) 発生せざるやう適切なる根本対策 Ö) 講 ぜ

持どころか、 十六銭のところを、 千七百七十一人に過ぎない。 者総数一万五千三百七十一人となつてゐるけれども、 が出来ない。 もあつて、その責任の全部を当面 そのうちには、 したがつて経費の割当、 員八百九十名に対し、 過してゐるのである。 の収容実人数は国立、 五万以上十万人にも及ぶものと推定されてゐる。ところがそ 一つである。 国 は 0) 愛生園事件 いふまでもなく、 癩救療事 また各室、 見るも気の毒な過群状態に陥つてゐる。これ 昭和十年内務省の調査によれば、 たとへば患者収容施設の不十分のごときはその 業に付随する一 の原因については、 単に一 各戸の収容人員が各自のプライヴァシー 定員超過のため僅かに十六銭となつてを 普通ならば患者一人当り一(傍線後筆) これを長島愛生園について見ても、 公立および私立の療養所を総計して五 収容実数千二百十六名に及んでゐる。 時的現地的なもの 日常生活の状態などに無理を生ずる 般的 しかもそれが収容定員を遥に超 いろく、伝へられてゐるが、 0) 根本的欠陥を暗示するもの 関係者のみに帰すること ばかりでなく、 内地の癩病患 日の食費二 その · の 保 わが 定 で 実

は収容患者に不平を懐くものを生ずるのも無理からぬこと、

は れる。

思

と犯罪者とを、 考へても、 に当り、 者とみれば、 を作ることにもなり、 うに待遇不良などを口実にして、 らず、他の善良なる患者の迷惑も思ひやられ、 るがごときは、 罪者から成つてゐるさうである。 戒を限度としてゐるのみならず、 めるのである。 の初歩状態にあることがわかるのであつて、 る有様である。 な多数の犯罪者または前科者を刑務所に代つて収容しつゝあ 養所に送りこんで来るのを常とするので、全国の いことを挙げねばならぬ。 その二には、 首脳部の指令を強化する暴力団も、 わが国 検察当局において殆どすべてこれを釈! 刑 愛生園とてもその例外ではなく、 単に同病者であるとい 癩患者に対する特別刑務所の設けら 務所と療養所を混同 の癩救療政策がなほ極めて原始的な未分化 楽園の平和を害するおそれを多から その結果療養所内の これはわ 何かと事件を惹き起す機会 般に癩 した暴挙であるの ふ理由から雑居せしむ n 病にかゝ かく善 前科をもてる犯 犯罪 かつ今回 今回 の常 療 後所は 放 れてゐな 良 れ は る犯 単に 0 0) み 市民 から 事 0) 療 P 件 罪

Z

て、 期して、収容者一万人を目標とする運動が起されつゝあるが、 て、 否むしろ所期以上の目的を達し、 吾人はこの際愛生園事件の暗示に鑑み、 来必ず統一さるべきものと思はれる。 名に増加される由であり、また患者の特別刑務所についても、 も予算三十万円をもつて増築をなし、 各助成団体並に一 元来同じ癩救療事業に属するものが国立と府県立とに別れ 論である。その他の府県立療養所をどうするかも大問題で、 あるが、たとひ国立の療養所が予定通りに拡張されたところ いよく も新年度事業として全国癩療養所の増築計画を樹て、愛生園 無理 差別待遇されてゐるのもをかしな話しであり、これは それだけをもつてなほ十分とすることの出来ないのは 新たなる歴史の な収容に伴ふ待遇悪化を避くるため、 実現の運びに決定したと伝へられてゐるのは結構で 般社会有志の一 首途を作り、 層の努力により、 畏き思召に副ひ奉らんこと 癩救療事業に一時期を画し 現に紀元二千六百年を 本年末には定員千二百 政府、 内務省におい 癩予防協会、 所期 0 将 無 7

三三七 三浦参玄洞の論評

長島

(愛生園)

事件から学びとるべきも

(「中外日報」昭和11年9月2~3日)

するために、わざわざこの長島事件がわれわれに特に血に滲 研究課題に択んだ「社会事業と社会政策」を現実の上に研究 養所長島愛生園の暴動事件に関し、 グループである二五会に出席して、 いたことであつた。 んだ姿のまゝで提供されたやうにも感じられ、 主話者は大原社会問題研究所の森戸辰男氏であつたが、 めることを得た、 過ぐる八月二十五日、 同日の研究課題は わたしは大阪少壮社会事業家 計らずも今回の国立癩 或程度までの真相を確 「社会事業と社会政策」 頗る関心を引 0) 研 か 療 究

 $\overline{}$

にしようといふのではない。たゞこゝでは恁ういふ事件が何者たちが待遇上の不服を唱へて数ヶ条の要求項目を当局に致 最後にハンストにまで入つたのである。最近被収容者たちは 最後にハンストにまで入つたのである。最近被収容者たちは で件を県当局に白紙のまゝで一任したやうに報道されてゐる が、其解決は果して如何になるか?それはむろんこゝで問題 が、其解決は果して如何になるか?それはむろんこゝで問題 が、其解決は果して如何になるか?それはむろんこゝで問題

を祈るのである。

に勃発したか?それを聊か紹介して見たいのである。故、愛生、と呼ばれ、癩者のための天国と目されてゐる同園

7

件と同 所でも、 自 \mathcal{O} 然である。 なことがあつてはならぬホ した話を聴くと、 き義務があるのだ―― 最小限度でいいから満足して日を送らしむるやうに待遇すべ てゐるのである。 のための犠牲となつて此所に窮屈な生活を敢へてせしめられ めにこれは設けられたものであつて、 養所が設けられたものではない、 所に収容される患者たちは ″全くさうだ、 存在 然な帰趣といはなくてはならぬ 療養所に関係を持つ某氏の談話によると゛こんにちの
[傍線後筆] 0 としてのみ此種の機関を目してゐては 慈善病院でもみな同じ事であり、 そして療養所に限らず、 事件が勃発するやも知れぬ、 彼等をして待遇上の不平を鳴らさしむるやう 故に、 日 頃迂闊に考へてゐるわ と考へてゐるさうである。 国家も社会もせめてわれわれをして、 といつた感じがするのは極めて当 決して自分たちのためにこの 否、 (以上、 其他の感化院でも、 逆に いはばわれわれは と考へるの 上 危く n 般健康国民 わ が彼等の れとしては およそかう 何時長島事 が極め ため のた 療養 保護 一般 療

ない ある、 にも、 ば、まづ予算をせいぜい多額とつておいてから収容者を招く ざるを得なかつたのだ、といふ事である。 のが順序であるが、それが予算獲得の技術上逆にせざるを得 七銭にまで下つたとかいふ事実は、 予防に熱心であり、 0) ふ事である。 ゐる上に、 知る人の談話によると、 方にあるものとせねばならぬ ところで当の長島愛生園 事由があつたため、 無理して多数の患者を収容する結果、 どう仕様もない事で、 但し新聞にも伝へられた、 園当局としては次年度の予算をより多額にとる為 そしてかく聴くと、 寸毫非難を打つべき点はなかつたさうで 心ならずも此所に及んだのだ、 光田園長以下各従事貰はい の実情はどうであつたか? 問題はむしろ双方を飛越えて上 被収容者たちにも、 十五歳の労働賃銀が八銭 療養所の予算が一定して 即ち常識的にい 勢ひそれが低下せ づ れも癩 園当局 実情

 $\overline{}$

さてその上の方にある問題とは何か?

てはならぬ。換言すれば、社会事業に従事しながら、その事によつて仕事をしてゐたといふ事が禍因であつたといはなくになつて考へる事を忘れて、只管国家の社会政策的意識のみごく端的にいふと、療養所の当局が、被収容者たちの心

△〔以下、下〕

%

考へてゐたから、この事件が勃発したものと見なくてはならは持合さずして)、たゞ予算の都合と社会政策上の事のみを業精神を貫いてあらねばならぬ筈のチャリチーを忘れて(或

外の何物でもないとわたしは見るのである。
リチーをもつてゐなければならぬ約束があるとするもので、るが、ともかくわたしは社会事業家である以上必然的にチャーなしに社会事業に従事して居る事は、職業社会事業家以 外の何物でもないとわたしは社会事業家である以上必然的にチャーニ、にわたしの断定的にいつてゐる社会事業とチャリチー

求を徹す覚悟で頑張つたならば、 すべきであつたのだ。 彼等を代表して、 立場を繕はうなどを考へないで、 不平ありと見てとつたならば、 あらう事を思ふのである。 らなかつたとしても、 従つて光田園長以下各職員は被収容者たちに既に何等か 極めて合法的な手段でこれを上の方に要求 そして彼等を背景に上の上までその要 あ した騒動だけでは見ずに終つたで 強ひてこれを弾圧して自己の たとひそれが思ふ半分とほ むしろ彼等の意見に聴き、 0

甚だ遺憾なことであるが、余他の療養所の人たちはもちろん、不幸此所に出でずして未曾有の椿事を出来せしめたことは

は必ずしもわるい影響のみを与へたものとは考へぬのであなかつたであらうと思ふ。そしてこの意味において長島事件ならば、これによつて新たに教へられたところはけだし尠く其他の社会事業施設に於ても正常な事業良心さへもつてゐた

 ∇

る。

そのものが極めて無価値なものになつてしまふであらう。 働く人たちとしてはより強く対象者を考へ、 責任を以てこれを裏づけねばならぬ。 ざるを得ない。 れが罷り違つて吏僚根性からぬけ切らず、 を忘れて予算獲得等のために戦はなくてはならぬ。 会のためのみでなく、 なる社会政策を樹立しなくてはならぬ、 てはならぬ、 人々は、 無事に治まらない事件が、 んことのみを冀つて、 8 をはかる如く偽装してみても、 国家は激変する社会情勢に応じて、 必然的に社会事業家としての建前を堅持してゐなく 即ち事業精神の たとひ社会政策施設といへどもこゝに働く 政策の対象そのものにも当分の社会的 通り一片の仕事に満足してゐたら到底 今後共簇発するであらう事を恐れ 線から外れては 結局は上の方へ目出度から 適切にしてしかも敏速 同時にその社会施設に しかもそれ 場合によつて他 応は対象者のた してゐる仕事 そしてそ は 般